

日野市立まんがんじ児童館改築建築工事

図面リスト

建 築 図				外 構 図		構 造 図	
図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称
特－０１	特記仕様書 １ / ５	A－１８	展開図（３）	G－０２	仕上表	S－０１	構造設計標準仕様書
特－０２	特記仕様書 ２ / ５	A－１９	展開図（４）	G－０３	基礎伏図	S－０２	木質工事特記仕様書
特－０３	特記仕様書 ３ / ５	A－２０	天井伏図	G－０４	外構撤去図（１）	S－０３	木造標準図（１）
特－０４	特記仕様書 ４ / ５	A－２１	建具表（１）	G－０５	外構撤去図（２）	S－０４	木造標準図（２）
特－０５	特記仕様書 ５ / ５	A－２２	建具表（２）	G－０６	外構配置図	S－０５	木造標準図（３）
A－０１	案内図・配置図・設計概要	A－２３	建具表（３）	G－０７	外構詳細図（１）	S－０６	木造標準図（４）
A－０２	面積表・平均地盤算定表	A－２４	スライディングウォール詳細図	G－０８	外構詳細図（２）	S－０７	鉄筋コンクリート構造配筋標準図（１）
A－０３	仕上げ表（１）	A－２５	サイン計画図	G－０９	外構詳細図（３）	S－０８	鉄筋コンクリート構造配筋標準図（２）
A－０４	仕上げ表（２）	A－２６	防音室詳細図	G－１０	外構詳細図（４）	S－０９	ラッブルコンクリート伏図
A－０５	配置図（広域）	A－２７	部分詳細図（１）	G－１１	外構詳細図（５）	S－１０	基礎伏図
A－０６	配置図	A－２８	部分詳細図（２）	G－１２	外構詳細図（６）	S－１１	基礎断面詳細図
A－０７	基礎伏図	A－２９	部分詳細図（３）	G－１３	雨水排水計画図	S－１２	土台伏図
A－０８	平面図	A－３０	雑詳細図（１）	G－１４	樹木リスト１	S－１３	１階小屋伏図（１）
A－０９	屋根伏図	A－３１	雑詳細図（２）	G－１５	樹木リスト２	S－１４	１階小屋伏図（２）
A－１０	立面図	A－３２	雑詳細図（３）			S－１５	１階小屋伏図（３）
A－１１	断面図	A－３３	雑詳細図（４）			S－１６	１階母屋伏図（１）
A－１２	矩計図（１）	A－３４	雑詳細図（５）			S－１７	１階母屋伏図（２）
A－１３	矩計図（２）	A－３５	屋内体育器具詳細図			S－１８	軸組み図（１）
A－１４	矩計図（３）	A－３６	参考詳細図（LSD建具）			S－１９	軸組み図（２）
A－１５	平面詳細図	A－３７	仮設計画参考図			S－２０	軸組み図（３）
A－１６	展開図（１）					S－２１	構造詳細図
A－１７	展開図（２）						

第 1 編 共通事項

第 1 章 工事概要

1.1 工事件名	まんがんじ児童館改築工事
1.2 工事場所	東京都日野市万願寺四丁目20番地の12
1.3 敷地面積	1624.41㎡
1.4 工事規模	
建物名称	日野市立まんがんじ児童館
構造規模	木造平屋建て
建築面積	363.78㎡
延床面積	320.48㎡

1.5 工 期	
	契約確定日の翌日～令和8年11月30日
概成工期	契約確定日の翌日～令和8年11月16日

- (1) 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
- 作業不能日数：15日間
- (2) 上記(1)は、環境省が公表する「関東地方_東京_八王子地点」におけるWBG T値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2020年（令和2年）～2024年（令和6年））について、本工事の工期に対応する期間（「東京都の休日にに関する条例」第1条第1項に規定する東京都の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBG T値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものを5年分を平均したものである。
- (3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方_東京_八王子地点」におけるWBG T値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。

第 2 章 一般事項

2.1 適用範囲

- (1) この特記仕様書は、「令和5年版 東京都建築工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定める。本特記仕様書に記載されていない事項については、上記の標準仕様書のとおり施工すること。
- (2) 本工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも、工事の性質上当然必要なものについては、監督員の指示に従い施工すること。
- (3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について

本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査すること。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い

契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合に関する調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合等を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めたときには、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は発注者の指示による。

2.4 成績評定について

本工事は、日野市工事成績評定要綱（平成14年3月26日付13財営技第167号）に基づく工事成績評定について、次による。

- 対象
- ・対象外

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.6 公共事業労務費調査に対する協力

- (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。
- (4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が(3)と同様の義務を負う旨を定める。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善指置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

2.8 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第18条から25条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）によることとする。

「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財政局ホームページを参照する。

2.9 情報セキュリティポリシーの遵守

- (1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
- (2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。
- なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
- (3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破壊等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。

2.10 環境負荷低減の取組みについて

- (1) 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「Uのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。このことを踏まえ、本工事の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を守ることを。
- ①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について
- ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言
- (2) 洗剤の使用については、石けん成分以外の化学物質を使用した合成洗剤を使わないようにすること。ただし、工事履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での使用を可能とする。

2.11 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。

1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。

このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと

2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。

なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

2.12 環境により負荷の小さい自動車利用

本工事の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

2.13 内部通報制度

- (1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本工事の履行に当たり、日野市の事務事業に關係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
- (2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

2.14 保険の加入及び事故の補償

本工事において、受注者は法定外の労災保険（*）に付さなければならない。また、該当保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

(*) 法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

2.15 分離発注について

本工事は、建築工事のほか下記に示すとおり分離発注工事のため、工事にあたっては他工事との連絡、打ち合わせを十分に行い、受注者との協力の元に工事を進めること。工事区分等に不明確な問題が生じた場合は監督員と協議調整を行い、円滑に工事を進めること。

「日野市立まんがんじ児童館改築電気設備工事」
「日野市立まんがんじ児童館改築機械設備工事」
「日野市立まんがんじ児童館改築解体工事」

2.16 注意事項

- (1) 受注者は、工事着手前に監督員及び施設管理者と行程・作業内容・作業時間・工事関係車両の運行等について十分な打ち合わせを行わなければならない。
- (2) 施工に際しては、通行人及び近隣住民等の安全確保に十分注意すること。
- (3) 既存施設を破損した場合は、受注業者の責任において復旧すること。
- (4) 工事に使用する材料等は、搬入の都度、その規格及び数量等搬入検査を行い報告すること。
- (5) 施工記録写真は、その工程、工程等の段階ごとの状況が、明確に判断できるよう撮影編集することとし、小黒板を提示し、工事仕様、工種工程、日付等を明示すること。
- (6) 工事写真の撮影に際しては、撮影計画書を提出し、監督員の承認を得ること。
- (7) 使用材料は事前に、カタログ・見本等を市監督員に提出し承諾を得なければならない。
- (8) 工事に使用する資機材・材料は施設内に放置してはならない。
- (9) 図面等において判明し難い箇所、施工時に生じた疑義は、必ず監督員と協議しなければならない。
- (10) 脱章等を必ず着用すること。
- (11) 各日、作業の開始及び終了を施設管理者に報告しなければならない。
- (12) 施設内は、禁煙とする。
- (13) 工事提出書類は、「工事受注者の作成する書類（令和4年6月 日野市総務部建築営繕課）」の定めによるものとする。

第 3 章 支払い

3.1 部分払い

- (1) 工事請負契約書第37条に定める部分払いの方法は、次による。
- ・段階別部分払い（支払い回数は、回以内とする。）
 - ・特例工事部分払い（支払い回数は、回以内とする。）
- 部分払いについては、行わない。

第 4 章 施工区分

4.1 施工区分

別途関連工事との施工区分については、原則として次表による。

建築・電気設備・機械設備標準施工区分表						
項目	内容	建築	電気	機械		備考
1.各種水槽・ビット（建物と一体構造のもの）	1.受水槽・排水槽・汚水槽等でコンクリート造のもの	○				
	2.コンクリート造の各種水槽釜場	○				
	3.コンクリート造の受水槽の人孔蓋（防水型）及びタラップ、排水槽・汚水槽等の人孔蓋（防臭型）及びタラップ	○				
	4.最下階便所のビット、人孔蓋（防臭型）及びタラップ	○				
	5.二重床改め口	○				
	6.二重床盤内通気管・通水管	○				
	7.二重壁内の水抜管	○				
2.トレンチ・排水溝	1.各種トレンチ蓋及び人孔蓋	○				
	2.屋内排水溝及び人孔蓋	○				
3.機器等の基礎（建物と一体構造のもの）	1.機器用基礎（コンクリート打ち）	○				
	2.屋上水槽の基礎（コンクリート打ち）	○				
	3.二重床下部分の機器用基礎（コンクリート打ち）	○				
	4.機器、水槽等のアンカー及び基礎仕上げ		○	○	○	

4.スリーブ	1.各種配管用スリーブ		○	○	○	
	2.ダクト、ガラリ用スリーブ	○*			○	*建築が取付けるガラリ用の場合
	3.衛生器具（大便器）取付け用箱入れ			○		
	4.埋込型屋内消火栓取付け穴等の箱入れ			○		
	5.分盤蓋取付け穴等の箱入れ		○			
	6.各種スリーブの補強	○				
	7.避難針取付け部	○				防水を考慮した基礎仕上げ
	8.外壁貫通スリーブまわりの防水	○				
	9.床貫通スリーブまわりの防水	○				防水層を貫通する場合
	10.貫通穴及びダクト空疎充てん		○	○	○	
5.天井切込及び換気扇取付枠	1.埋込照明器具、スピーカー、空調換気用吹出口等埋込具類取付けのための天井切込み及び下地補強	○				墨出しは電気、給水衛生又は空調
	2.換気扇取付け用枠及び穴あけ	○				墨出しは電気、給水衛生又は空調
6.改め口・点検扉	1.天井改め口	○				
	2.各種シャフト点検口	○				
7.はつり及び補修	1.配管のための貫通及び埋込み箇所のはつり又は補修		○	○	○	
	1.各種排水金具	○		○		
8.排水	2.遺付け流し（人造石析出し）の排水金具			○		
	3.流しの排水金物	○*		○		*建築が取付ける流し台の場合
4.外構工事におけるU字溝及びこれに接続する溜槽	4.外構工事におけるU字溝及びこれに接続する溜槽	○				
9.雨水排水	1.ルーフドレイン	○				
	2.地盤面までの屋内堅樋・排水管	○				
3.建物外部分までの屋内部分排水管	3.建物外部分までの屋内部分排水管	○				
	4.屋内部分排水管のうちパイプシャフト内配管の堅樋				○	
10.ガラリ	1.外壁、サッシュに取付けるガラリ（ただし、空調・排気用ダクトその他に取合いあるものを除く）	○				
	2.ドアーガラリ	○				
	3.暗室等の遮光ガラリ	○				
	1.一般用動力操作盤及び電動機端子接続までの配管・配線・結線		○			
	2.ボイラー操作盤及び二次側配管・配線・結線				○	
11.動力	3.冷凍機用動力操作盤及び二次側配管・配線・結線				○	
	4.パッケージ型空調機用電源で手元開閉器以降の配管・配線・結線		○			
	5.電動機シャッター・自動ドアとその電源の二次側配管・配線及び操作盤・押しボタン取り付け	○				
	1.空調用制御機器及び操作機器取付けとその配管・配線・結線				○	
	2.衛生用液面制御機器取り付け及びその配管・配線・結線			○		
13.防災	3.総合監視盤（衛生・空調）				○	
	1.煙感知器連動の防火戸・防火シャッターその他の防災設備の電源・二次側配管・配線・結線及び検出器・制御盤			○		
2.排煙口・ダンパー等とその電源の二次側配管・配線・結線及び検出器・制御盤	2.排煙口・ダンパー等とその電源の二次側配管・配線・結線及び検出器・制御盤				○	
14.コンセント・接栓用穴あけ	1.フリーアクセスの穴あけ	○				墨出しは電気
	2.実験台・演台（備品）等の穴あけ	○				墨出しは電気、給水衛生又は空調
15.各種シャフト	1.各種シャフトのうちコンクリート造のものと及びこれに必要なコンクリート床	○				
	1.解体又は改修する建物等の機器のうち、再使用するものの取外し	○	○	○	○	
17.仮設工事	1.共通仮設：仮囲い、出入ロゲート、敷鉄板	○				
	2.直接仮設：外部足場等	○				
18.気密施工	1.貫通部まわりの気密施工（補修）	○	○*	○*	○*	*補修後に貫通が生じた場合
	2.設備配管の穴あけ		○	○	○	

本表は、設計図書等で示される一般的工事範囲を補足するもので、関連工事との取合い部分についてその施工区分を示すものである。

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。

○受注者の負担とする。

・発注者の支給とする。

第 1 章 総則

第 1 節 共通事項

1.1.4 官公署その他への届出手続き等

工事の着手、施工又は完了に当たり、「労働安全衛生法」第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

1.1.5 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者

- (1) 本工事が東京都議会上程案件の場合、東京都議会で可決され契約を締結する前まで、配置予定の監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は、他の工事に専任で従事することができる。
- (2) 「建設業法」（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。
- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- 当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。
- 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。
- (4) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置については、次のとおりとする。
- ・ 認めない。
 - 認める。特例監理技術者を配置しようとする場合は、別紙「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）及び監理技術者補佐の配置要件について」による。

1.1.7 工事実績情報の登録

契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

【登録先】JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

1.1.16 建設副産物の処理

- (1) 建設副産物の取扱いは、次による。

ア 建設副産物の処理

受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用・再生利用及び適正処理に努める。

イ 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項

受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。

なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。

- (7) 工事概要等
- 工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する
- (8) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等
- 建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。
- (9) 建設副産物等の運搬・処理業者
- 運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。
- (10) 現場での分別
- 工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舎等における紙、生ごみ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。
- (11) 解体工事計画
- 建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。

ウ 施工計画書の添付書類

受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。

(7) 再生資源利用計画書

受注者は、「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）により作成する。

①土砂を搬入する工事

②砕石を搬入する工事

③加圧アスファルト混合物を搬入する工事

(8) 再生資源利用促進計画書

受注者はCOBRISに必要データを入力して作成する。

①建設発生土を搬出する工事

②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事

③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

(9) 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果（建設発生土を搬出する場合）

(10) 建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を100m³以上搬出する場合）

受注者は、本工事から建設発生土を100m³以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口に「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。

(11) 汚染土壌の処理

受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。

エ 建設リサイクル法に係る手続

受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。

オ 有害物質のチェック

受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。

カ 工事情報の登録等

○ 本工事は、COBRISの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにCOBRISにデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。また、受注者は、COBRIS若しくは国土交通省HPに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果」を含めるものとする。

工 事 名	日野市立まんがんじ児童館改築建築工事				
図 番	特-01	図 名	特記仕様書/15	縮 尺	
作 成	監理 日野市総務部建築営繕課				
年 月 日					
訂 正	設計 株式会社 土屋建築研究所 一般建築士事務所				
年 月 日	事務所住所 東京都知事 第16098号 設計者 一般建築士 第267371号 菅野孝				

（問合せ先）
一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター（カスタマーセンター）
所在地〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセンプラスアヴェニュービル2階
電話03-3505-0416 FAX03-3505-0520
https://www.recycle.jaic.or.jp
E-mail recycle@jaic.or.jp

キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の揭示
関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。

ク リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認
建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

(7) 再生資源利用実施書
受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ①土砂を搬入する工事
②砕石を搬入する工事
③加熱アスファルト混合物を搬入する工事

(4) 再生資源利用促進実施書
受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- ①建設発生土を搬出する工事
②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

(7) リサイクル阻害要因説明書
工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

- ①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合
③土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合
④砕石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整砕石は除く）
⑤アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（N7（旧D）交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除ける）
⑥現場内で分別を行わない場合
⑦ 搬入完了報告書（島しょにおける工事の場合）

ケ マニフェスト等の提示
(7) マニフェストの提示

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45 年法律第137 号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は紙マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

(4) 集計表の提出
受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

(7) リサイクル伝票の提示
受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提示する。
その様式は、受注者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。
（具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。）

(4) リサイクル証明書の提示
受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提示する。

オ 横外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。
(7) 有価物の取扱い
建設副産物のうち、有価物については自由処分とする。受注者は処分後、売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。
また、有価物として処分できない場合には、事前に監督員に協議の上、建設廃棄物として処分することができる。なお、建設廃棄物として処分する場合には、(7)の規定による。
（有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和3 年4 月1 4 日環境省令第2104141号）等を参照すること。）

1. 1. 17 過積載の防止

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。
「過積載防止対策マニュアル」は、東京都財務局ホームページを参照する。

1. 1. 19 保険の加入及び事故の補償

○ 本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。
※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

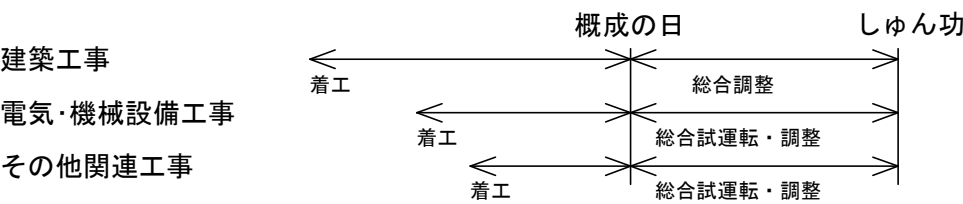
1. 1. 26 住宅瑕疵(か)し担保履行法に基づく資力確保措置
(1) 「特定住宅瑕疵(か)し担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に基づく保険の加入又は保証金の供託の適用については、次による。

- 適用する
- 適用しない。

第2 節 工事関係図書

1. 2. 1 実施工程表

(2) 全体工期から関連工事等に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期（第1編「1.5 工期」に明記された場合は、これによる。）を定め、関連工事等の作業と競合する部分の建築工事の仕上げ等は、「概成の日」までに完了するよう工程表を作成する。
また、工事の完了が、関連工事等と同時しゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日とする（関連工事等は、「1. 1. 11 関連工事等の調整」による。）。
なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分にに行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。
※ 概成工期の概念図（概成工期の定義は標準仕様書「1. 1. 2 用語の定義(26)」による。）



1. 2. 2 施工計画書

(5) 「2. 2. 4 足場、仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書については、監督員の承諾を受ける。

1. 2. 3 施工図等

(4) 施工図等において、営業秘密が含まれており、事後の情報開示等に支障がある場合には、別途協議すること。

1. 2. 4 工事の記録等

(5) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

- 作成する。
- 作成しない。

エ 写真帳の提出は、次による。

○ 提出する。
なお、写真帳とは工事記録写真を工種、区分ごとに施工順序に従い系統だって整理し、必要に応じてキーボード、説明図を添付したものである。

(8) 工事状況記録ビデオ

○ 作成しない（注：東京都議会上程案件以外の場合は作成しない。）。)

- 工事状況を撮影・編集したDVD等については、次のとおり提出する

(9) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下「電子黒板」という。）は次による。
受注者が電子黒板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黒板対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。
なお、申請時には電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）に関する資料を添付する。

ア 対象機器の導入
使用機器については「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2 章 写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。
なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載されている技術を使用することという。
電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）については、CRYPTRECホームページを参照する。

イ 適用範囲
対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。
ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。
デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェアについては、JACICホームページを参照する。
エ 本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3 章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。

第3 節 工事現場管理

1. 3. 5 施工条件

- (2) 施工順序は、次による。
○ 図面による。
(3) 工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所は、次による。
○ 図示による。
(4) 施工条件は、次による。

1. 3. 7 施工中の安全確保

(3) 「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）については、次による。

- 本工事の受注者を指名する。
- 本工事の受注者を指名しない。

なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。また、「労働安全衛生法」第15条、第15条の2 及び第15条の3 に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

- 統括安全衛生責任者
- 元方安全衛生管理者
- 店社安全衛生管理者

第4 節 材料

1. 4. 1 環境への配慮

(1) 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。
「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照する。

ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。

- (7) 特別品目
○ 建設発生土、改良土
○ 環境配慮型型枠（複合合板型枠等）

「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）より抜粋

環境配慮型型枠について
工事の種類、工種、使用部位等に対応する最適なコンクリート型枠を使用するものとし、熱帯雨林を使用しないか又は使用を抑制した型枠（合板型枠（材料は以下ただし書きの①、②を満たすものに限る。）、金属型枠、再生木材型枠、再生樹脂混入木材型枠、樹脂製型枠、再生樹脂製型枠等）であること。
再生資源化施設や熱利用（回収、供給）が可能な施設において再生資源化等が可能なものであること。

製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。
中古品を使用した場合でも、環境配慮型型枠であると区別できるのは環境配慮型型枠として扱う。ただし、施工管理上の理由などによりやむを得ず熱帯雨林材合板を使用する場合は、認証材（FSC、PEFCまたはSGECによるもの）、又は以下の①、②の条件を全て満たすものであること。
① 原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材
② 持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの
なお、国産材合板又は針葉樹材合板、若しくは複合合板を使用する場合も認証材、又は上記①、②の条件を全て満たすものであること。

- 再生クラッシュラン
- 再生粒度調整砕石
- 再生加熱アスファルト混合物
- 再生加熱アスファルト処理混合物
- 多摩産材を用いた建築材料
- 国産木材を用いた建築材料
- 低VOC塗料
- エコセメントを用いたコンクリート二次製品
- スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品
- ノンフロン断熱材
- 再生骨材（Q₁₀・M）を用いたコンクリート
- 再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート
- 再生木質ボード類

- (4) 特定調達品目
○ 建設機械
○ ビニル系床材
○ フローリング
○ 陶磁器質タイル
・ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材、直文集成材）
・ 日射調整フィルム

(ウ) 調達推進品目

イ 受注者は、ア以外のもので、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。
ウ 受注者は、環境物品等の各品目の「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。
エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を機軸を踏まえて作成し、監督員に提出する。また、当該チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を、併せて監督員に提出する。
なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

1. 4. 2 材料の品質等

(1) 本工事に使用する材料のうち、新品を使用しなくてよいものは、次によるほか、(8)による。

(8) 次の再生材の品質は、次による。

○ 次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。

（土木材料仕様書については、東京都建設局ホームページを参照する。）

ア 再生クラッシュラン（RC-40、RC-30）

イ 再生粒度調整砕石（RM-40、RM-30）

ウ 再生砂（RC-10）

エ 再生加熱アスファルト混合物

オ 改良土

カ 粒状改良土

キ 流動化処理土

ク 再生骨材しを用いたコンクリート

ケ コンクリート用再生骨材H

コ 再生粒度砕石（浸透ドレンチ用）

1. 4. 4 材料の検査等

(1) 本工事に使用する材料は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。
(6) コンクリートの圧縮強度試験は、「6. 9. 3コンクリートの圧縮試験」(2)オの構造体コンクリートの強度の判定（表6. 9. 3 供試体の養生方法、材齢及び試験回数）用い作成された供試体を用いて行う、「6. 9. 5 構造体コンクリート強度の判定」をいう。
標準仕様書に定める試験機関等については、東京都都市整備局ホームページに掲載されているので、参照する。

第7 節 施工

1. 7. 2 技能士

技能士の適用は、次による。

- 作成しない。

1. 7. 4 施工の検査等

見本施工の実施は、次による。
・ 実施する。（実施箇所：）
・ 実施しない。

1. 7. 7 排出ガス対策型建設機械

次の建設機械には、排出ガス対策型を用いるものとする。
○ 一般工用建設機械
(ディーゼルエンジン出力7.5〜260kW)
(1) バックホウ
(2) ホイールローダ
(3) フルドーザ
(4) 発動発電機（可搬式・溶接溶接機を含む。）
(5) 空気圧縮機（可搬式）
(6) 油圧ユニット（基礎工用用機械で独立したもの）
(7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）
(8) ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ）
（「道路運送車両法」（昭和26年法律第185号）による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

1. 7. 8 低騒音・低振動型建設機械

(1) 次の建設機械には、低騒音型を用いるものとする。
ア. バックホウ
イ. クラムシェル
ウ. トラクターショベル
エ. クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン
オ. 油圧式杭圧入引拔機
カ. アースオーガー
キ. オールケーシング掘削機
ク. アースドリル
ケ. ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー
コ. アスファルトフィニッシャー
サ. 空気圧縮機
シ. 発動発電機
(2) 次の建設機械には、低振動型を用いるものとする。
ア. バイブローハンマー

1. 7. 9 化学物質の濃度測定

(1) 化学物質の濃度測定は、次による。
・ 測定は行わない。
○ 次のとおり第三者の専門業者に委託して測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認した上で、監督員に報告する。なお、改修工事の場合は、工事の完了後に測定する部屋をその着手前にも測定し、測定値を監督員に報告する。

(2) ア. ホルムアルデヒド
(7) 測定方法は、次による。
なお、他の測定方法による場合は、採用した測定機器の特性等を考慮し、監督員と協議する。

- パッシブ型採取機器によるDNPH誘導体固相吸着／溶媒抽出ー高速液体クロマトグラフ法
- アクティブ型採取機器によるDNPH誘導体固相吸着／溶媒抽出ー高速液体クロマトグラフ法

(4) 測定する室及び箇所（回数）

室名	箇所数	回数／時期
多目的ホール兼図書室	1	1回 工事完了後
集会室		
事務SP		
相談室		
防音室		
乳幼児コーナー		
調乳・授乳室		
オムツ交換SP		
遊戯室		
休憩室		
倉庫 1		
倉庫 2		
外倉庫		

イ. トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン

(7) 測定方法

- パッシブ 型採取機器による固相吸着／溶媒抽出法ーガスクロマトグラフ／質量分析法
- アクティブ 型採取機器による固相吸着／溶媒抽出法ーガスクロマトグラフ／質量分析法
- 容器採取ーガスクロマトグラフ／質量分析法

(4) 測定する室及び箇所（回数）

- (1) ホルムアルデヒドのイによる。
- 次による。

ウ. 空気試料の採取方法等

空気試料の採取方法等は、原則として厚生労働省から示されている「室内空气中化学物質の採取方法と測定方法」による。
ただし、本工事に適用が困難な部分については、監督員と協議する。

エ. 測定後の措置

測定の結果、厚生労働省の定める指針値を上回った場合の措置については、監督員と協議する。
※ 参考: 対象物質の厚生労働省の指針値

ホルムアルデヒド	100 μ g/m ³ (0.08ppm)	キシレン	200 μ g/m ³ (0.05ppm)
トルエン	260 μ g/m ³ (0.07ppm)	エチルベンゼン	3,800 μ g/m ³ (0.88ppm)
	(単単位の変換は、25℃の場合による。)	スチレン	220 μ g/m ³ (0.05ppm)

第9 節 しゅん功図書

1. 9. 1 完了時の提出図書

(1) 提出図書

ア. しゅん功図は、次による。
○ 作成する（「1. 9. 2 しゅん功図」による。）
・ 作成しない。

イ. しゅん功写真は、次による。

- 作成しない。
- アルバムに編集し、監督員に提出する。アルバムの提出部数は、1部とする。
また、撮影場所、撮影枚数等は、次による。
なお、受注者はしゅん功写真の全ての著作権（「著作権法」（昭和45年法律第48号）第27条及び28条の権利を含む。）を発注者に譲渡すること。また、発注者の行為について人格権を行使しないこと。

ウ. 保全に関する資料は、次による。

- 作成する（「1. 9. 3 保全に関する資料」による。）。
- 作成しない。

1. 9. 2 しゅん功図

しゅん功図面の作成に当たっては、監督員の承諾を得て設計原図を複写訂正し、しゅん功原図としてよい。

種類、記入内容及び提出部数は、次による。

- (1) 電子データ版（OD-R等） 2 部
(2) 焼付図 見開製本（A2） 1 部（文字なし観音開き）
焼付図 見開製本（A3） 1 部（文字入り観音開き）

1. 9. 3 保全に関する資料

- (1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。
イ. その他の保全に関する資料
○ 付属品等引渡し通知書
○ 試験成績書
○ 官公署届出書類（副本）
○ 官公署届出書類の写し
○ 鋳・備品・工具リスト
○ 保証書
○ 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）
※ 官公署届出書類及び保証書を除き、2部提出する。

工 事 名	日野市立まながんじ児童館改築建築工事			
図 番	特-02	図 名	特記仕様書2/5	縮 尺
作成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課			
訂正 年 月 日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所住所 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝			

第2章 仮設工事

第1節 共通事項

- 2.1.3 仮設材料
- (2) 仮設材料のうち、次のものは新品を使用する。
- ・
 - ・

第2節 縄張り、遣方、仮囲い、足場等

2.2.4 足場、仮囲い等

- (2) 仮囲いについては、別途指示する位置に次のものを設置する。
- ・ 万能鋼板 H=3.0m
 - ・ 波形鋼板 H=1.8m
 - フラットパネル H=1.8m

仮囲い以外の指定する仮設は、次による。

○ 仮設計画図による。

- (3) 足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務を行う場合は、安全衛生特別教育規程に定める、足場の組立等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立等作業主任技能講習を修了した者等が行うこととする。また、仮設足場については、次のものを想定している。
- 足場の設置場所、シート等の設置については、図面による。
 - ・ 防音パネルの設置範囲は、「2.5.4騒音・粉じん等の対策(2)」による。
 - ・ 手すり先行枠組足場
 - ・ てすり先行くさび緊結式足場

第3節 材料置場、下小屋その他仮設備

2.3.4 監督員事務所の規模、仕上げ、備品等

監督員事務所の設置は、次による。

- ・ 設置しない。
- 設置する。

- (1) 監督員事務所の規模は、次による。
- ・

- (2) 標準仕様書に記載した監督員事務所の備品以外で設置するものは、次による。
- ・

2.3.5 受注者事務所等

- (1) 作業員用便所について、「快適に利用できる水洗洋式トイレ」は、次による。

- ・ 「快適に利用できる水洗洋式トイレ」を設置しない。
 - 以下の設備を備えたトイレを男女各1箇所以上設置する。
 - 男女の使用を明確に分けた水洗式洋式便器
 - 入口の目隠し及び通路の男女間の間仕切り
 - 鏡付き洗面台（男女に各1台以上設置）
 - 臭い逆流防止機能
 - 容易に開かない施錠機能
 - 照明機能
 - 衣類掛けフック
 - サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
 - 擬音装置（女性専用トイレに限る）
 - 便座除菌シート及び予備品の常備（使用品置台及び予備品置き含む）
 - トイレトペーパー及び予備品の常備（予備品置き含む）
 - ・
- (2) 女性作業員用の更衣室は、次による。
- ・ 女性作業員用の更衣室を設置しない。
 - 以下の設備を備えた女性作業員用更衣室を設置する。
 - 更衣室（7.3㎡程度以上）
 - 施錠機能
 - 照明機能
 - 施錠機能のあるロッカー（3個以上）
 - 鏡付き洗面台（コンセント付）

第3章 土工事

第1節 共通事項

3.1.3 敷地整理

- (3) 工事の支障となる樹木の処置は、次による。
- 図面による。
 - (4) 古井戸、便所跡、溜樹(ます)等の処置は、次による。
 - 図面による。

第3節 山留め

3.3.1 山留めの設置

- (2) 山留めは、次による。
- ・ 図面による。
- セメント及びセメント系固化材を地盤改良又は地中連続壁（SMW工法等）に使用する場合は、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出する。また、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課）による。
- なお、土質によっては施工後の試験が必要となることに留意すること。

3.3.3 山留めの撤去

- (1) 鋼矢板等の抜き跡の処理は、次による。
- ・ 図面による。
 - (2) 山留めの存置を指定する場合は、次による。
 - ・ 図面による。

第4章 地業工事

第1節 共通事項

4.1.1 一般事項

この章は、地業工事の試験、砂利・砂・捨てコンクリート地業等に適用する。

第6節 砂利、砂、捨てコンクリート地業等

4.6.2 材料

- (1) 砂利地業に使用する砂利は、次による。
- ア.直接基礎（軽微な建物を除く。）
- 再生クラッシャラン（RC-40）
 - ・ 切込砂利
 - ・ 切込碎石
- イ.上記以外
- 再生クラッシャラン（RC-40）
 - ・ 切込砂利
 - ・ 切込碎石

- (2) 砂地業に使用する砂は、次による。
- ・ 山砂
 - ・ 川砂
 - ・ 砕砂

- (4) 床下防湿層に使用する材料は、次による。

4.6.3 砂利及び砂地業

- (1) 砂利及び砂地業の範囲は図面により、厚さは、次による。
- 図面による

- (5) 目つぶし砂は、次による。
- 再生クラッシャラン（RC-40）
 - ・ 切込砂利
 - ・ 切込碎石

4.6.5 捨てコンクリート地業

- (1) 捨てコンクリートの範囲は図面により、厚さは、次による。
- 図面による
- (2) 捨てコンクリートへの再生骨材を用いたコンクリートの使用は次による。適用は「6.11.1 一般事項(3)」による。
- ・ 使用する
 - ・ 使用しない

4.6.6 床下防湿層

- (1) 防湿層の適用及び範囲は、次による。

厚さ	範囲
○ ポリエチレンフィルム t=0.15mm	

第5章 鉄筋工事

※構造特記仕様書による。

第6章 コンクリート工事

※構造特記仕様書による。

第9章 防水工事

第1節 共通事項

9.1.3 施工一般

- (5) 浴室、シャワー室等の屋内に施工した部分の水張り試験は、次による。
- 行わない

第6節 ケイ酸質系塗布防水

9.6.3 防水層の種別及び工程

防水層の種別及び工程による種別等は、次による。

種別	使用箇所
C-UIタイプ C-UPタイプ	ピット根廻り部分

9.6.4 施工

- (2) ア 防水層下地のコンクリートの打継ぎ箇所の処理は、次による。
- 防水材製造所の指定による
 - エ 下地処理は、次による。
 - 防水材製造所の指定による

第7節 シーリング

9.7.2 材料

- (2) シーリング材の種類及び使用箇所は、次による。

シーリング材の種類	使用箇所	シーリング面に仕上げを行わない
MS-2 (変成シリコーン系)	外壁材目地、屋根・外壁等の金物類 建具廻り	○ 適用する
SR-1 (シリコーン系)	・各トイレのライニング、カウンター廻り ・男子トイレ内の汚垂石廻り ・だれでもトイレ内のシャワー廻り ・その他ライニング廻り	○ 適用する

9.7.3 目地寸法

- (1) シーリング材の目地寸法等は、次による。
- 標準仕様書による

9.7.5 シーリング材の試験

- (2) 接着性試験は、次による。
- 簡易接着性試験
 - ・ 引張接着性試験

第12章 木工事

※構造特記仕様書による

第13章 屋根及びとい工事

第2節 長尺金属板葺き

13.2.2 材料

- (1) 長尺金属板の種類に応じた板、コイルの種類、塗膜の耐久性の種類、メッキ付着量、厚さ等は、次による。
- JIS G 3322(塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)に基づく屋根用コイルの、種類及び記号による表示は、次による。

使用箇所	勾配	種類	材料	厚さ	備考
屋根	5/10	横葺き	ｶｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｸﾙ鋼板	0.4mm	

- (3) 下ぶき材料は、次による。

- ・ アスファルトルーフィング940
 - 改質アスファルトルーフィング下ぶき材
- (○一般タイプ ・複層基材タイプ ・粘着層付タイプ)

13.2.3 工法

- (1) 屋根ふき形式は、次による。

○横葺き

- (2) 「建築基準法」に基づき定められた風圧力に対応した工法は、次による。

風速（V〇）及び地表面粗度区分は、次による。

風速（V〇） 32m/s

地表面粗度区分 ・ I ・ II ○ III ・ IV

工法は、次による。

- 図面による。
- コ 雪止め金物は、次による。
- 設置する。 ・ 設置しない。

第4節 とい

13.4.2 材料

- (1) といその他の材種等は、次による。

材種	材質その他	使用箇所
ｶｰｶﾞﾙﾊﾞﾘｸﾙ鋼板		軒とい
塩化ビニル製雨どい	φ100	壁とい

表面処理鋼板を使用する場合の表面及び裏面の塗膜の種類は、次による。

- 標準仕様書表13.4.1による
- (2) とい受金物及び足金物の材種等は、次による。
- 標準仕様書表13.4.2による

多雪地域の軒どいの取付け間隔は、次による。

- 0.5m以下

13.4.3 工法

- (1) イ 鋼管製といの防露巻きは、次による。
- 標準仕様書表13.4.4による

第15章 左官工事

第3節 モルタル塗り

15.3.2 材料

- モルタル
- ・ 現場調合材料
 - 既調合材料

第16章 建具工事

第2節 アルミニウム製建具

16.2.2 性能及び構造

ア.耐風圧性、気密性及び水密性の等級並びに枠の見込み寸法等は、次による。

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	使用箇所
○ B種	S-5	A-4	W-5	70	建具表による

16.2.3 材料

- (5) 網戸等
- イ 防虫網の材質、線径等は、次による。

材質	線径(mm)	網目(mm)	使用箇所
○ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス(SUS316)製	○ 0.25以上 ・	○ 16～18メッシュ ・	遊戯室

16.2.4 形状及び仕上げ

- (3) アルミニウムの表面処理の種別、標準色・特注色の別等は、次による。

建具の種類	表面処理の種別	色	使用箇所
外部に面する建具	○ 二次電解着色 ・	○ 標準色 ・ 特注色	建具表による
屋内に使用する建具			

16.2.5 工法

- (1) 加工及び組立は、次による。
- ウ 水切り板、ぜん板等は、次による。
- 図面による。
- (2) 取付け
- ウ 木下地の場合は、次による。
- (4) 外部に面する建具回りの止水処理は、次による。
- 標準仕様書による

第3節 樹脂製建具

16.3.2 性能及び構造

- (2) 樹脂製建具の性能値等は、次による。
- ア.耐風圧性、気密性及び水密性の等級並びに枠の見込み寸法等は、次による。
- 図面による。
 - ・ 次表による。

16.3.3 材料

- (7) ガラスは、次による。
- 図面による
 - ・ 複層ガラス

16.3.4 形状及び仕上げ

- (3) 表面色は、次による。

表面色	使用箇所
○ 標準色 ・ 特注色	防音室

第4節 鋼製建具

16.4.2 性能及び構造

- (2) 鋼製建具の性能値は、次による。

- ウ 防音ドア、防音サッシの遮音性の等級は、次による。
- 図面による。

16.4.4 形状及び仕上げ

- (1) 鋼板類の厚さは、次による。

区分	使用箇所	厚さ(mm)
窓	枠類	○ 1.6 ・
出入口	枠類	一般部分 ・ ○ 1.6
		くつずり ・ ・ 1.5
	戸	かまち、鏡板、表面板 ・ ○ 1.6
		力骨 ・ ・ 2.3
		中骨 ・ ・ 1.6
	その他	額縁、添え枠 ・ ○ 1.6
補強板の類		・ 2.3 以上 ・

- (5) くつずりの仕上げは、次による。

- ステンレスHＬ仕上げ

第5節 鋼製軽量建具

16.5.2 性能及び構造

- (2) 鋼製軽量建具の性能値は、次による。

- ウ 防音ドア、防音サッシの遮音性の等級は、次による。
- 図面による。

16.5.3 材料

- (1) 鋼板類の種類は、次による。
- 図面による。

- (5) 召合せ、縦小口包み板等の材質は、次による。
- 鋼板

16.5.4 形状及び仕上げ

区分	使用箇所	厚さ(mm)
枠類	一般部分	○ 1.6 ・
	くつずり	・ ・ 1.5
戸	表面板	○ 0.6 以上 ・
	力骨、中骨	・ ・ 1.6
	召合せ 縦小口包み板 押縁	鋼板 ・ ・ 0.6 以上
		ステンレス鋼板 ・ ・ 0.6 以上
		アルミニウム押出形材 ――
	額縁、添え枠	・ ・ 1.6
補強板の類		・ 2.3 以上 ・

第7節 木製建具

16.7.1 一般事項

塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分に行い、発散した化学物質等を放出させる。

- (2) この節に規定する事項以外は、建具の製造所の仕様による。

16.7.2 材料

- (1) 建具材の加工、組立時の含水率の種別は、次による。

種別	加工及び組立て時の含水率（質量百分率）
・ A種	15%以下
○ B種	18%以下

- (2) フラッシュ戸の材料

ア.表面材の種類は、次による。

- 適用は図面による。

イ.表面材の品質等は、次による。

- 標準仕様書による。

- (7) 接着剤は、次により、接着する材料に適したものとする。ただし、ホルムアルデヒド放散量は「1.4.1 環境への配慮(2)」による「F☆☆☆☆」とする。

- (9) 枠及びくつずりの材料は、次による。

○集成材

16.7.3 形状及び仕上げ

- (1) フラッシュ戸
- イ.表面板の厚さは、次による。

表面材	厚 さ(mm)
普通合板	・ ○ 2.5以上

工 事 名	日 野 市 立 ま ん が ん じ 児 童 館 改 築 建 築 工 事				
図 番	特-03	図 名	特記仕様書3/4	縮 尺	
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂 正 年 月 日	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第160988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝				

第8節 建具用金物

16.8.2 材質、形状及び寸法

- (3) 金物の種類及び見え掛り部の材質は、次による。
- 図面による。
- (9) 金属製建具用の金物は、次による。
- ア 丁番の枚数及び大きさは、次による。

建具の種類	枚 数		大きさ (mm)	
	建具の高さが 2,000mm未満	建具の高さが 2,000mm以上 2,400mm以下	長さ (最小呼び寸法)	厚さ
アルミニウム製建具 鋼製軽量建具	・ 2枚以上	○ 3枚	・ ・ 127 (125)	・ ・ 3.0

(注) () 内は最小呼び寸法を表す。

- (11) 木製建具用の金物は、次による。

ア 丁番の枚数及び大きさは、次による。

枚 数		大きさ (mm)	
建具の高さが 2,000mm未満	建具の高さが 2,000mm以上 2,400mm以下	長さ	厚さ
・ 2枚以上	○ 3枚	・ ・ 102	・ ・ 2.0

16.8.3 取付け施工

- (1) 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付位置は、次による。
- 握り玉及び取っ手類の位置は、床上から1,000 mm、押板類は1,100 mmの高さとする。

16.8.4 鍵

- (1) マスターキーの製作は、次による。
- 製作する。
- ・ 製作しない。
- (2) 鍵は、引渡しに先立ち、錠と照合し、監督員の確認を受ける。
- (3) 鍵の製作本数等は、次による。
- 監督員と協議の上、決定すること。

第9節 自動ドア開閉装置

16.9.2 性能

- (4) 引き戸用検出装置の種類は次による。

- 光線 (反射) センサー ・ 熱線センサー ・ 音波センサー ・ 光電センサー
- ・ 電波センサー ○ タッチスイッチ (・ 無線式タッチスイッチ ・ 光電式タッチスイッチ)
- 押しボタンスイッチ ○ 車椅子使用者用便房スイッチ

車椅子使用者用便房スイッチは下記による。

名称	備考
バリアフリートイレ自動ドア用押しボタンスイッチ	ナブコHDS-4i α同等品

第14節 ガラス

16.14.2 材料

- (1) 板ガラス
- オ 強化ガラスの形状による種類、材料板ガラスの種類による名称及び特性による種類は、次による。
- 図面による。
- キ 複層ガラスの材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ、断熱性による区分、日射取得性、日射遮へい性による区分及び乾燥気体の種類は、次による。
- 図面による。

16.14.3 ガラス溝の寸法、形状等

- (1) 板ガラスをはめ込む溝の大きさは、次による。
- ・ 図面による
- 建具の製造所の仕様による。

第18章 塗装工事

第1節 共通事項

18.1.1 一般事項

この章は、建築物の内外部のコンクリート、木部、金属、ボード、モルタル等の素地に塗装を施す工事に適用する。

18.1.3 材料

- (1) この章で規定する塗料を屋内で使用する場合はホルムアルデヒド放散量は、「1.4.1 環境への配慮(2)」による「F☆☆☆☆」とする。
- (5) 塗料は、トルエン等の含有量の少ない水性形のを原則とするほか、図面 (仕上げ表等) による。また、「1.4.1環境への配慮」による低VOC塗料は、次による。
- ア. 建築物内装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量1%以下 (飲部用は5%以下) の水性塗料であること。
- イ. 建築物外装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、従来の溶剤型塗料と比較しVOC含有量を低減した塗料であること。塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分に行之い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させるものとする。

第2節 素地ごしらえ

18.2.1 一般事項

この節は、木部、鉄鋼面、垂鉛めっき鋼面、モルタル面、コンクリート面、ボード面等の素地ごしらえに適用する。

18.2.2 木部の素地ごしらえ

木部の素地ごしらえの種類等は、次による。

種別	施工部位
・ A種	
○ B種	カーテンボックス、木製建具、窓四方額縁、木部

18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ

せっこうボード及びその他ボード面の素地ごしらえの種類等は、次による。

種別	施工部位
・ A種	
○ B種	壁(遊戯室、倉庫2、外倉庫) 天井(遊戯室、倉庫2、外倉庫)

第5節 クリヤラッカー塗り (DL)

18.5.1 一般事項

この節は、屋内の木部のクリヤラッカー塗りに適用する。

18.5.2 クリヤラッカー塗り

クリヤラッカー塗りの種別等は、次による。

種別	使用箇所	工程2の着色に用いる塗料の種類
・ A種		・ 溶剤形着色色剤 (溶剤形スチン) ・ 油性染料着色色剤 (オイルスチン)
○ B種	カーテンボックス、木部	・ 油性染料着色色剤 (オイルスチン)

第8節 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G)

18.8.2 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り

つや有合成樹脂エマルションペイント塗りの種別等は、次による。

種別	使用箇所
・ A種	
○ B種	壁(倉庫2、外倉庫)、天井(倉庫2、外倉庫)

第9節 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP)

18.9.2 合成樹脂エマルションペイント塗り

合成樹脂エマルションペイント塗りの種別等は、次による。

種別	使用箇所
・ A種	
○ B種	壁(遊戯室)、天井(遊戯室)

第12節 木材保護塗料塗り (WP)

18.12.2 木材保護塗料塗り

木材保護塗料塗りの種別等は、次による。

種別	使用箇所
・ A種	
○ B種	木柱(ホール2、遊戯室、外部土間空間)

第19章 内装工事

第1節 共通事項

19.1.1 一般事項

この章は、建築物の床、壁及び天井を対象とする内装工事に適用する。

19.1.2 基本品質

塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分に行之い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

第2節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

19.2.1 一般事項

この節は、ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイルを用いて、床仕上げを行う工事に適用する。

19.2.2 材料

- (1) ビニル床シートの種類、色柄、厚さ等は、次による。

種類の記号	色柄	厚さ (mm)	使用箇所
○ FS	監督員との協議による	2.0	図面による
○ FS (防滑)		2.0	各トイレ内、エントランス

- (2) ビニル床タイルの種類、色柄、厚さ等は、次による。

種類の記号	色柄	厚さ (mm)	使用箇所
○ FT	監督員との協議による	2.0	ホール2
		5.0	事務SP

- (3) 特殊機能床材

- キ. 弾性スポーツシートの種類、色柄、厚さ等は、次による。
- 色: 監督員との協議による、厚さ: 7.5mm、使用箇所: 遊戯室

- (4) ビニル幅木の種類、厚さ、高さ等は、次による。

- 厚さ2.0 mm以上、高さ60 mm、一部床材立ち上げ

- (6) 接着剤

接着剤のホルムアルデヒドの放散量については、標準仕様書「1.4.1 環境への配慮(2)オ」による。

第7節 せっこうボード、その他ボード及び合板張り

19.7.1 一般事項

この節は、せっこうボード、その他ボード及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事適用する。

19.7.2 材料

- (1) せっこうボード、その他のボードの種類、厚さ等次による。ただし、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、「1.4.1 環境への配慮(2)」による「F☆☆☆☆」とする。なお、天井及び壁に使用するものは、「建築基準法」に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする。

種類	規格、区分等	厚さ (mm)	使用箇所
○ 火山性ガラス質複層板 (VSボード) (JIS A 5440)		9.0	壁
○ 吸音材料 (JIS A 6301)	○ ロックウール化粧吸音板 (DR)	15.0	天井
○ せっこうボード製品 (JIS A 6901)	○ せっこうボード (GB-R)	12.5、9.5	壁、天井
	○ シーリング せっこうボード (GB-S)	12.5、9.5	壁
○ その他	○ ケイ酸カルシウム板	6.0	壁、天井

※ 火山性ガラス質複層板には 大建工業ダイライトMS を使用。

- (2) 合板の種類等は、次による。

種類	品質	樹種	厚さ (mm)	接着程度	処理	使用箇所
○ 天然木化粧合板		シナ	12.0	2類	難燃	壁
○ 有孔合板		タモ	12.0	2類	難燃	壁、天井

19.7.3 工法

- (1) 下地は、次による。

- ・ 軽量鉄骨下地

- 木造下地

- (4) ボード類、合板等の張付け

ウ 合板類の張付けの種類は、次による。

- B種

- ・ A種

- (6) せっこうボードの目地工法の種類は、次による。
- 継目処理工法
- 突付け工法
- ・ 目透し工法

第8節 壁紙張り

19.8.2 材料

- (1) 壁紙の種類、防火性能等は、次による。また、ISMマーク (壁装材料協会の自主規格)、SVマーク (壁紙製品規格協議会の自主規格) 表示品又はこれらと同等の基準及び性能に適合するものとする。

種類	防火性能	使用箇所
ビニルクロス	準不燃	エントランス、ホール1、ホール2、多目的ルーム兼図書室 集会室兼調理室、乳幼児コーナー、調乳・授乳室 机の交換SP、防音室、事務SP、相談室、休憩室 廊下、倉庫1

19.8.3 施工

- (3) せっこうボード面の素地ごしらえ及びけい酸カルシウム板面の吸込み止めの塗布等の素地ごしらえは、次による。
- B種
- ・ A種

第9節 断熱・防露

19.9.3 断熱材打込み工法

断熱材の材料はノンフロンのものとし、種類、厚さ等は次による。

種類	種別	厚さ (mm)	使用箇所
○ 高性能グラスウール 16K		100	外壁、内壁
○ グラスウール 10K		100、50	天井
○ 押出法ポリスチレンフォーム	3種	100、25	床

第20章 ユニット及びその他工事

第1節 共通事項

20.1.2 基本品質

塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分に行之い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

第2節 ユニット工事等

20.2.2 フリーアクセスフロア

- (1) 材料等

ア フリーアクセスフロア及び表面仕上げ材の寸法、フリーアクセスフロア高さ、耐震性能、所定荷重、帯電防止性能、漏えい抵抗は、次による。

フリーアクセスフロア	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	漏洩抵抗	使用箇所
再生ポリプロピレン樹脂	500×500	50mm		3000N	1.2以上	1.1×10 ⁻⁶ Ω以上	事務SP

20.2.4 移動間仕切

- (2) 材料等

ア パネルの操作方法、表面材の材質、仕上げ等は、次による。

操作方法	表面材	仕上げ	パネル圧接装置の操作方法	遮音性能	使用箇所
手動	プリント合板 t=2.5mm	プリント合板 t=2.5mm		無し	集会室兼調理室 多目的ルーム兼図書室

- (3) 性能等

ウ ハンガーレール取付け下地の補強は、次による。

- 取付け全重量の5倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるよう補強する。

- (3) 工法

イ あと施工アンカーの材質、寸法等は、次による。

20.2.5 トイレブース

- (1) 適用範囲

この項は、屋内で使用するトイレブースに適用する。

- (2) 材料

- ア. パネル表面材は、次による。
- メラミン樹脂系化粧板
- ・ ポリエステル樹脂系化粧板

イ. パネル材料のホルムアルデヒドの放散量については、標準仕様書「1.4.1 環境への配慮 (2)オ」による。

ウ. 脚部の種類は、標準仕様書による。

エ. ドアエッジの材質は、トイレブースの製造所の仕様による。

20.2.6 手すり

- (1) 材料の種類及び仕上げは、次による。

材料の種類	仕上げ	使用箇所
アルミニウム製	樹脂	屋外スロープ部

20.2.10 鏡

- (1) 鏡のガラスの厚さは、次による。

- 5ミリ

20.2.11 表示

- (3) 室名札、ピクトグラム、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付形式等、は次による。

- 図面による。

20.2.14 家具類

- (2) MDF及びパーティクルボードに使用する木質材料が再生資源である場合は、「1.4.1環境への配慮(1)」に基づき、木質材料及び植物繊維の重量比配合割合が50%以上のものを使用するものとし、再生資源以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、生産された国又は地域における森林に関する法令上の手続が適切になされたものを使用するものとする。

- (3) ブラインド、ロールスクリーン又はカーテンを設置する場合、材料は消防法で定める防災性能の表示があるものとし、種類、品質、特殊加工等は次による。

- 図面による

工 事 名	日野市立まながんじ児童館改築建築工事				
図 番	特-04	図 名	特記仕様書/4/4	縮 尺	
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝				

第 2 1 章 外構工事

第 2 節 舗装工事

21. 2. 1 路床

- (1) 路床の構成及び仕上がり
ア. (7) しゃ断層の厚さは、次による。
○ 図面による。
・

21. 2. 2 路盤

- (1) ア. 路盤の厚さは、次による。
○ 図面による。
・
(2) 材料
ア. 路盤材料は、次による。
○ 再生クラッシャラン RC-40（品質については、「1. 4. 2 材料の品質等(8)」による。）
・ 再生粒度調整砕石 RM-40（品質については、「1. 4. 2 材料の品質等(8)」による。）

21. 2. 4 コンクリート舗装

- (1) 舗装の構成及び仕上り
ア 舗装の構成及び厚さは、次による。
○ 図面による。
・
(2) 材料
ア コンクリートの種類、設計基準強度、スラブ及び粗骨材の最大寸法は、次による。
○ 普通コンクリート 設計基準強度：18・21 スラブ：15・18
(3) 施工

部 位		目地の種類	目地の間隔
○歩行者通路	縦方向	・収縮目地 ○突合せ目地 ・伸縮調整目地	3. 0m程度
	横方向	○収縮目地 ・突合せ目地 ・伸縮調整目地	4. 0m程度

21. 2. 8 緑石及び側溝

- (1) 材料
ア コンクリート緑石及び側溝の種類、形状、寸法等は、次による。

種類	形状、寸法等	使用箇所
緑石	図面による	園路
U形側溝	図面による	屋外運動場周辺

- ウ 地業の材料は、次による。
○ 再生クラッシャラン (RC-40)

- (2) 施工
ア 砂利地業の厚さは、次による。
○ 図面による。

第 3 節 排水工事

21. 3. 1 共通事項

- 雨水浸透施設の敷設は、次によるほか、「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針」及び「公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針」（東京都総合治水対策協議会）、並びに「外構工事設計要領（構内舗装・排水等編）」（東京都財務局建築保全部）を参照すること。
○ 図面による。

21. 3. 2 材料

- (1) 排水管用材料の材種、管の種類・記号、呼び径等は、次による。

材種	管の種類・記号	呼び径等	使用箇所
・遠心力鉄筋コンクリート管	外圧管（1 種）		
○硬質ポリ塩化ビニル管	○VP ・VU ・RS-VU	図面による	図面による

（注1）RS-VU（リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管：JIS K9797）

（注2）DV（排水用硬質塩化ビニル管継手：JIS K6739）

（注3）VU継手（屋外排水設備用硬質塩化ビニル管継手：AS 38）

第 4 節 その他の外部工事

21. 4. 2 門扉、フェンス等

- (2) 材料
ア 金属製の格子フェンス及び門扉の種類、寸法、材質等は、次による。
○ 図面による。
イ ネットフェンスの種類、寸法等は、次による。
○ 図面による。
エ フェンスの基礎は、次による。
○ 標準仕様書による。
(3) 工法等
オ 見え掛り部分及び埋込み部分の表面処理は、次による。
○ 図面による。

21. 4. 4 運動施設

- (1) グランド、テニスコート等の材料及び仕上げは、次による。
○ 不溶性土壌改良材混合土 厚=100（※株式会社ハイクレー ソイレックス・プレミックス 同等品）

21. 4. 6 その他の外部工事

- (3) その他の外部工事は、次による。
○ 図面による。

第 2 2 章 植栽及び屋上緑化工事

第 1 節 共通事項

22. 1. 3 植栽地の確認等

- (1) 土壌の水素イオン濃度（pH）、電気伝導度（EC、土壌中の水溶性塩類の量を示す。）等の試験は、次による。
○ 行わない。
・ 次により行う。

第 2 節 植栽基盤

22. 2. 2 植栽基盤一般

- (1) (2) (4) 植栽基盤整備における植栽種別等は、次による。

植栽種別		有効土層の厚さ (cm)	工法	整備範囲
芝、地被類			・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ○ D 種	植栽帯
樹木	12m以上		○ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種	植栽帯
	7m以上12m未満			
	3m以上7m未満			
	3m未満			

- (5) 土壌改良材の適用は、次による。
・ 適用する。
○ 適用しない。

22. 2. 3 材料

- (1) 植込み用土は、次による。
○ 現場発生土の良質土
・ 客土

第 3 節 植樹

22. 3. 2 材料

- (2) 樹木の樹種、寸法、株立数及び刈込みものの適用並びに数量は、次による。
○ 図面による。

22. 3. 3 新植の工法

- (4) 支柱は、次による。
○ 添え柱形
・ 鳥居形
・ ハツ掛け形
・ 布掛け形
・ ワイヤー掛け形
・ 地下埋設形

22. 3. 4 新植樹木の枯補償

- (1) 新植樹木の枯補償の期間は、次による。
○ 引渡しの日から1年とする。

22. 3. 6 移植樹木の枯損処置

- (1) 移植樹木の枯損処置の期間は、次による。
○ 引渡しの日から1年とする。

第 4 節 芝張り、吹付けは種及び地被類

22. 4. 2 材料

- (2) 芝の種類は、次による。
○ コウライシバ
・ ノシバ

22. 4. 3 芝張りの工法

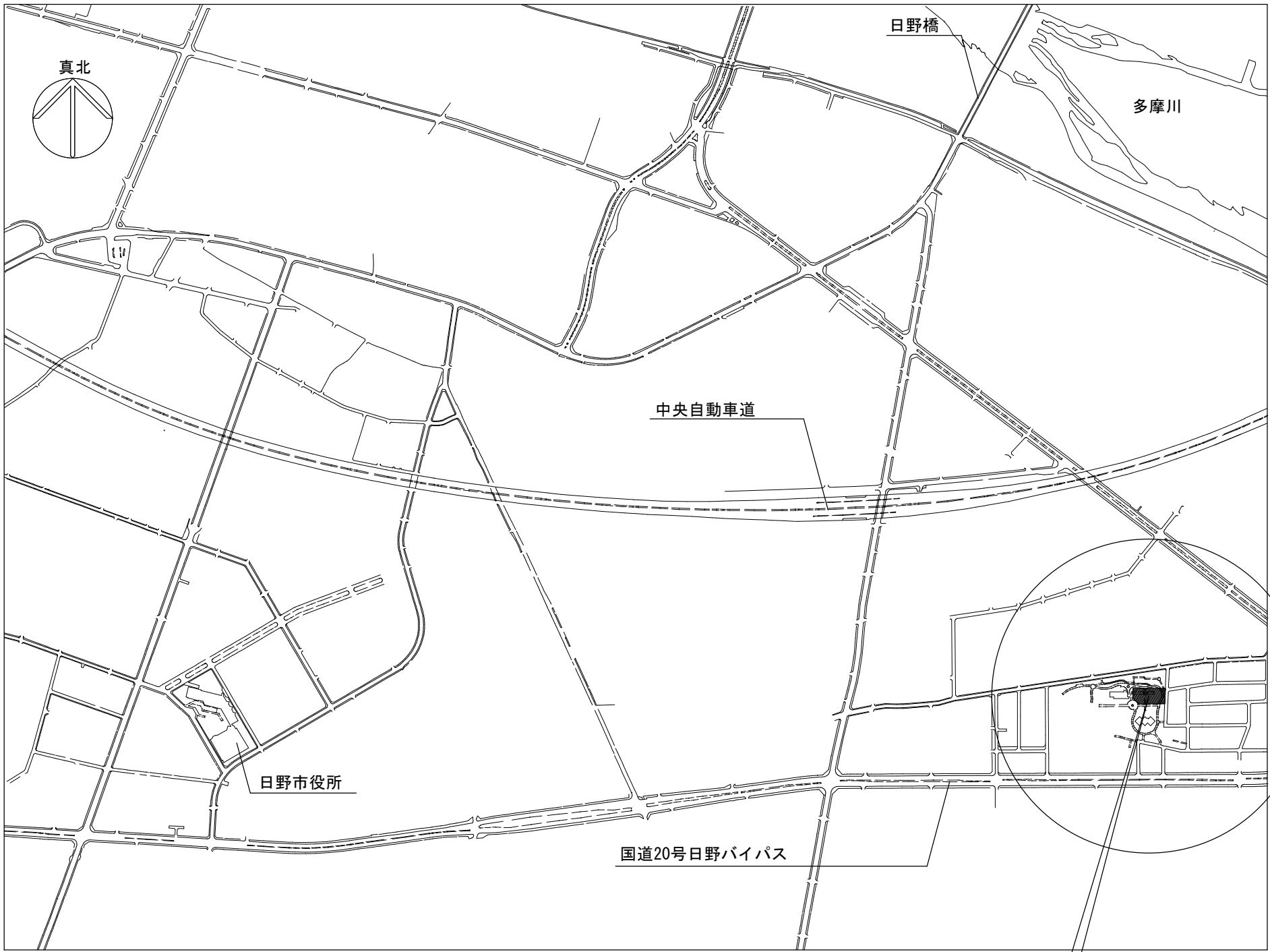
- (1) 芝張りの工法等は、次による。

工 法	使用箇所
・目地張り	
○べた張り	図面による

工 事 名	日野市立まんがんじ児童館改築建築工事				
図 番	特-05	図 名	特記仕様書5/5	縮 尺	
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東 京 都 知 事 第 1 6 9 8 8 号 設計者 一 級 建 築 士 第 2 6 7 3 7 1 号 菅 野 孝				

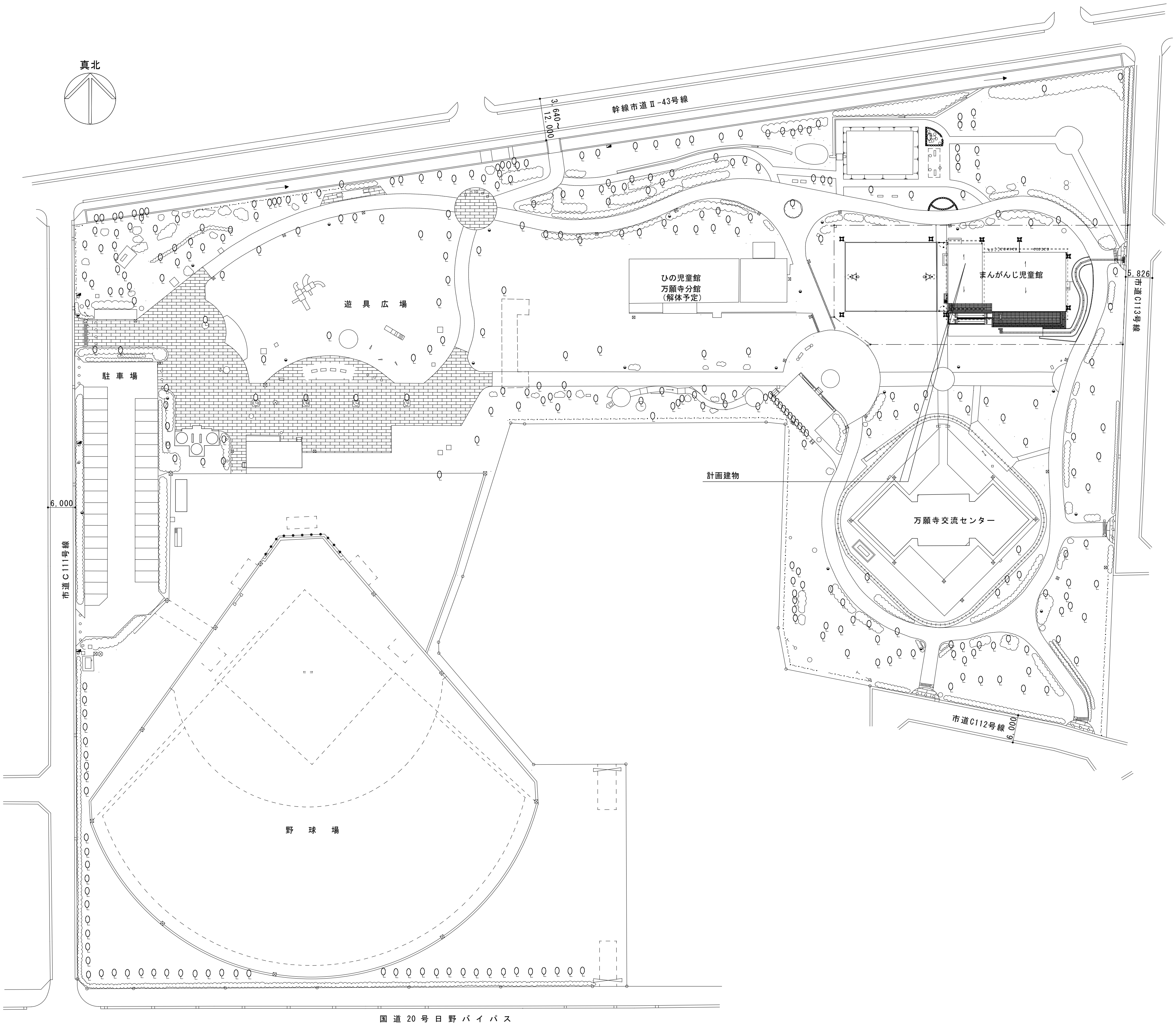
【設計概要】

所在地	東京都日野市万願寺四丁目20番地の12（万願寺中央公園内）			
施設用途	児童館（児童福祉施設等）			
構造	木造			
規模	地上1階			
敷地面積	1624.41㎡			
建築面積	363.78㎡			
延床面積	320.48㎡			
用途地域	第一種低層住居専用地域			
建ぺい率	50%			
容積率	100%			
防火規制	指定なし（法22条区域）			
都市計画	市街化区域			
その他	埋蔵文化財包蔵地該当	万願寺地区地区計画	宅地造成等規制区域	都市計画公園



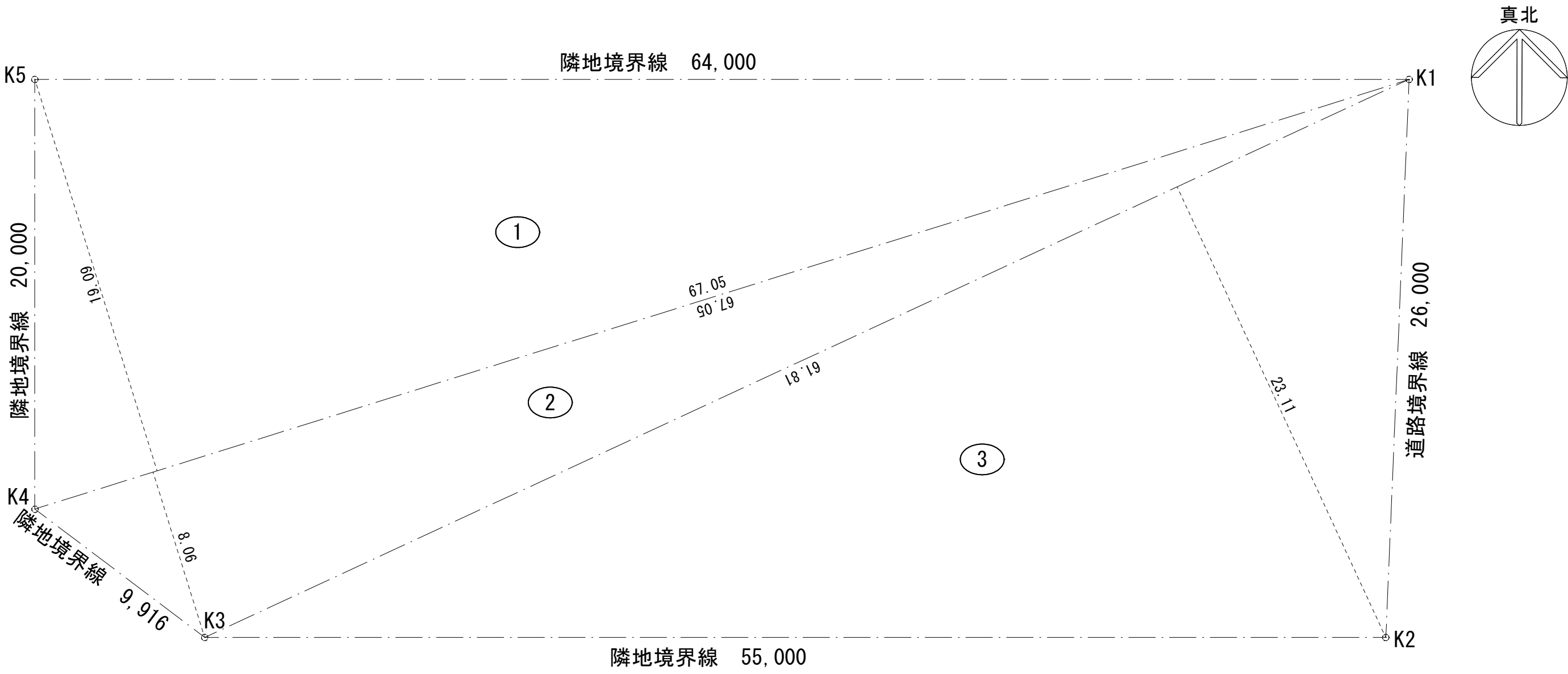
案内図 1：10000

所在地：東京都日野市万願寺四丁目20番地の12



配置図 1：500

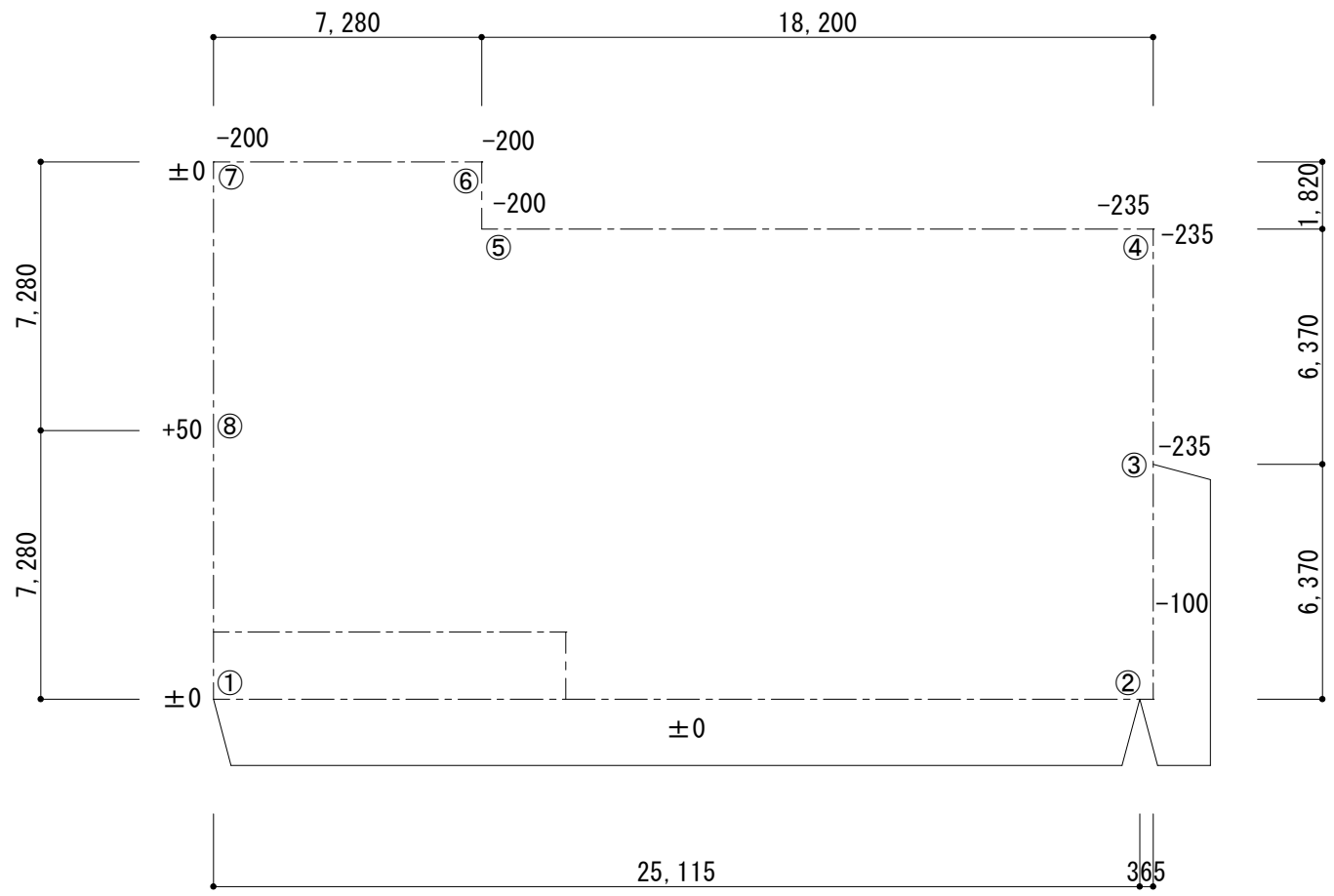
工事名	日野市立まんがんじ児童館改築建築工事			
図番	A-01	図名	案内図・敷地図・設計概要	縮尺 A1 1：500 A3 1：1000
作成 年月日	監理 日野市総務部建築営繕課			
訂正 年月日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝			



敷地面積求積図 1 : 200

敷地面積求積表

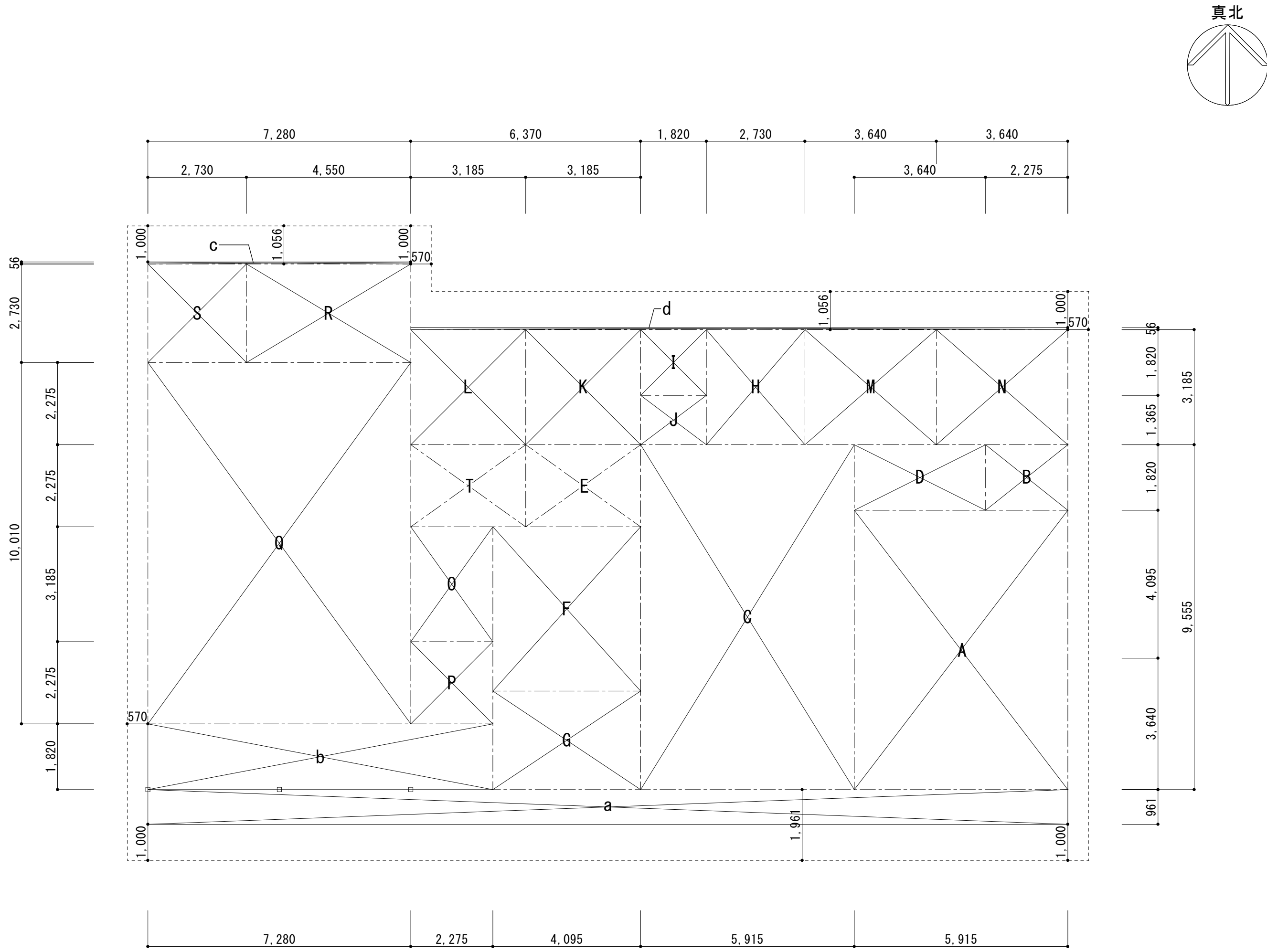
番号	底 辺	高 さ	倍 面 積	面 積
1	67.05	19.09	1,279.9845	639.99225
2	67.05	8.06	540.4230	270.21150
3	61.81	23.11	1,428.4291	714.21455
合 計				1,624.41830
敷 地 面 積				1,624.41 m²



平均地盤算定図 1 : 200

平均地盤高さ算定表

区 間	建物周長	地 盤 高 さ	平 均 高 さ	建物周長 × 平均高さ
①～②	25.115	±0.000 ±0.000	±0.000	±0.00
②～③	6.735	-0.100 -0.100	-0.100	-0.6735
③～④	6.370	-0.235 -0.235	-0.235	-1.49695
④～⑤	18.200	-0.235 -0.200	-0.2175	-3.9585
⑤～⑥	1.820	-0.200 -0.200	-0.200	-0.364
⑥～⑦	7.280	-0.200 -0.200	-0.200	-1.456
⑦～⑧	7.280	±0.000 +0.050	+0.025	0.182
⑧～①	7.280	+0.050 ±0.000	+0.025	0.182
計	80.080			-7.58495
平均地盤 = -7.58495 ÷ 80.080 = -0.09471715...				
平均地盤 = 設計GL = -0.095				



床面積求積図 1 : 100

延床面積求積表

記 号	室 名	計 算 式	面 積
A	集会室	5.915 × 7.735	45.7525
B	相談室	2.275 × 1.820	4.1405
C	多目的ホール兼図書室	5.915 × 9.555	56.5178
D		3.640 × 1.820	6.6248
E		3.185 × 2.275	7.2458
F	事務SP	4.095 × 4.550	18.6322
G	エントランス・ホール1	4.095 × 2.730	11.1793
H	乳幼児コーナー	2.730 × 3.185	8.6950
I	調乳・授乳室	1.820 × 1.820	3.3124
J	おむつ交換SP	1.820 × 1.365	2.4843
K	防音室	3.185 × 3.185	10.1442
L	バリアフリートイレ	3.185 × 3.185	10.1442
M	男子トイレ	3.640 × 3.185	11.5934
N	女子トイレ	3.640 × 3.185	11.5934
O	倉庫1	2.275 × 3.185	7.2458
P	休憩室	2.275 × 2.275	5.1756
Q	遊戯室	7.280 × 10.010	72.8728
R	倉庫2	4.550 × 2.730	12.4215
S	外倉庫	2.730 × 2.730	7.4529
T	廊下	3.185 × 2.275	7.2458
合 計			320.4742㎡
延 床 面 積			320.48 ㎡

建築面積求積表

記 号	計 算 式	面 積
a	25.480 × 0.961	24.4863
b	9.555 × 1.820	17.3901
c	7.280 × 0.056	0.4077
d	18.200 × 0.056	1.0192
合 計		43.3033㎡
A～T + a～d		363.7776㎡
建 築 面 積		363.78 ㎡

工 事 名	日野市立まanganじ児童館改築建築工事		
図 番	A-02	図 名	求積表・平均地盤算定表
作 成	年 月 日	監 理	日野市総務部建築営繕課
訂 正	年 月 日	設 計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝

仕 上 表

外部仕上表

屋 根 (5.0寸勾配)	仕 上 げ：カラーガルバリウム鋼板 t=0.4 横葺き（耐風圧仕様）
	下 地：構造用合板 t=12.0+改質アスファルトルーフィング
	天井断熱材：グラスウール10K t=100×2+気密シート0.1mm 屋根断熱：グラスウール10K t=120×80+気密シート0.1mm
	水 切：軒先、ケラバ共 ガルバリウム鋼板 t=0.4
	軒 樋：ガルバリウム製角形 幅118mm(落し口：塩ビ製φ100) 縦 樋：硬質塩化ビニルパイプφ100
	軒 裏：化粧繊維混入けい酸カルシウム板 t=12.0（木目調）
	破風板：繊維混入セメント押出成形板 t=16.0
	防火通気見切縁：塗装溶融55%アルミニウム 亜鉛合金めっき鋼板（軒天甲板12mm対応品） その他：雪止め金物（メッキ塗装品）、太陽光パネル留付け金具
外 壁	仕 上 げ：窯業系平型スレート t=5.5（通気パネル工法） 張分部分：窯業系サイディングt=16.0 横張 胴縁+5mm金具
	下地：構造用 JIS A 5440 火山性ガラス質複層板 t=9.0の上、通気層+透湿防水紙 t=15.0
	断熱材：高性能グラスウール16K t=100
	根廻り：コンクリート打ち放し（ビットまわりけい酸質系塗布防水）
	水 切：ガルバリウム鋼板 t=0.35
床	厚合板 24mm（遊戯室：構造用合板 12mm）
	断熱材：押出法ポリスチレンフォーム保温板3種 t=100（遊戯室：押出法ポリスチレンフォーム保温板3種 t=25）

内 部 仕 上 表

内装仕上（塗装を含む）は、全て F☆☆☆☆ 建材とする。天井裏に使用する建材は、全て F☆☆☆☆ 以上とする。

[illegible]

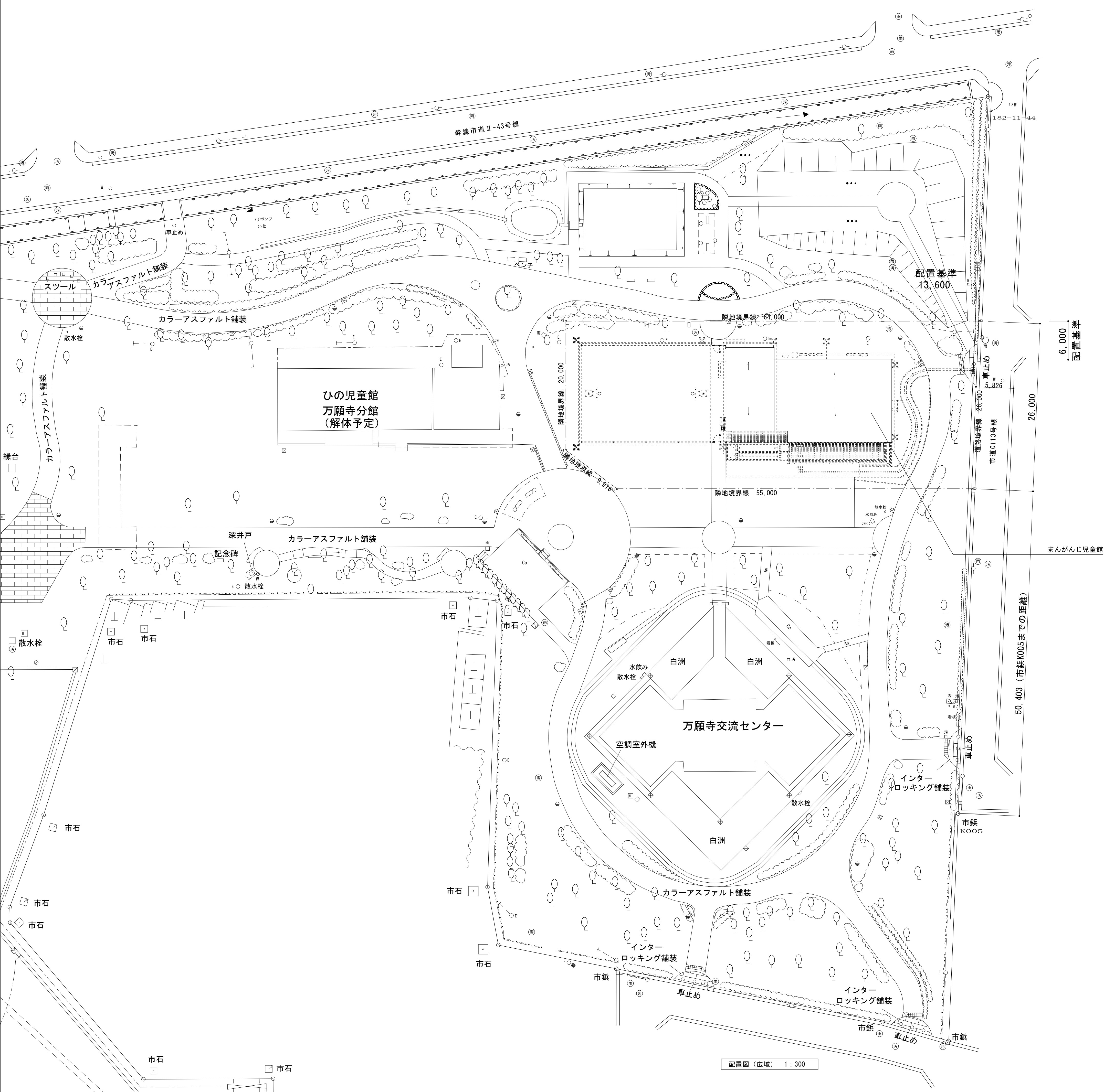
凡例						防火材料等認定番号		
R C	鉄筋コンクリート	X-1	ウレタン系塗膜防水（平場）	S O P	合成樹脂調合ベイト塗	不燃	GB-R t=12.5	NM-8 6 1 9
C B	コンクリートブロック	X-2	ウレタン系塗膜防水（立上り及び笠木天端）	G P	耐候性塗料塗（フッ素樹脂）		GB-S t=12.5	NM-9 6 3 9
A L C	A L Cパネル			E P	合成樹脂エマルジョンベイト塗		GB-F t=12.5	NM-8 6 1 5
C	コンクリート下地	GB-R	せっこうボード（L G S下地）	E P-G	ツヤ有り合成樹脂エマルジョンベイト塗		化粧繊維混入けい酸カルシウム板 t=12.0	NM-8 5 7 9
M	下地モルタル	GB-R（G L）	せっこうボード（直張工法）	A P	合成樹脂系内装仕上塗材（非汚染性アクリル樹脂）		ケイカル板 t=6	NM-1 2 1 7
防水M	防水モルタル	GB-D	化粧せっこうボード	U C	ウレタン樹脂クリアー塗り	DR t=15.0	NM-8 5 9 9	
L G S	軽量鉄骨下地	GB-F	強化せっこうボード		浸透性木材保護塗装	GB-R t=9.5	QM-9 8 2 8	
S	鋼製下地	GB-S	シージングせっこうボード	O S U C	オイルステイン拭取+ポリウレタン塗（艶消）	GB-D t=9.5	QM-0 5 2 4	
W	木製下地	ケイカル板	ケイ酸カルシウム板	D R	岩綿吸音板	GB-S t=9.5	QM-9 8 2 6	
		U F	吹付硬質ウレタンフォーム	C R	カーテンレール（W）：ダブル（S）：シングル	ビニルクロス	QM-0 8 0 3	
				（別）	別途工事	EP（合成樹脂エマルジョンベイト塗）	QM-9 8 1 6	

工 事 名		日野市立まながんじ児童館改築建築工事					
図 番		A-03	図 名	仕上表（１）		縮 尺	A1 1：100 A3 1：200
作 成			日野市総務部建築営繕課				
年 月 日			監理				
訂 正			設計				
年 月 日			株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 1-0988号 設計者 一級建築士 第 267371号 宮野 孝				

[illegible][illegible]

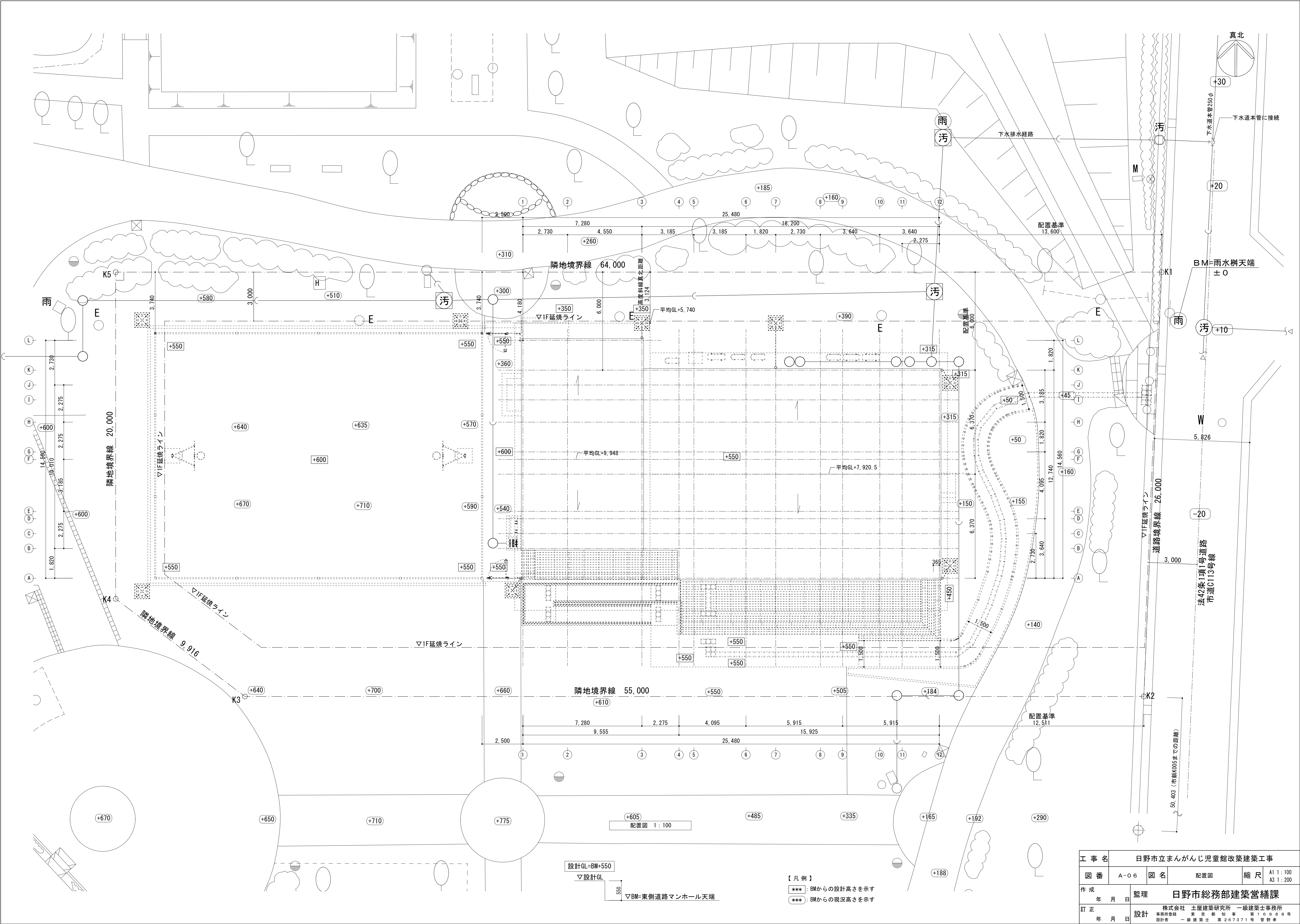
凡例						防火材料等認定番号		
R C	鉄筋コンクリート	X-1	ウレタン系塗膜防水（平場）	S O P	合成樹脂調合ベイト塗	不燃	GB-R t=12.5	NM-8 6 1 9
C B	コンクリートブロック	X-2	ウレタン系塗膜防水（立上り及び笠木天端）	G P	耐候性塗料塗（フッ素樹脂）		GB-S t=12.5	NM-9 6 3 9
A L C	A L Cパネル			E P	合成樹脂エマルジョンベイト塗		GB-F t=12.5	NM-8 6 1 5
C	コンクリート下地	GB-R	せっこうボード（L G S下地）	E P-G	ツヤ有り合成樹脂エマルジョンベイト塗		化粧繊維維混入けい酸カルシウム板 t=12.0	NM-8 5 7 9
M	下地モルタル	GB-R（G L）	せっこうボード（直張工法）	A P	合成樹脂系内装仕上塗材（非汚染性アクリル樹脂）		ケイカル板 t=6	NM-1 2 1 7
防水M	防水モルタル	GB-D	化粧せっこうボード	U C	ウレタン樹脂クリアー塗り	準不燃	DR t=15.0	NM-8 5 9 9
L G S	軽量鉄骨下地	GB-F	強化せっこうボード		浸透性木材保護塗装		GB-R t=9.5	QM-9 8 2 8
S	鋼製下地	GB-S	シーリングせっこうボード	O S U C	オイルステイン拭取+ポリウレタン塗（艶消）		GB-D t=9.5	QM-0 5 2 4
W	木製下地	ケイカル板	ケイ酸カルシウム板	D R	岩綿吸音板		GB-S t=9.5	QM-9 8 2 6
		U F	吹付硬質ウレタンフォーム	C R	カーテンレール（W）：ダブル（S）：シングル		ビニルクロス	QM-0 8 0 3
				（別）	別途工事		EP（合成樹脂エマルジョンベイト塗）	QM-9 8 1 6

工 事 名		日野市立まながんじ児童館改築建築工事					
図 番		A-04	図 名	仕上表（２）		縮 尺	A1 1：100 A3 1：200
作 成			日野市総務部建築営繕課				
年 月 日			監理				
訂 正			設計				
年 月 日			株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第1-0988号 設計者 一級建築士 大267371号 宮野孝				

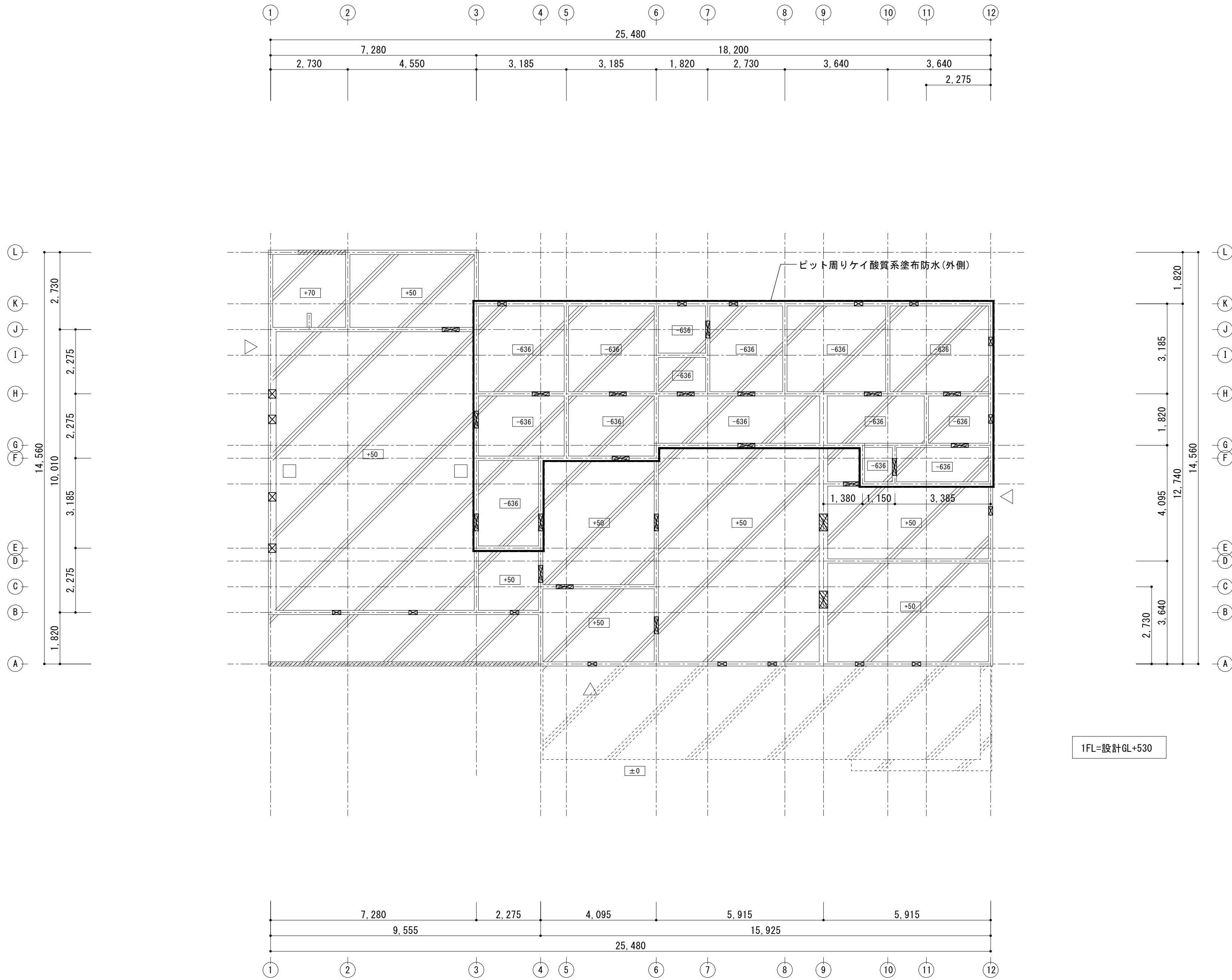
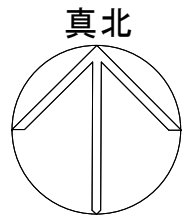


凡 例	
雨 水 孔	Ⓜ
汚 水 孔	Ⓜ
電 気 孔	Ⓜ
その他マンホール	Ⓜ
防 火 水 槽	Ⓜ
集水樹・透水型集水樹	Ⓜ
横 断 側 溝 樹	Ⓜ
量 水 器	Ⓜ
制 水 弁	○
仕 切 弁	○
止 水 栓	Ⓜ
消 火 栓	Ⓜ
照 明 柱	Ⓜ
引 込 柱	Ⓜ
ハ ン ド ホール	Ⓜ
分 電 盤・配 電 盤	Ⓜ
電 話 柱	Ⓜ
電 力 柱	Ⓜ
支 線	Ⓜ
独 立 樹	Ⓜ
芝 地	Ⓜ
庭 木	Ⓜ
田	Ⓜ
畑	Ⓜ
果 石	Ⓜ
斜 面	Ⓜ
生 垣	Ⓜ
フ ェ ン ス (メタリック・メタリック)	Ⓜ
鉄 柵	Ⓜ
木柵・ロープ柵・パイプ柵	Ⓜ
ガ ー ド レール	Ⓜ
ブ ロ ッ ク 塀	Ⓜ
コンクリート塀	Ⓜ
石 積	Ⓜ
タ タ キ	Ⓜ
無 壁 舎	Ⓜ
家 屋	Ⓜ

工 事 名	日野市立まんがんじ児童館改築建築工事			
図 番	A-05	図 名	配置図 (広域)	縮 尺 A1 1:300 A3 1:600
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課			
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝			



工 事 名	日野市立まんがんじ児童館改築建築工事			
図 番	A-06	図 名	配置図	縮 尺 A1 1:100 A3 1:200
作 成	年 月 日	監 理	日野市総務部建築営繕課	
訂 正	年 月 日	設計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝	



基礎伏図 1 : 100

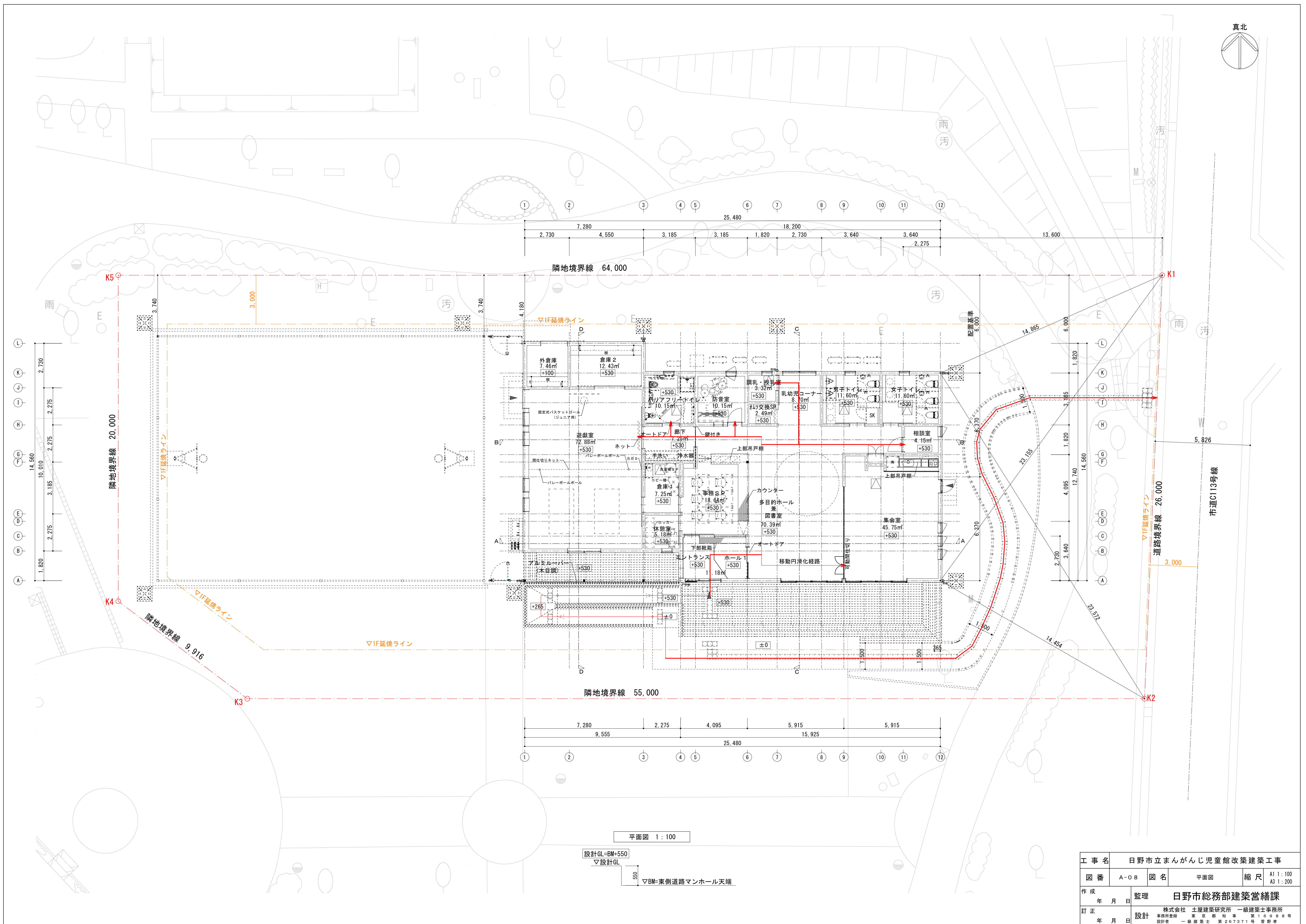
設計GL=BM+550
▽設計GL
▽BM=東側道路マンホール天端

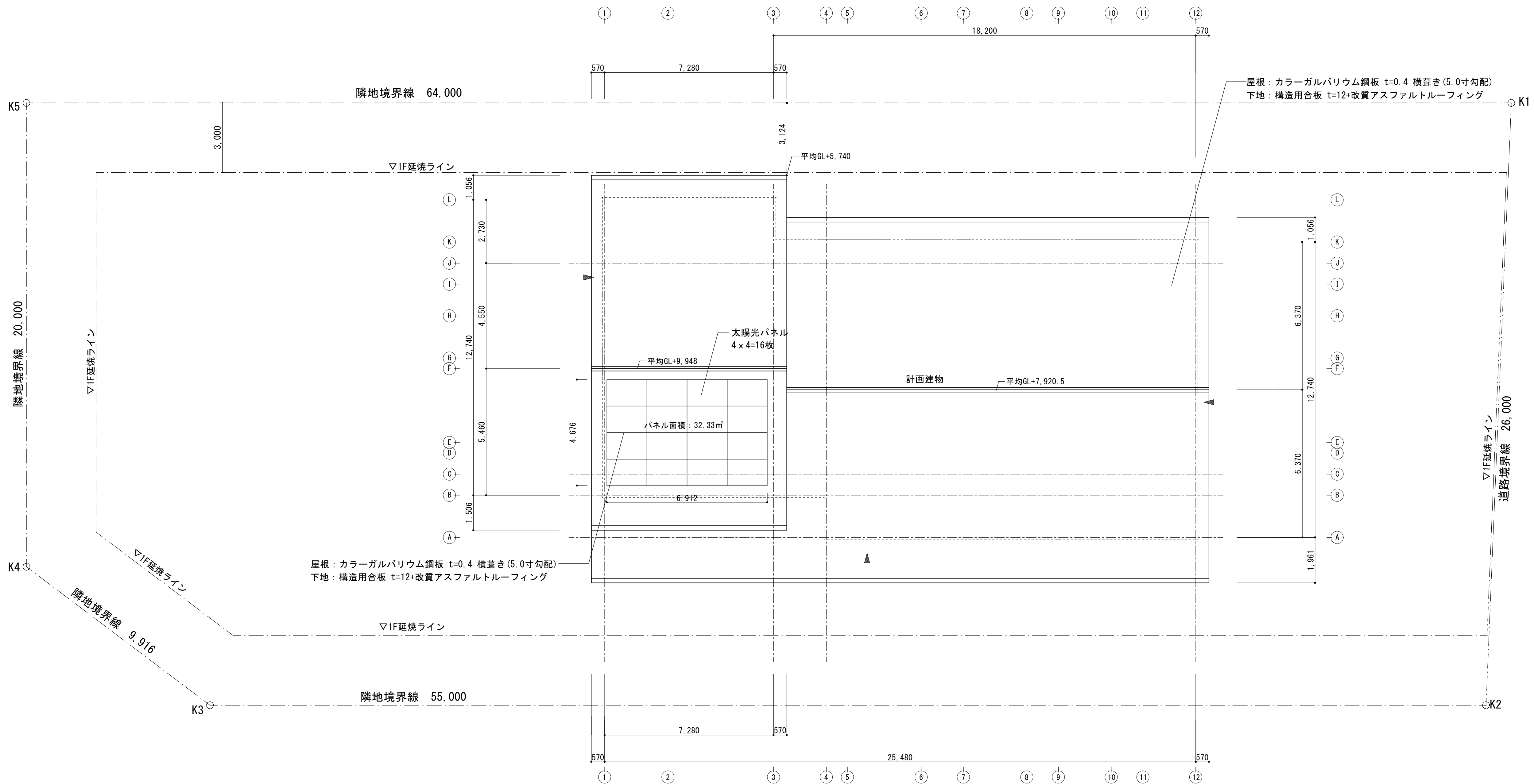
【 凡 例 】

- *** : 設計GLからの高さを示す
□ : 基礎天端 設計GL+364を示す
▨ : 基礎天端 設計GL+344を示す

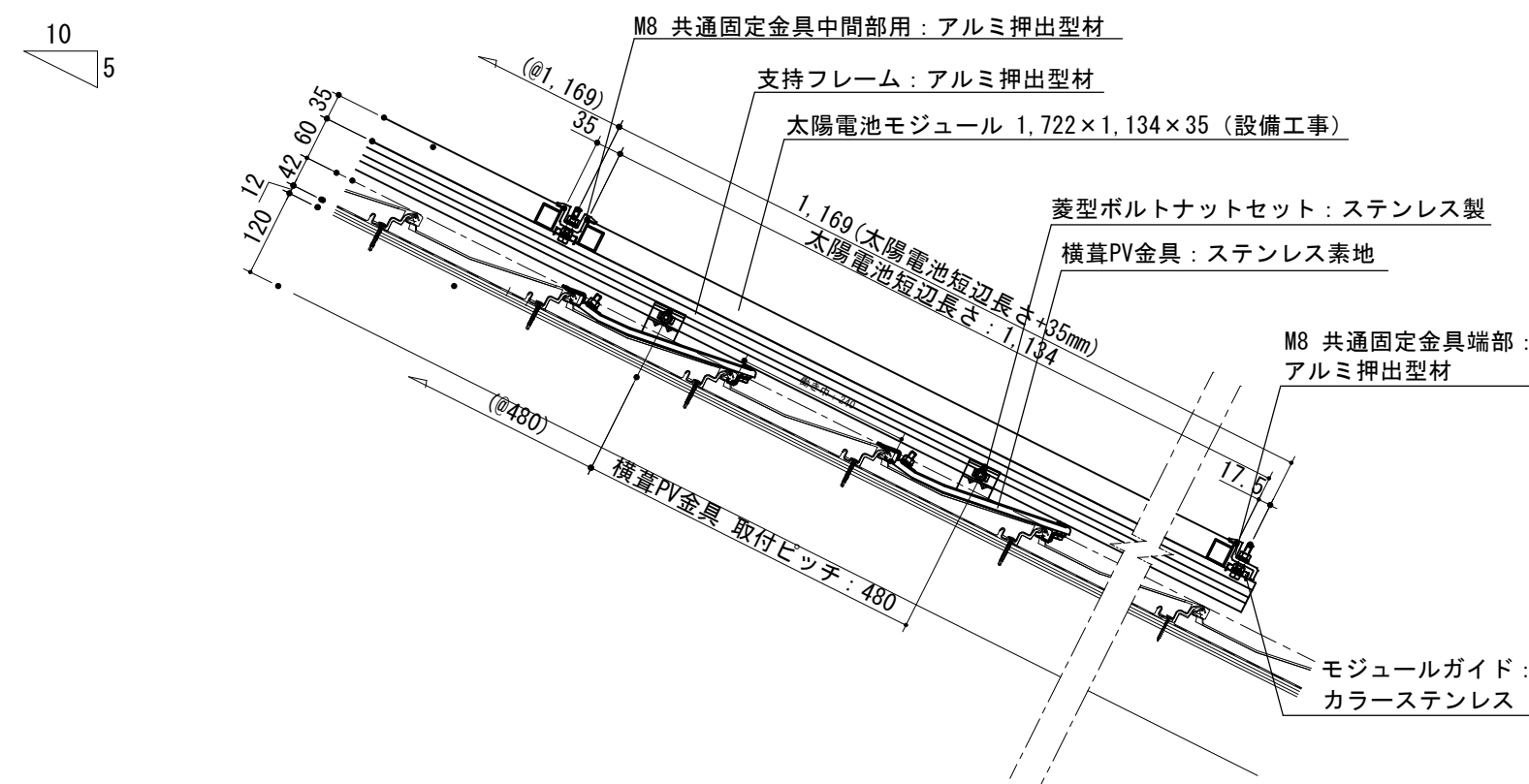
- ⊠ : 床下換気口
⊞ : 人通口

工 事 名	日野市立まanganじ児童館改築建築工事		
図 番	A-07	図 名	基礎伏図
作 成	年 月 日	監 理	日野市総務部建築営繕課
訂 正	年 月 日	設 計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝

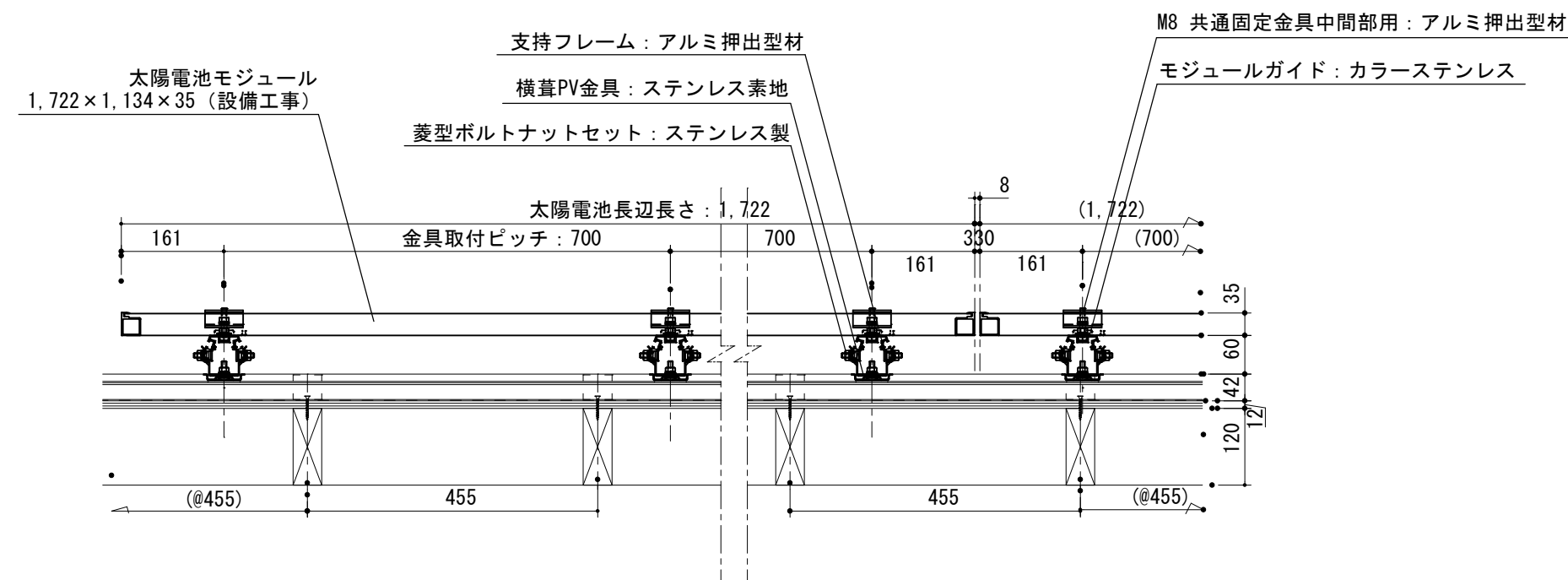




屋根伏図 1 : 100



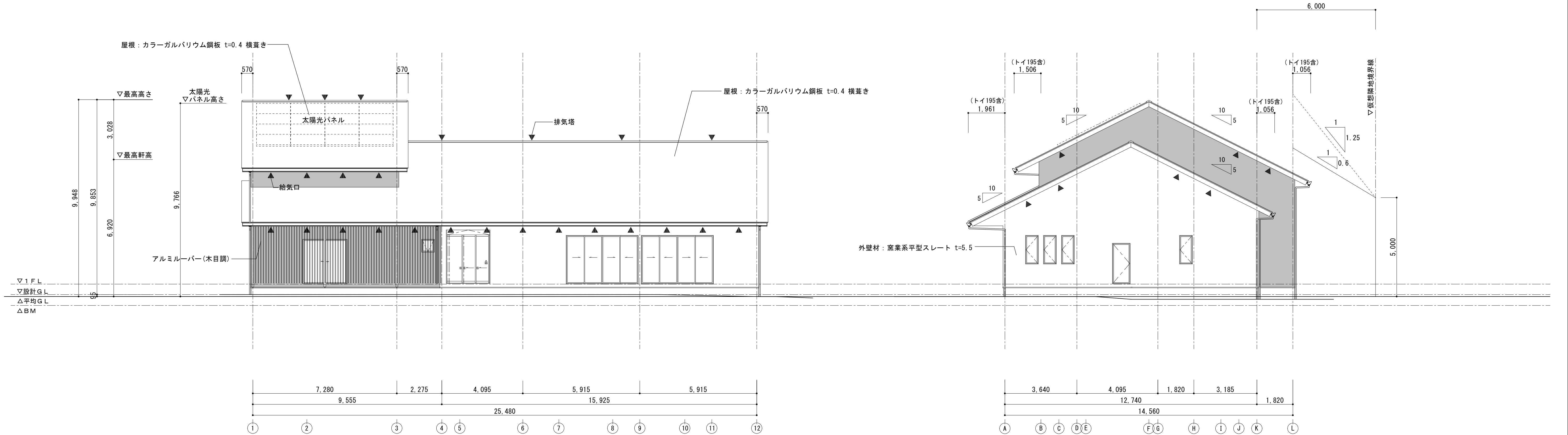
太陽電池モジュール取り合い(流れ方向)詳細図 1/10



太陽電池モジュール取り合い(桁行方向)詳細図 1/10

建築面積：363.78×1/8＝45.4725
パネル面積：32.3205㎡
∴45.4725≥32.3205

工 事 名		日 野 市 立 ま ん が ん じ 児 童 館 改 築 建 築 工 事			
図 番		A-09	図 名	屋根伏図	縮 尺 A1:1:100 A3:1:200
作 成		日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課			
年 月 日		監 理			
訂 正		株式会社 事務所 設計者 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所 設計者			
年 月 日		第 267371 号 資 野 考			

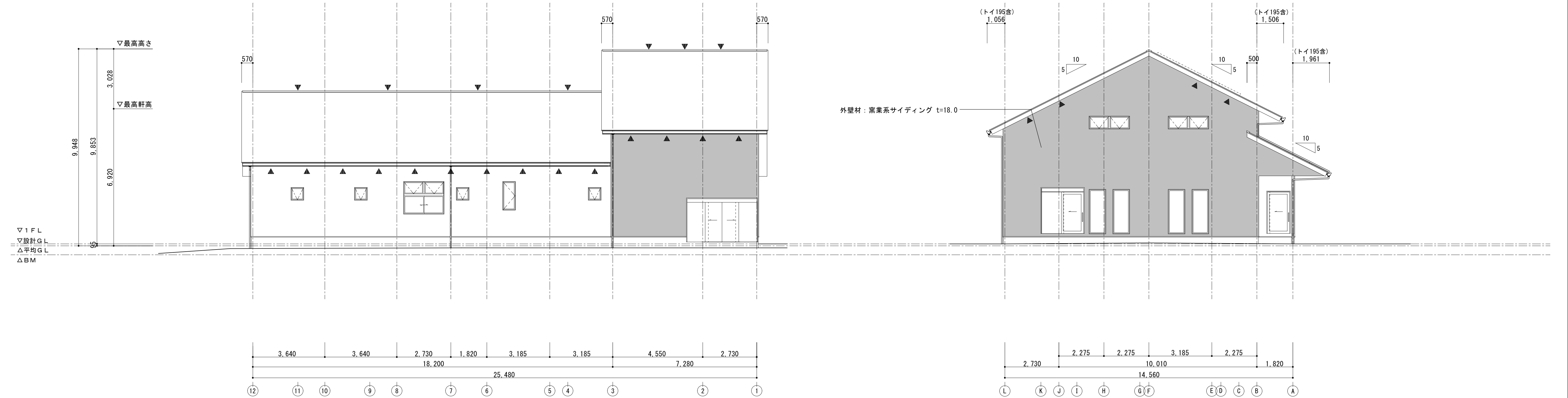


小屋裏換気
換気食物1当たりの有効換気量
軒裏 : 0.01m³/個
排気塔 : 0.038m³/個
換気方式 : 軒裏給気・排気塔排気
給気口 381.18 / 900 = 0.4235m² 0.4235 / 0.010 = 42.350 ≒ 43個
排気塔 381.18 / 1600 = 0.2382m² 0.2382 / 0.038 = 6.269 ≒ 7個

▼ : 排気塔 ▲ : 給気口

南立面図 1 : 100

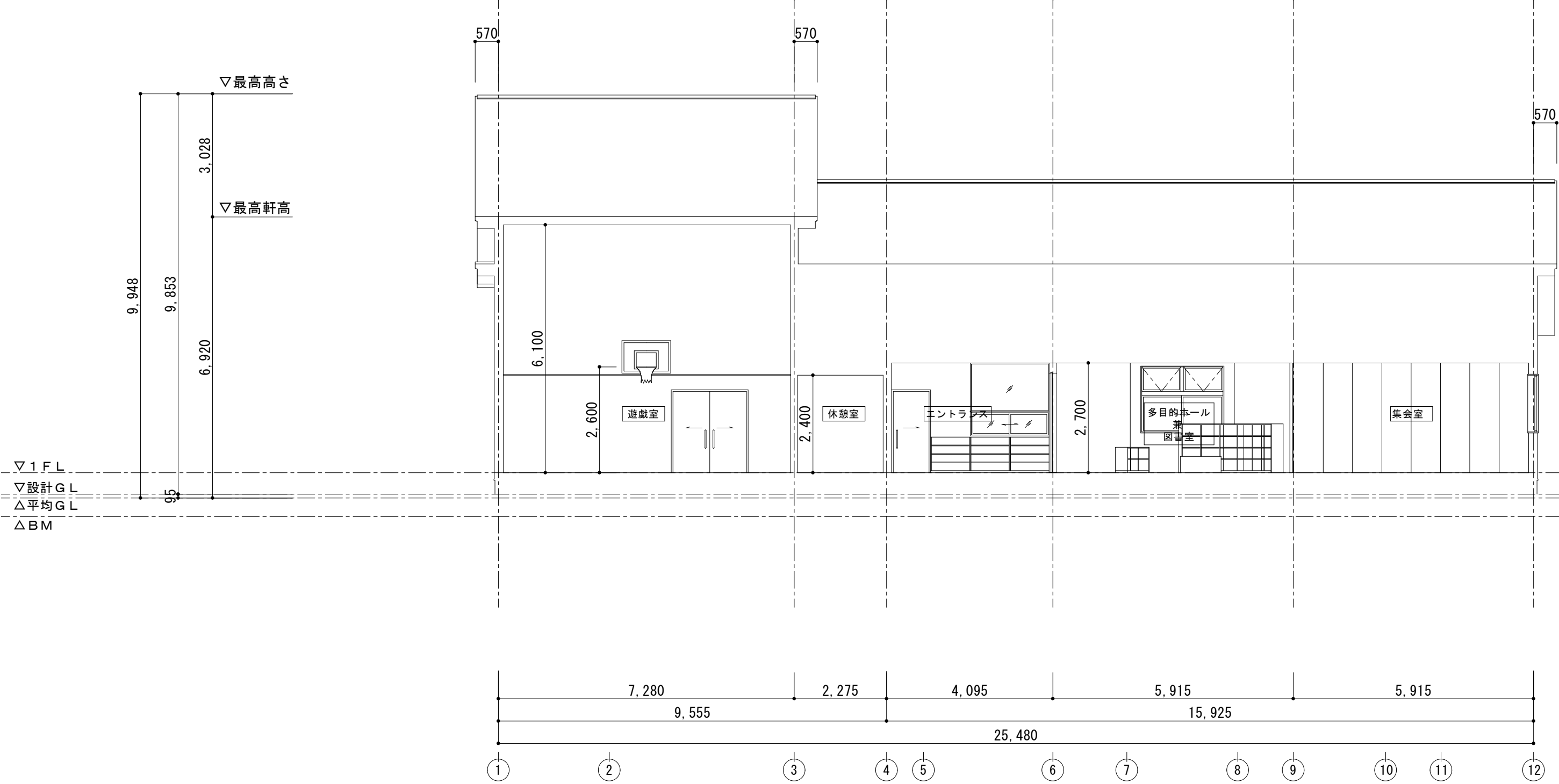
東立面図 1 : 100



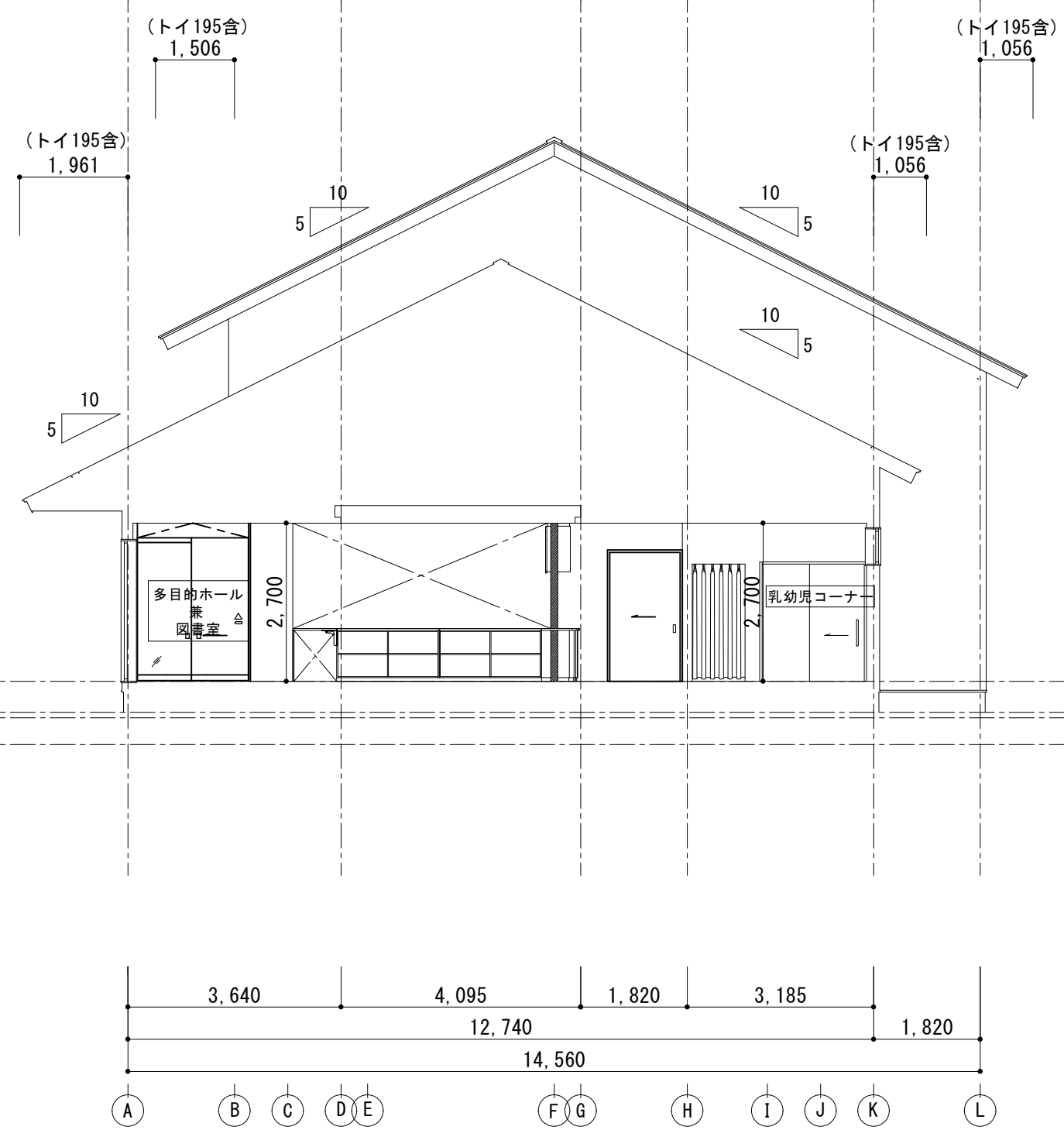
北立面図 1 : 100

西立面図 1 : 100

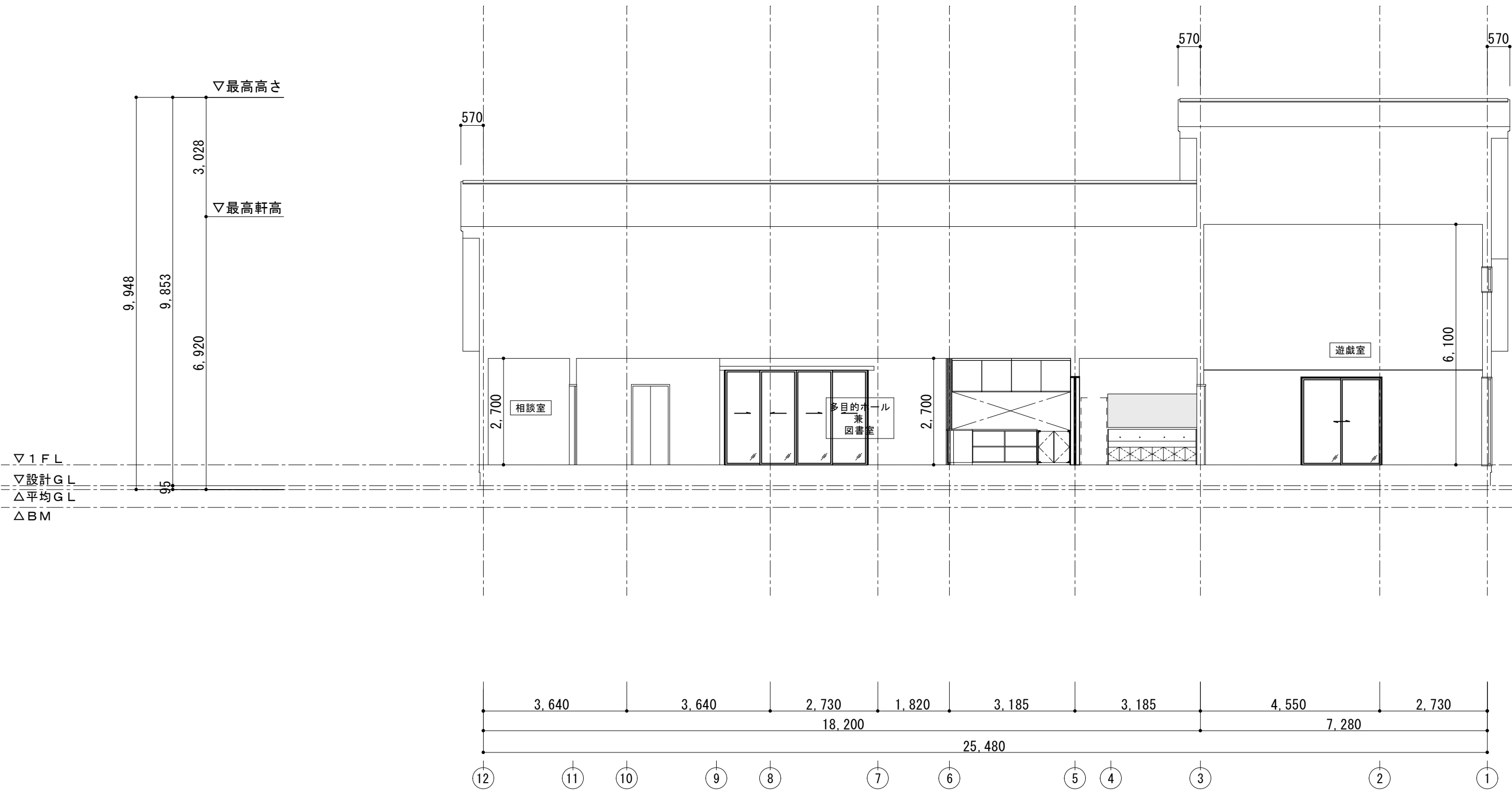
工 事 名	日野市立まんがんに児童館改築建築工事		
図 番	A-10	図 名	立面図
縮 尺	A1 1:100 A3 1:200		
作 成	年 月 日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂 正	年 月 日	設計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝



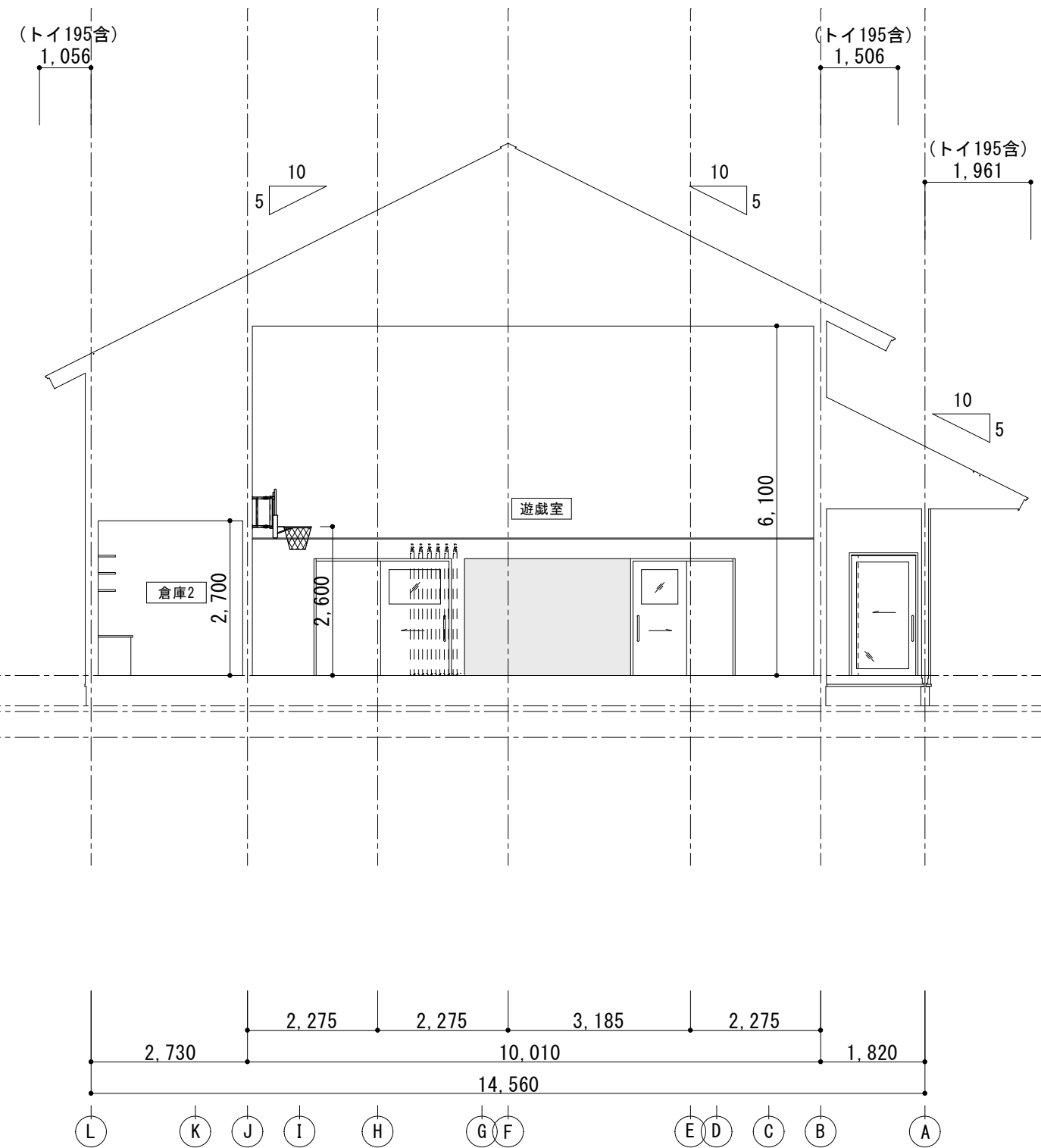
A-A断面図 1:100



C-C断面図 1:100

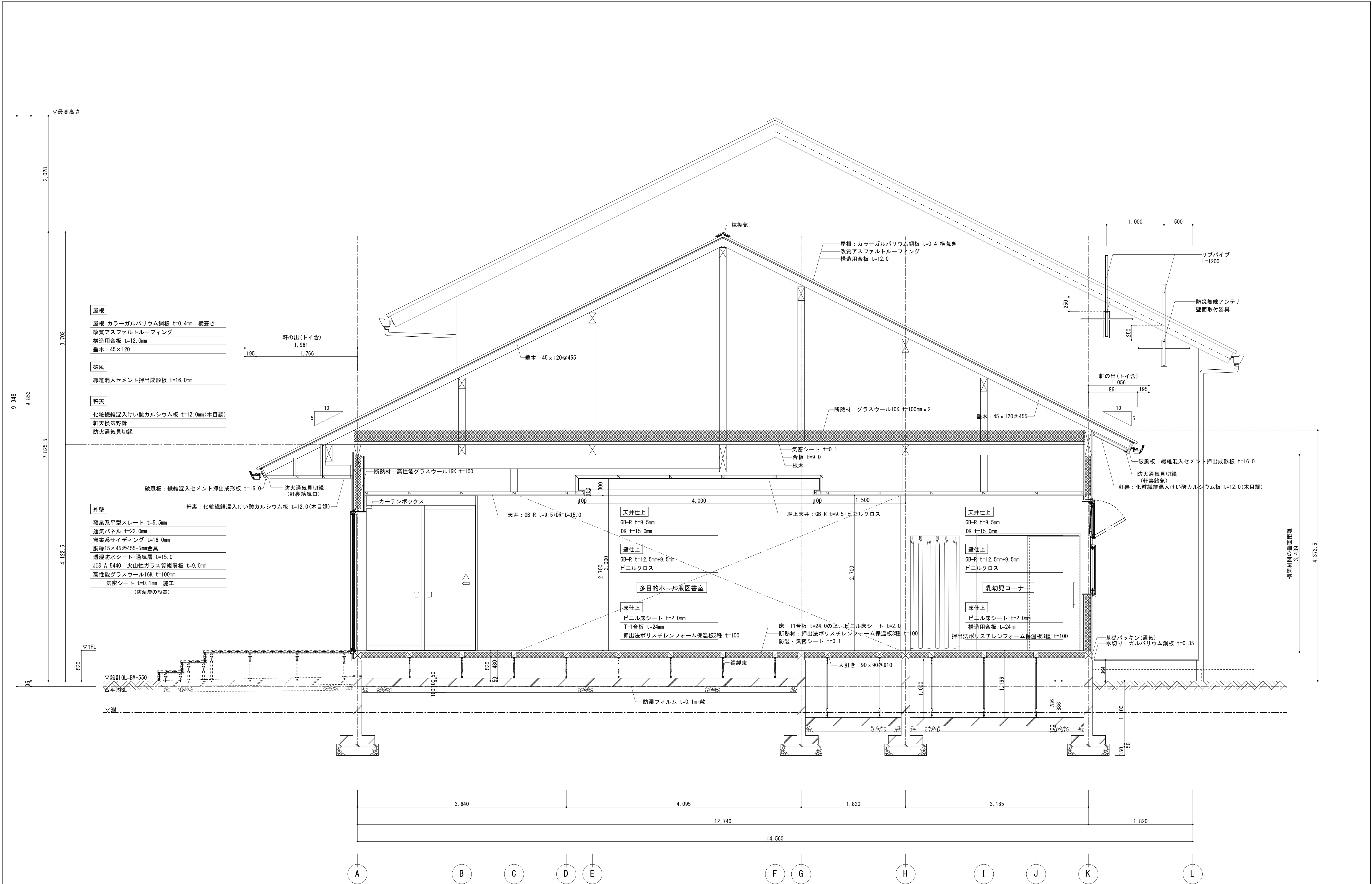


B-B断面図 1:100



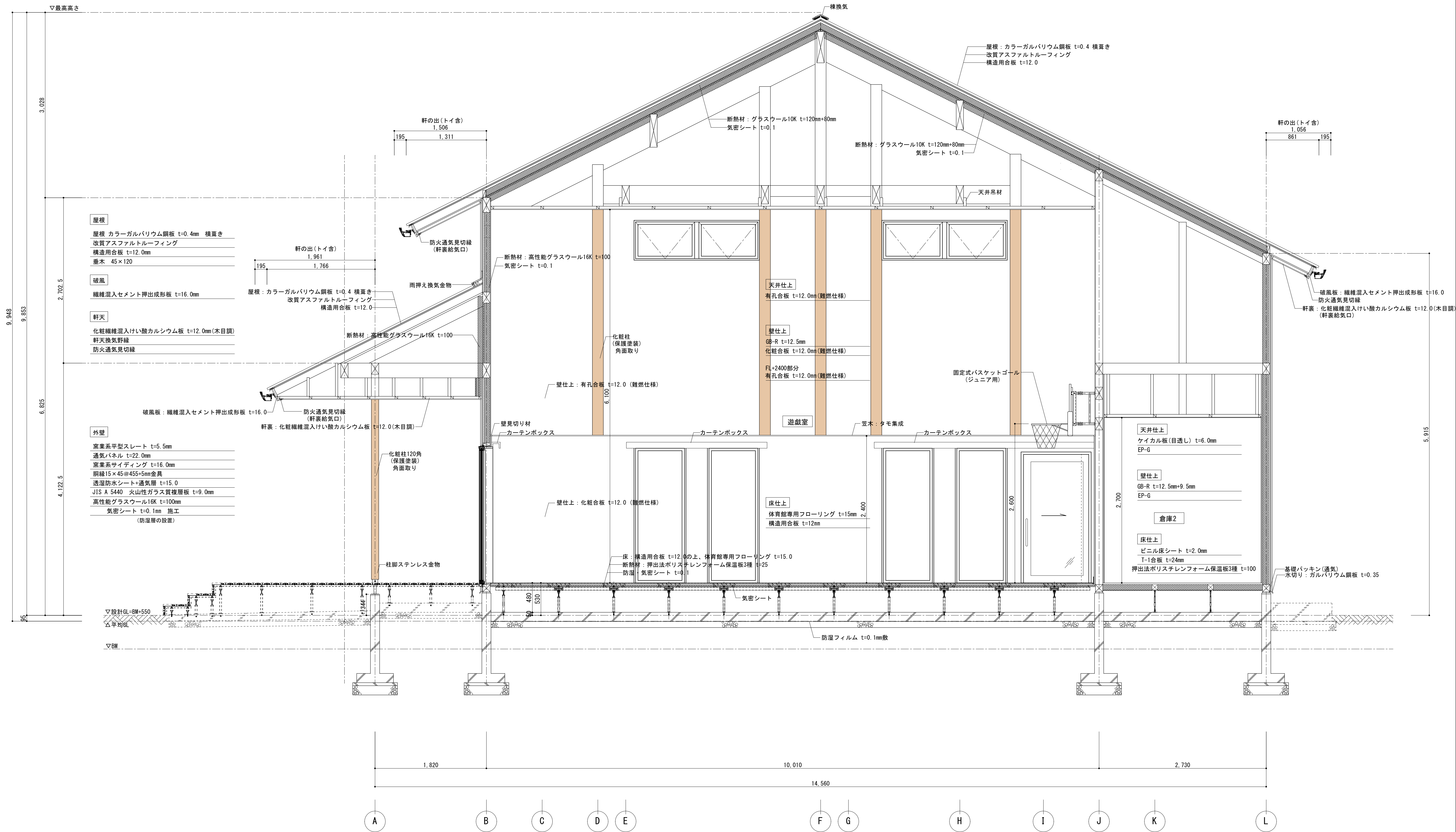
D-D断面図 1:100

工 事 名	日野市立まんがんじ児童館改築建築工事		
図 番	A-11	図 名	断面図
作 成	年 月 日	監 理	日野市総務部建築営繕課
訂 正	年 月 日	設 計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝



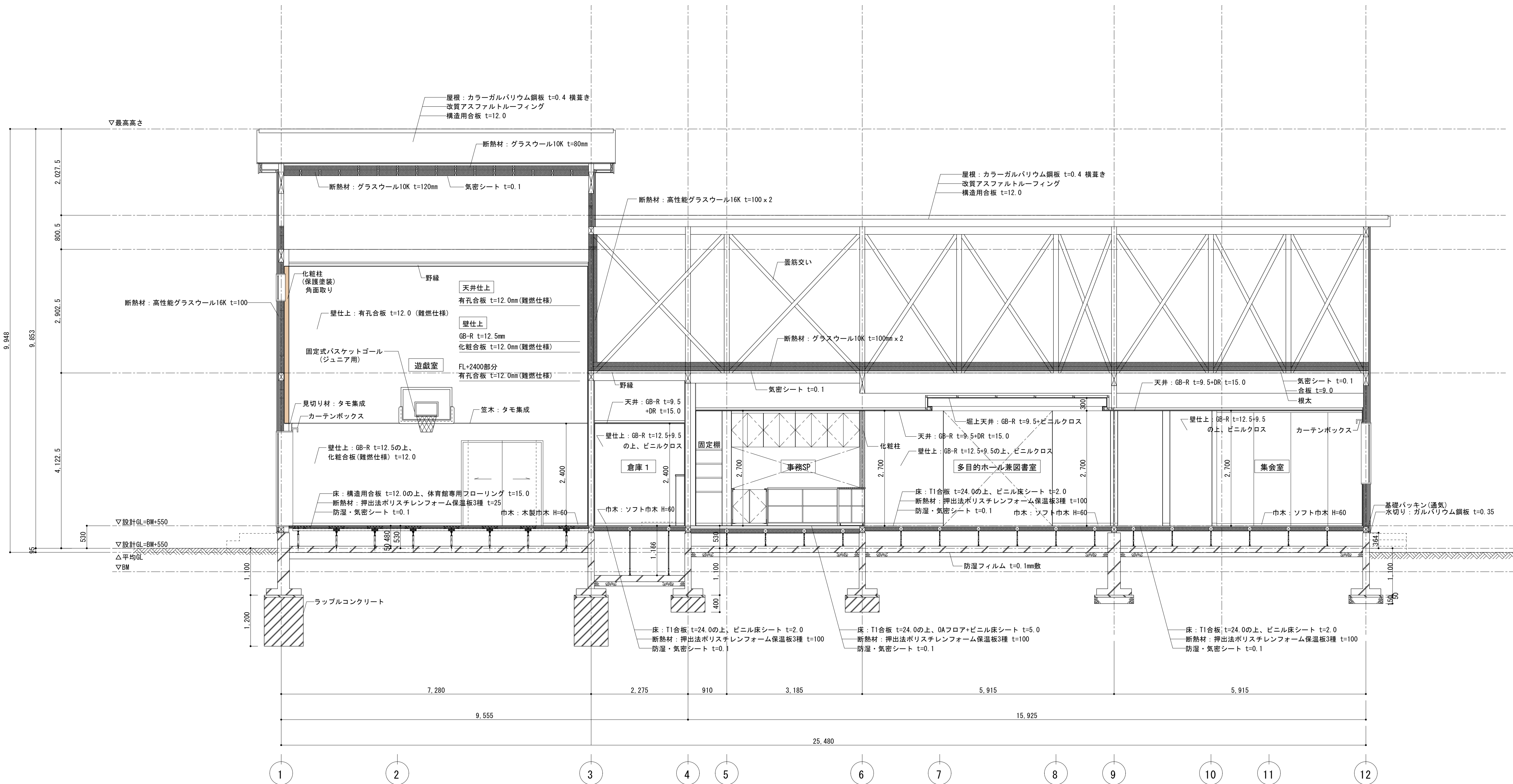
矩計図 (1) 1 : 30

工 事 名	日野市立まんがんじ児童館改築建築工事		
図 番	A-12	図 名	矩計図 (1)
作 成	年 月 日	監 理	日野市総務部建築営繕課
訂 正	年 月 日	設 計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝
縮 尺		A1 1:30	A3 1:60



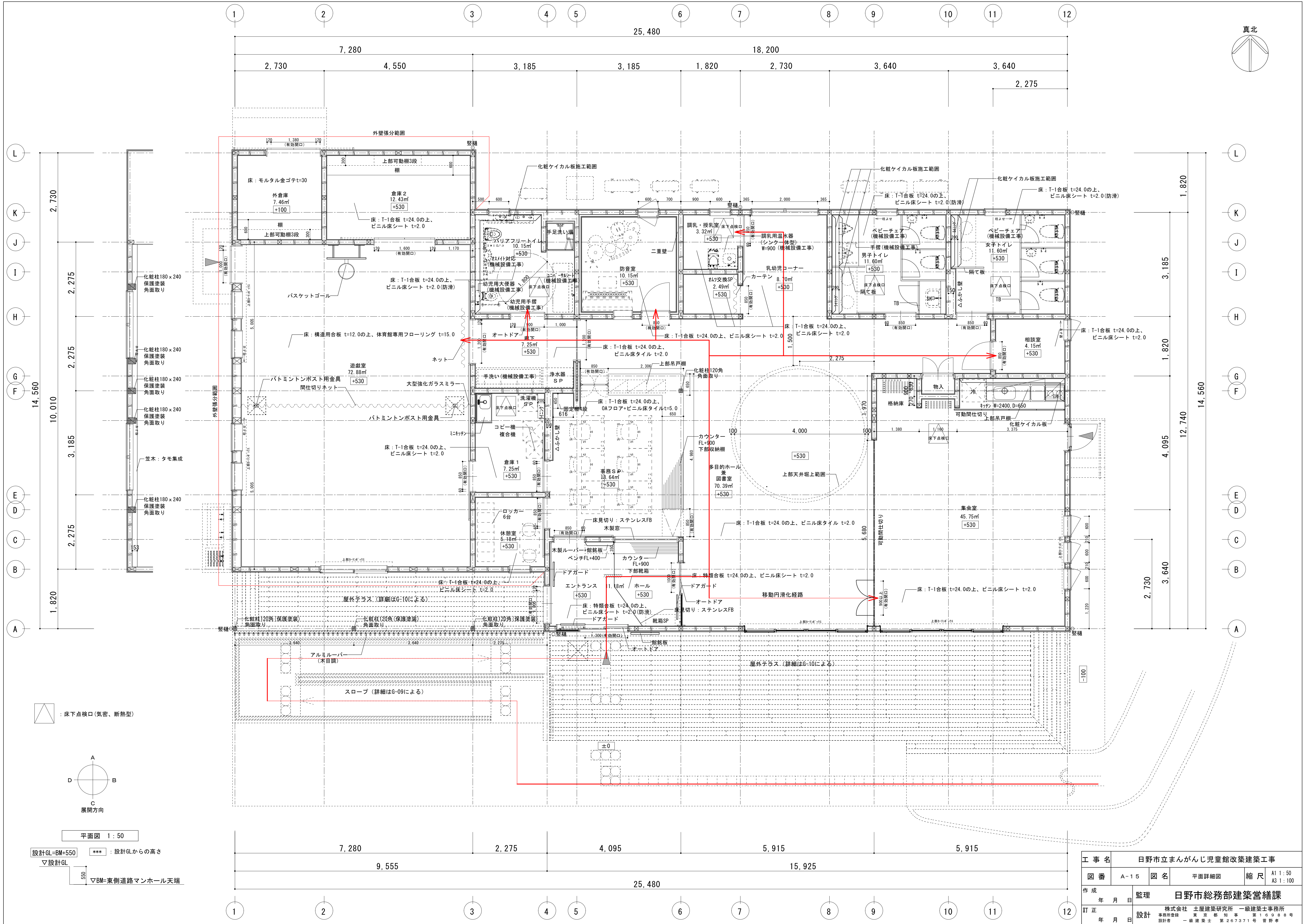
矩計図 (2) 1 : 30

工 事 名	日野市立まながんじ児童館改築建築工事		
図 番	A-13	図 名	矩計図 (2)
作 成	年 月 日	監 理	日野市総務部建築営繕課
訂 正	年 月 日	設 計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝
		縮 尺	A1 1:30 A3 1:60

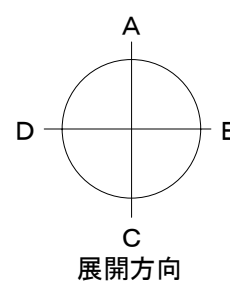


矩計図 (3) 1 : 50

工 事 名	日野市立まんがんじ児童館改築建築工事		
図 番	A-14	図 名	矩計図 (3)
縮 尺	A1 1:50 A3 1:100		
作 成	年 月 日	監 理	日野市総務部建築営繕課
訂 正	年 月 日	設 計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝



：床下点検口（気密、断熱型）



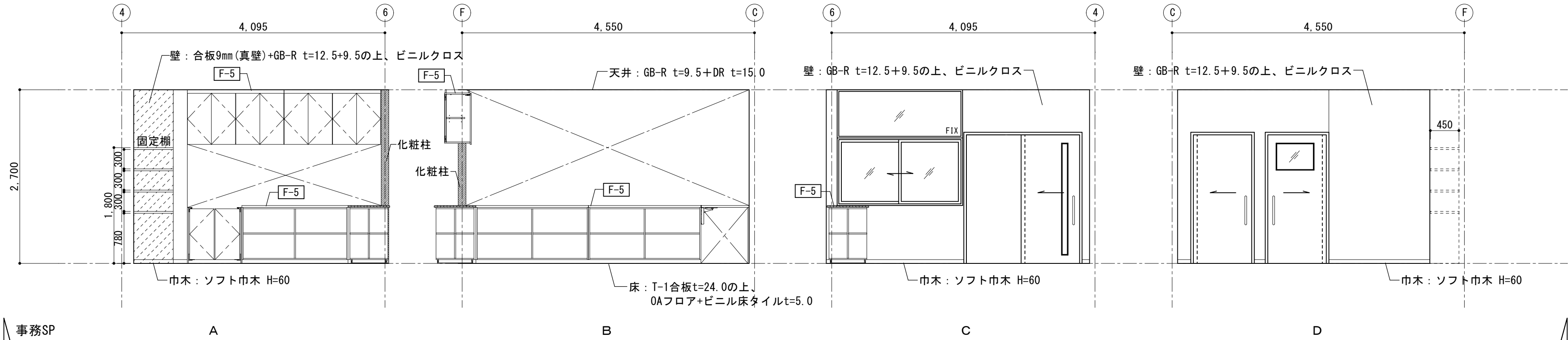
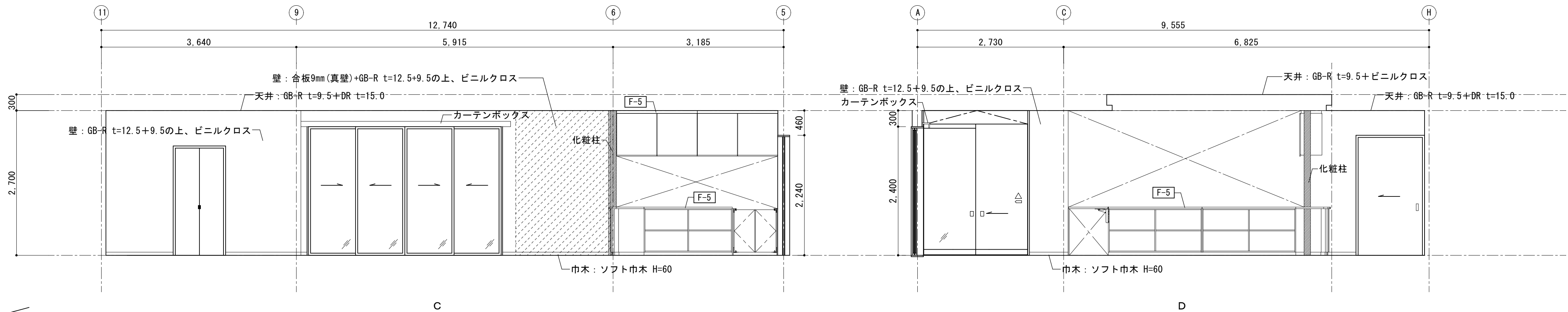
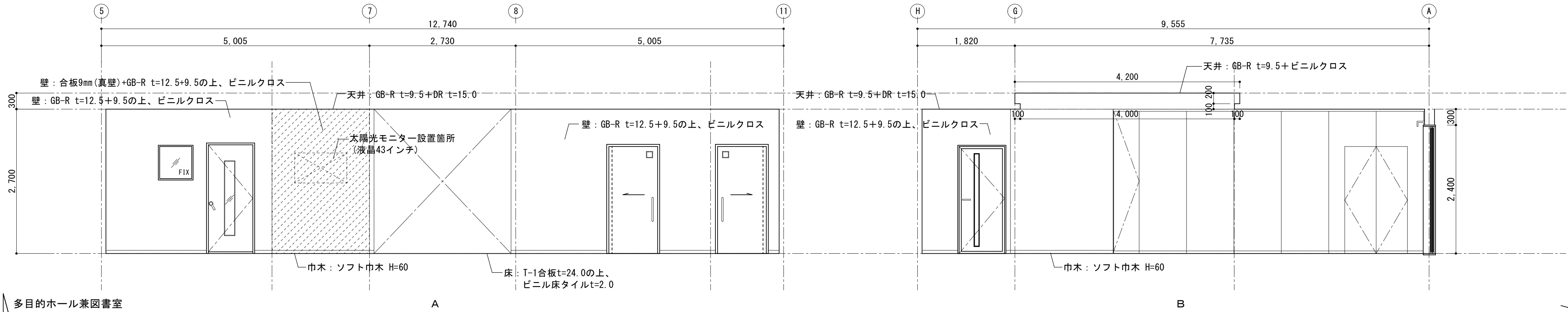
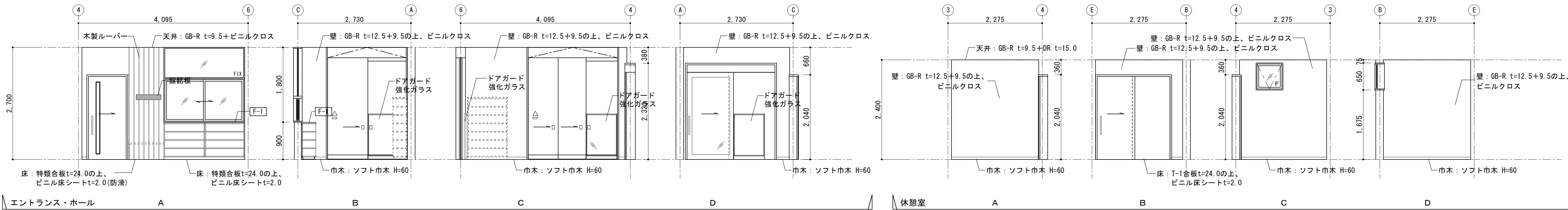
平面図 1:50

設計GL=BM+550 ***：設計GLからの高さ

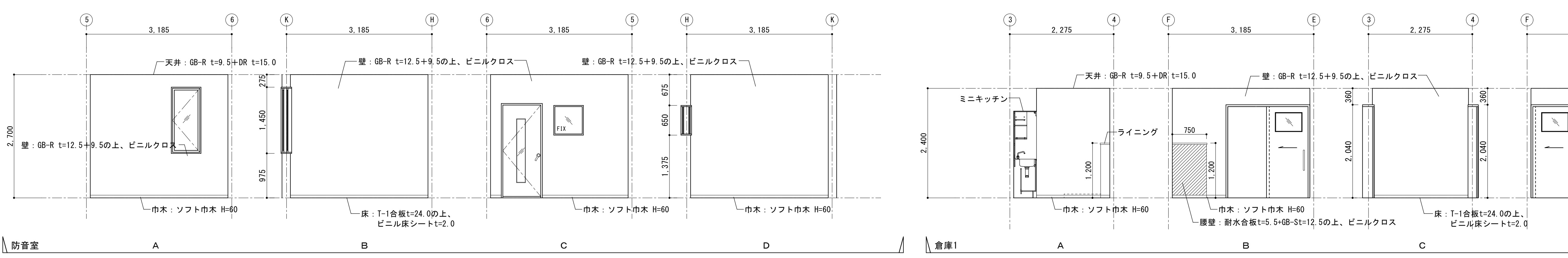
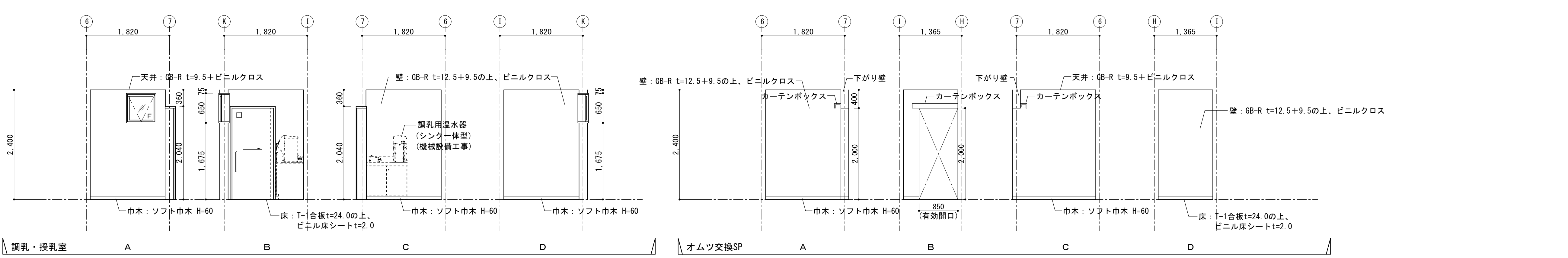
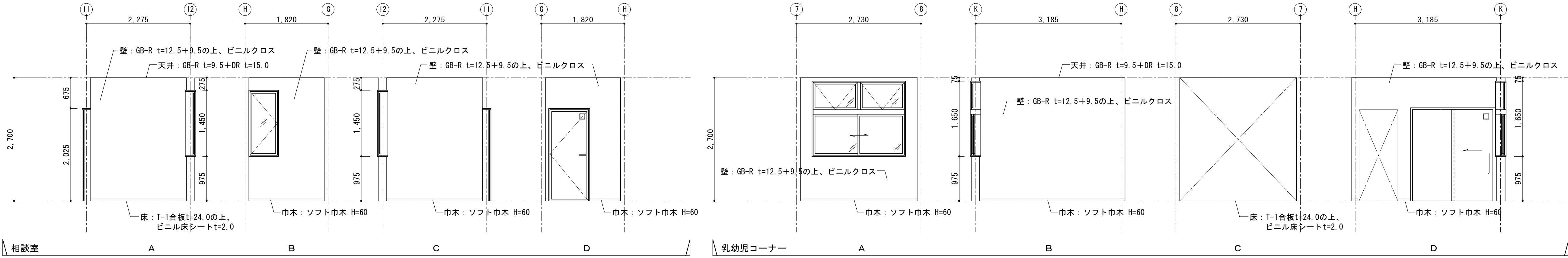
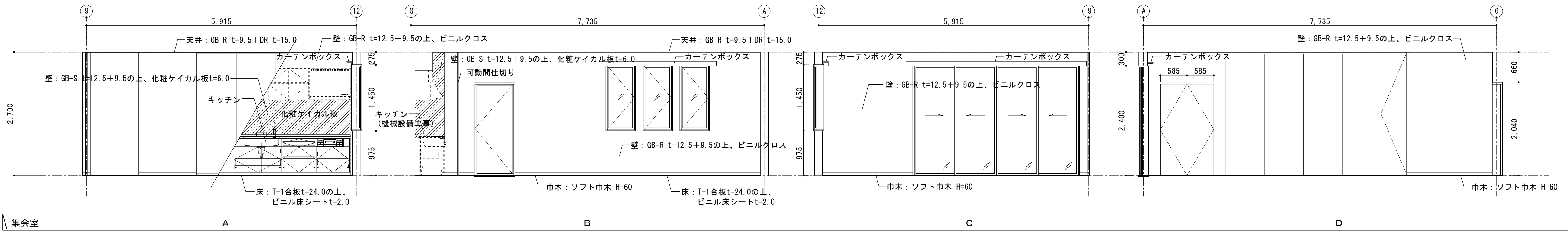
▽設計GL

▽BM=東側道路マンホール天端

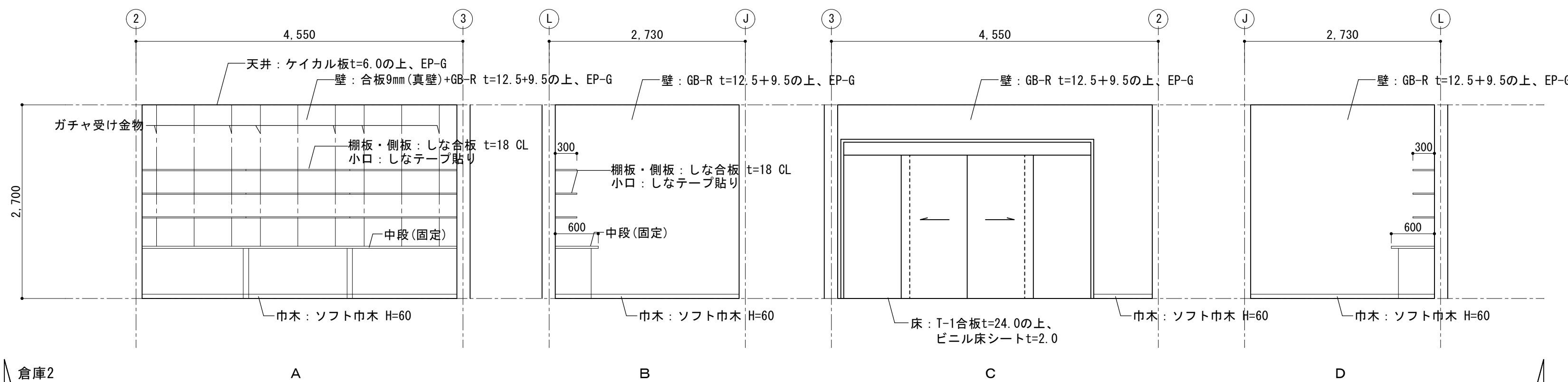
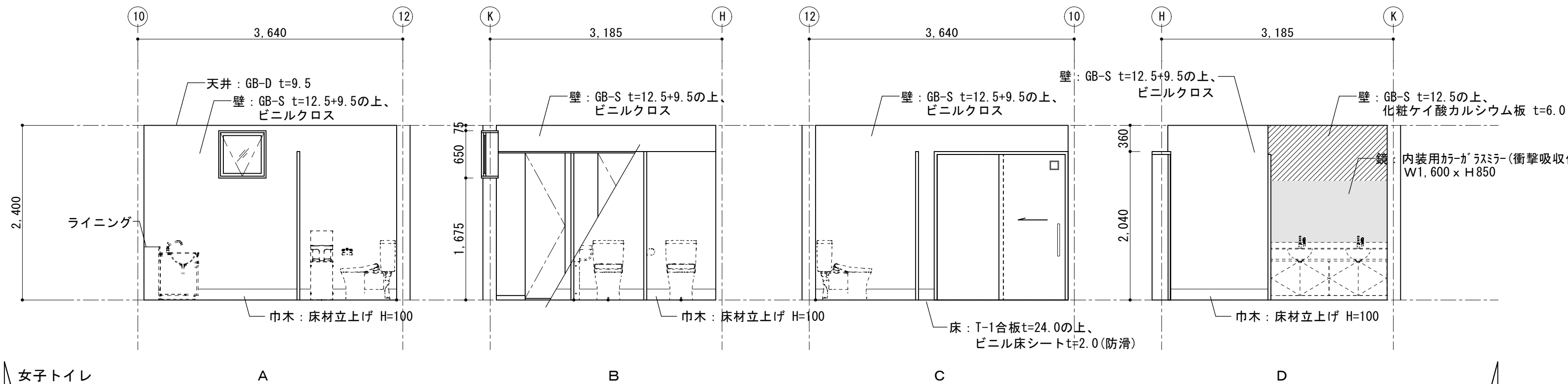
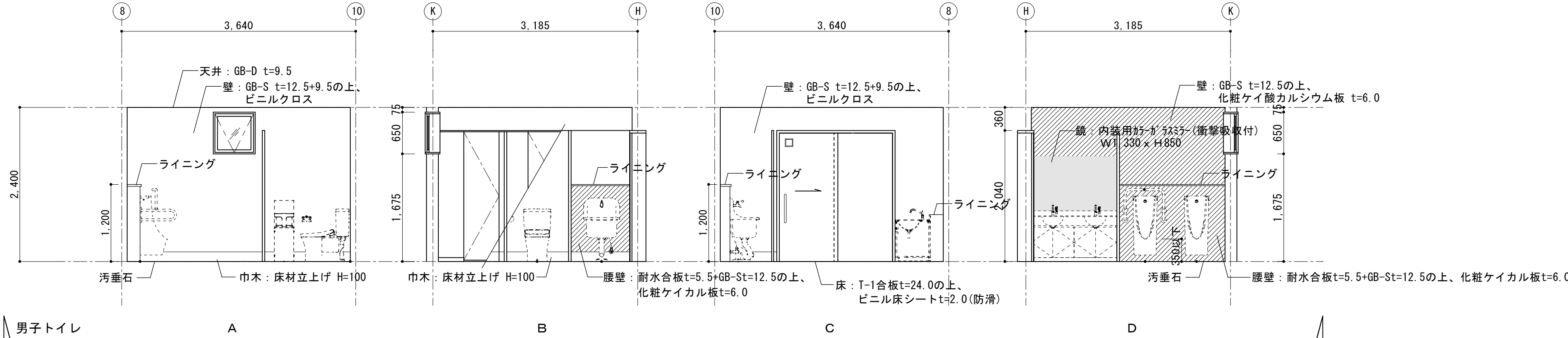
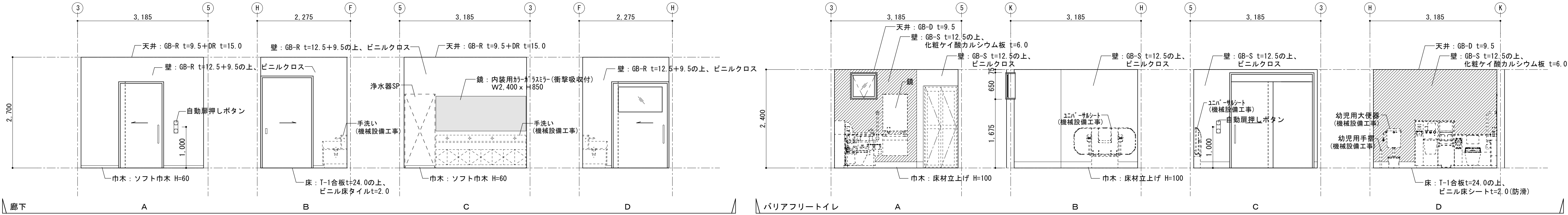
工 事 名	日野市立まんがんじ児童館改築建築工事		
図 番	A-15	図 名	平面詳細図
作 成	年 月 日	監 理	日野市総務部建築営繕課
訂 正	年 月 日	設 計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝
		縮 尺	A1 1:50 A3 1:100



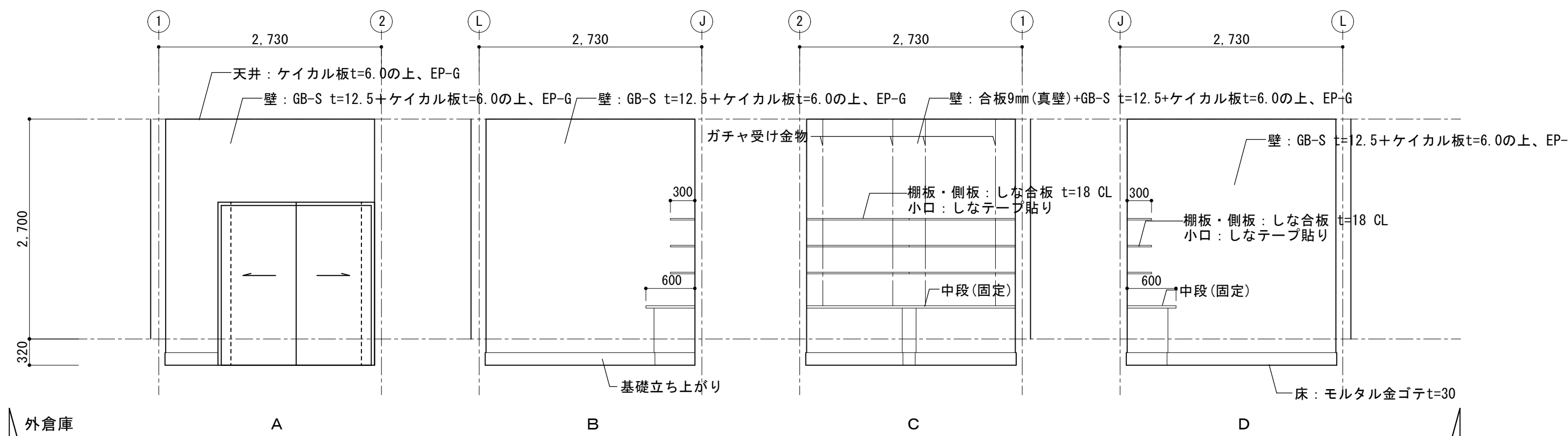
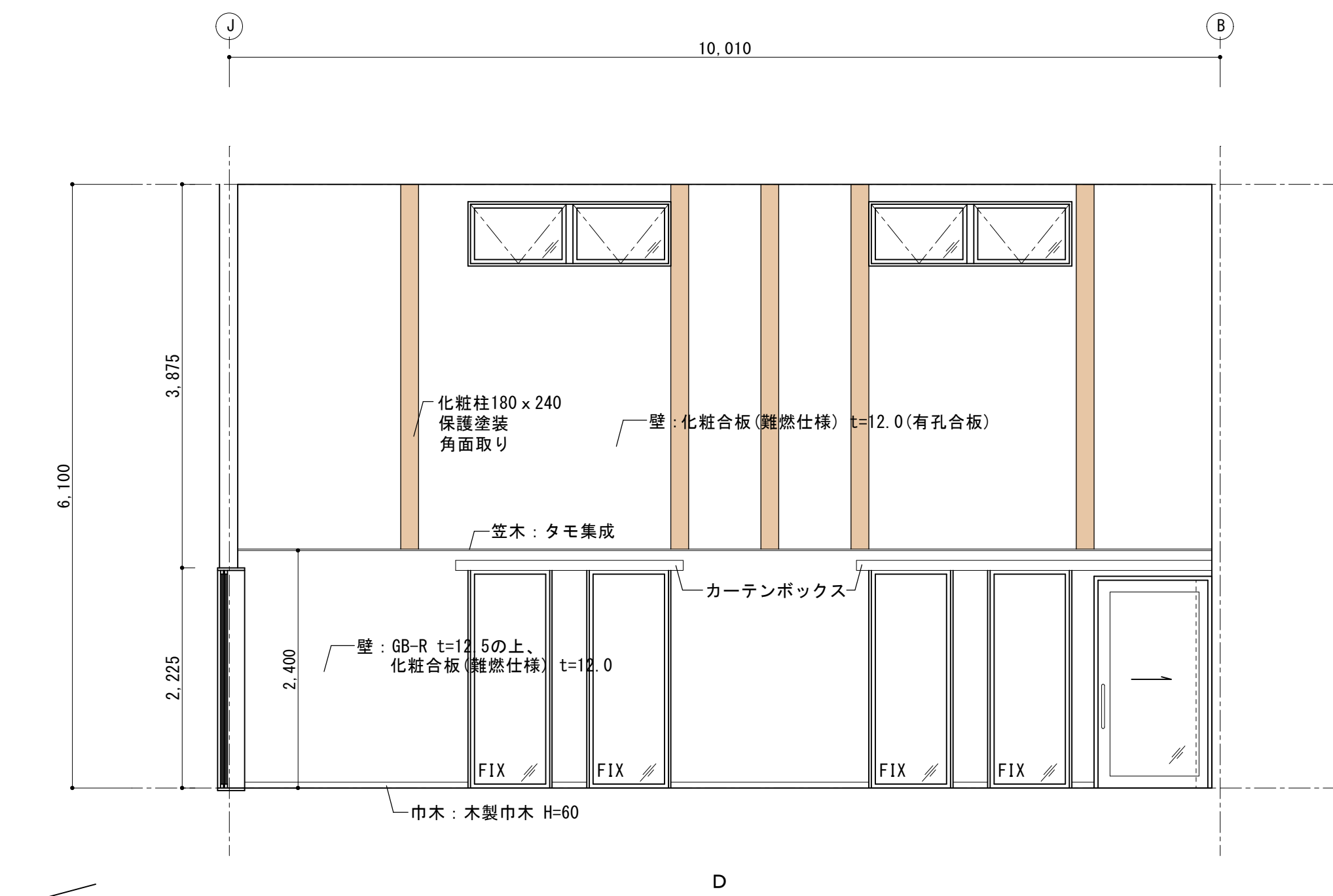
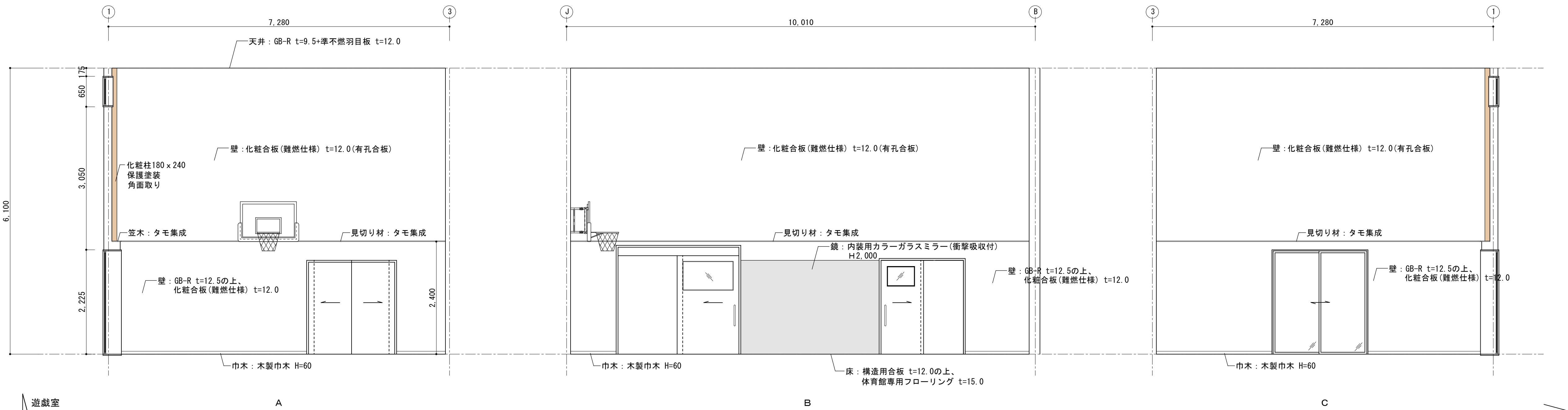
工 事 名	日野市立まanganじ児童館改築建築工事			
図 番	A-16	図 名	展開図 (1)	縮 尺 A1 1: 50 A3 1: 100
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課			
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝			



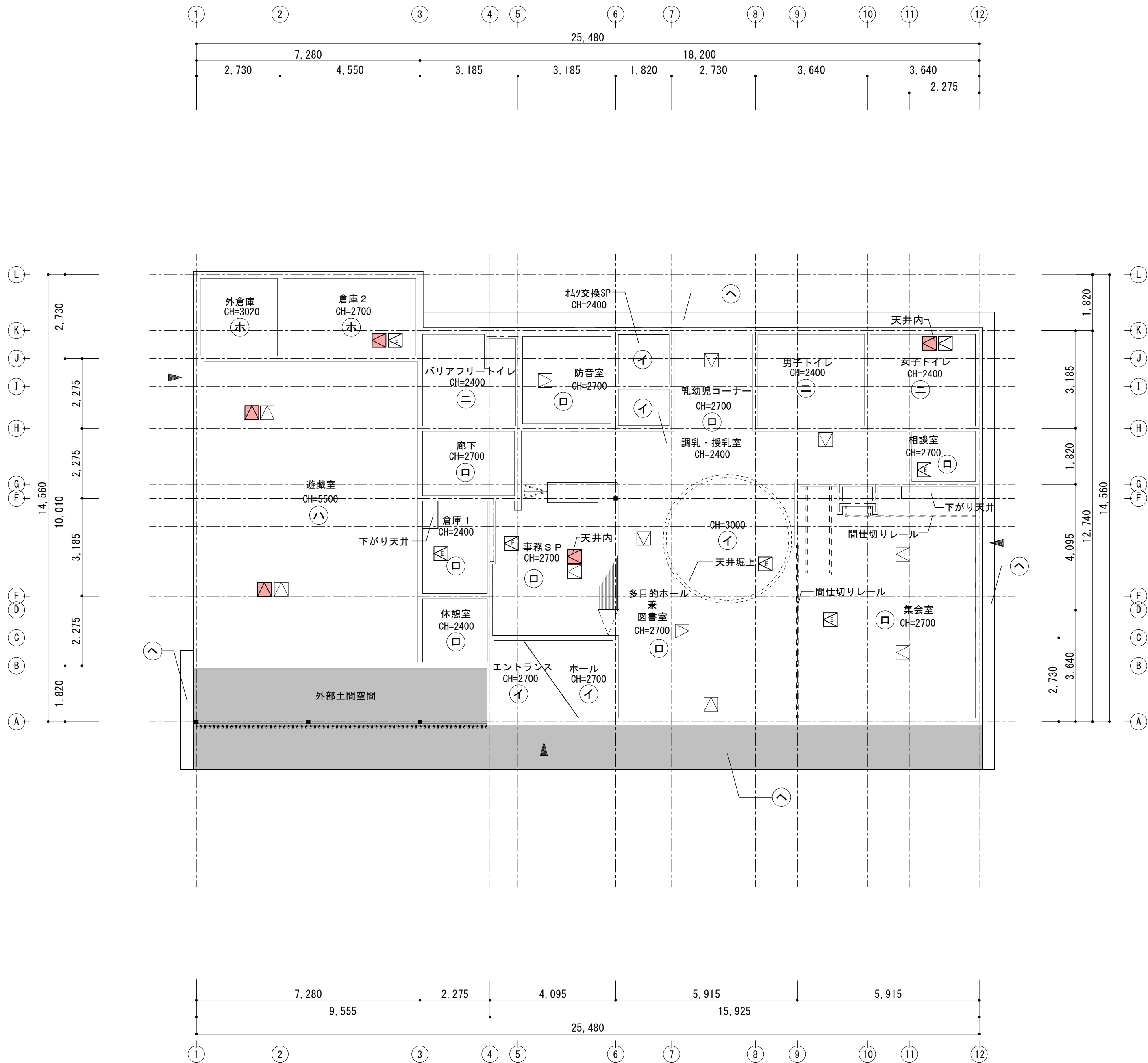
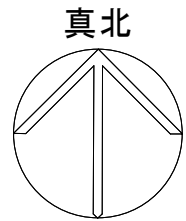
工 事 名	日野市立まanganじ児童館改築建築工事			
図 番	A-17	図 名	展開図 (2)	縮 尺 A1 1: 50 A3 1: 100
作 成	年 月 日	監理	日野市総務部建築営繕課	
訂 正	年 月 日	設計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝	



工 事 名	日野市立まんがんじ児童館改築建築工事			
図 番	A-18	図 名	展開図 (3)	縮 尺 A1 1: 50 A3 1: 100
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課			
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝			



工 事 名	日野市立まanganじ児童館改築建築工事		
図 番	A-19	図 名	展開図 (4)
作 成	年 月 日	監 理	日野市総務部建築営繕課
訂 正	年 月 日	設 計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝



天井伏図 1 : 100

【凡例】

記号	天井仕上げ	廻り縁
イ	GB-R t=9.5+ビニルクロス	塩ビ
ロ	GB-R t=9.5+DR t=15.0	塩ビ
ハ	GB-R t=9.5+化粧合板 t=12.0	—
ニ	GB-D t=9.5	塩ビ
ホ	ケイカル板 t=6.0の上、EP-G	塩ビ
ヘ	化粧繊維混入けい酸カルシウム板 t=12.0(木目調)	—

☒ : 小屋裏点検口(気密・断熱タイプ)を示す【参考商品】CXDW150(1型) 5カ所(天井断熱部分に施工)

☑ : 機械設備用天井点検口 11カ所

☑ : 電気設備用天井点検口 7カ所

■ : 水平軒天

工 事 名	日野市立まんがんじ児童館改築建築工事		
図 番	A-20	図 名	天井伏図
作 成	年 月 日	監 理	日野市総務部建築営繕課
訂 正	年 月 日	設 計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝

記号・型式	AW1 アルミ製引き違い窓 4枚建て		AW2 アルミ製たてすべり窓		AW3 アルミ製排煙窓		AW4 アルミ製排煙窓		AW5 アルミ製2連排煙窓付き引き違い窓		AW6 アルミ製たてすべり窓（外窓）		AW7 アルミ製排煙窓		AW8 アルミ製引き違い窓 2枚建	
使用箇所・数量	多目的ホール兼図書室、集会室 2		集会室、相談室 4		調乳・授乳室 1		休憩室、バリアフリートイレ、男子トイレ、女子トイレ 4		乳幼児コーナー 1		防音室 1		遊戯室 2		遊戯室 1	
形状・寸法																
仕上・見込	二次電解着色 70		二次電解着色 70		二次電解着色 70		二次電解着色 70		二次電解着色 70		二次電解着色 70		二次電解着色 70		二次電解着色 70	
ガラス	複層ガラス（Low-E5+A6+ST5）		複層ガラス（Low-E5+A6+ST5）		複層ガラス（Low-E5+A6+ST5） 型板ガラス		複層ガラス（Low-E5+A6+ST5） 型板ガラス		複層ガラス（Low-E5+A6+ST5）		複層ガラス（Low-E5+A6+ST5） 型板ガラス		複層ガラス（Low-E5+A6+ST5）		複層ガラス（Low-E5+A6+ST5）	
附属金物	クレセント（鍵付） 附属金物一式		鍵付カムラッチハンドル、附属金物一式		附属金物一式		附属金物一式		クレセント（鍵付）、附属金物一式		鍵付カムラッチハンドル、附属金物一式		オペレーター装置、附属金物一式		クレセント（鍵付）、附属金物一式	
備考	四方アングルピース 鍵取付高さFL+1500 下枠フラット		四方アングルピース 鍵取付高さFL+1500		四方アングルピース オペレーター配線：梁貫通処理		四方アングルピース 高窓操作用フック棒		四方アングルピース オペレーター配線：梁貫通処理 鍵取付高さFL+1500		四方アングルピース 鍵取付高さFL+1500		四方アングルピース オペレーター配線：梁貫通処理		四方アングルピース 下枠フラット 網戸 鍵取付高さFL+1500	
記号・型式	AW9 アルミ製FIX窓		PW1 樹脂製たてすべり窓（内窓）		AD1 二重片引きオートドア		AD2 片引きオートドア		AD3 アルミ製引き戸		AD4 アルミ製片開き戸		AD5 アルミ製両引きハンガー戸		LSD1 軽量鋼製両引きハンガー戸	
使用箇所・数量	遊戯室 4		防音室 1		エントランス 1		ホール 1		エントランス、遊戯室 2		集会室 1		外倉庫 1		倉庫2 1	
形状・寸法																
仕上・見込	二次電解着色 70		70		二次電解着色 100		二次電解着色 100		二次電解着色 100		二次電解着色 70		二次電解着色 70		焼付塗装 190	
ガラス	複層ガラス（Low-E5+A6+ST5）		ST5		ST-10		ST-10		ST-8		－		－		－	
附属金物	附属金物一式		鍵付カムラッチハンドル、附属金物一式		附属金物一式 錠（外：シリンダー錠・内：サムターン）		附属金物一式		棒状取手、附属金物一式 錠（外：シリンダー錠・内：サムターン）		レバーハンドル、ドアクローザー、附属金物一式 錠（外：シリンダー錠・内：サムターン）		掘込引手、附属金物一式 錠（外：シリンダー錠・内：サムターン）		掘込引手、附属金物一式 錠（外：シリンダー錠・内：サムターン）	
備考	四方アングルピース		四方アングルピース 鍵取付高さFL+1500		扉：化粧パネル（木目調） 下枠フラット ドアガード		扉：化粧パネル（木目調） 下枠フラット ドアガード		四方アングルピース、ソフトクローズ 下枠：SUSフラットレール、指挟み防止仕様 ドアガード		四方アングルピース、ソフトクローズ 下枠：SUSフラットレール、指挟み防止仕様		戸当り、SUSレール、附属金物一式 指挟み防止仕様		四方アングルピース、ソフトクローズ 指挟み防止仕様	

外部建具キープラン 1：200		内部建具キープラン 1：200	

消防法に基づく普通階・無窓階判定		ガラス符号 S 透明普通板ガラス FL 透明フロートガラス F 型板ガラス P 透明磨き板ガラス PWC 網入り磨き板ガラス（クロスワイヤ） PWL 網入磨き板ガラス P ベアガラス L 合せガラス T 強化ガラス ST 学校用強化ガラス M 鏡 防 防火設備 〔例〕S3 透明ガラス厚3mm FL6+A+FL10 （外側）透明フロートガラス厚6mm＋空気層 （内側）透明フロートガラス厚10 ※ ガラス固定のシーリングはシリコン系とする サッシの性能 特記なき限り、本工事に使用するサッシは以下の通りとする。 耐風圧性 S-1 S-2 S-3 S-4 S-5 S-6 S-7 気密性 A-1 A-2 A-3 A-4 水密性 W-1 W-2 W-3 W-4 W-5
床面積（A）：320.48 m2 必要開口面積（A/30）：320.48 x 1/30 =10.68 m2 AW-1（3.60/4）x 2.40）x 2 x 2カ所 =8.73 AW-4（0.965 x 0.90）x 1カ所 =0.86 AD-1（2.15/3）x 2.45）x 1カ所 =1.75 有効開口面積 11.34 m2 必要開口面積 < 有効開口面積 より 普通階 となる。		
収容人員算定 ①従業員人数 7人（想定） ②従業員以外の者の使用に供する部分の面積÷3㎡ （遊戯室＋多目的ホール＋集会室＋防音室＋乳幼児コーナー兼図書室＋調乳・授乳室＋オムツ交換SP＋相談室面積）÷3㎡ ＝（72.88＋70.39＋45.75＋10.15＋8.70＋3.32＋2.49＋4.15）÷3㎡ ＝217.84㎡÷3㎡＝72.62＝72人 ①＋②＝7＋72＝79人…収容人員		

工事名	日野市立まanganじ児童館改築建築工事				
図番	A-2 1	図名	建具表（1）	縮尺	A1 1：50 A3 1：100
作成 年月日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂正 年月日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝				

記号・型式	Ⓐ 2 軽量鋼製片引きハンガーオートドア		Ⓐ 3 軽量鋼製片引きハンガー戸		Ⓐ 4 軽量鋼製片引きハンガー戸		Ⓐ 1 鋼製防音ドア		Ⓐ 1 木製片引き戸（額付き）		Ⓐ 2 木製片引き戸		Ⓐ 3 木製片引き戸		Ⓐ 4 木製引込戸			
使用箇所・数量	だれでもトイレ	1	遊戯室	1	遊戯室	1	防音室	1	倉庫 1	1	休憩室	2	男子トイレ、女子トイレ、調乳・授乳室	3	廊下	1		
形状・寸法																		
仕上・見込	焼付塗装	230	焼付塗装	190	焼付塗装	190	焼付塗装		シナ OSCL	36	シナ OSCL	36	シナ OSCL	36	シナ OSCL	36		
ガラス	—		ST4		ST4		ST4		ST4		—		亚克力板 t=4.0 型板亚克力板		—			
附属金物	棒状取手、電気錠、ﾏｯｸｽｲｯﾁ、SUSレール、附属金物一式		棒状取手、附属金物一式		棒状取手、シリンダー錠、サムターン、附属金物一式		附属金物一式、下枠フラット仕様		棒状引手、戸当り、上吊りレール、附属金物一式		棒状引手、戸当り、上吊りレール、附属金物一式錠（外：シリンダー錠・内：サムターン）		棒状引手、戸当り、上吊りレール、附属金物一式錠 調乳・授乳室（外：表示錠・内：サムターン）		UB引手、戸当り、上吊りレール、附属金物一式錠（廊下側：シリンダー錠・ホール2側：サムターン）			
備考	四方アングルピース 指挟み防止仕様 自動屏押しボタン※参考品番：HDS-4ia		四方アングルピース、ソフトクローズ 指挟み防止仕様		四方アングルピース、ソフトクローズ 指挟み防止仕様		指挟み防止仕様 遮音等級：T-4		指挟み防止仕様、ソフトクローズ		指挟み防止仕様、ソフトクローズ		指挟み防止仕様、ソフトクローズ		指挟み防止仕様、ソフトクローズ			
記号・型式	Ⓐ 5 木製片開き戸（額付き）		Ⓐ 6 木製スイング戸		Ⓐ 7 木製片引き戸（額付き）		Ⓐ 8 木製両開き戸		Ⓐ 1 防音FIX二重窓		Ⓐ 1 木製FIX窓 下部両引窓							
使用箇所・数量	相談室	1	事務SP	1	事務SP	1	物入	1	防音室（多目的ホール側）	1	事務SP	1						
形状・寸法																		
仕上・見込	シナ OSCL	36	シナ OSCL	—	シナ OSCL	36	シナ OSCL	36	屋外側 屋内側		230	シナ OSCL	36					
ガラス	亚克力板 t=4.0 型板亚克力板		—		ST4 型板亚克力板		—		複層ガラス ST4+A6+ST4		230	複層ガラス ST4+A6+ST4						
附属金物	レバーハンドル、ドアクローザー、附属金物一式錠（外：シリンダー錠・内：サムターン）		附属金物一式		棒状引手、戸当り、上吊りレール、附属金物一式		SUS回転取手、SUS丁番、附属金物一式		附属金物一式		230	上吊レール、戸車、戸当り、掘込引手、附属金物一式						
備考	指挟み防止仕様、ソフトクローズ				指挟み防止仕様、ソフトクローズ		指挟み防止仕様		遮音等級：T-4		230							
記号・型式	Ⓐ 1 軽量移動パーティション																	
使用箇所・数量	集会室							1	集会室							1		
形状・寸法																		
仕上・見込	面材：プリント合板 t=2.5							30	面材：プリント合板 t=2.5							30		
ガラス	—							—										
附属金物	附属金物一式							附属金物一式										
備考	芯材：ペーパーコア 接床装置：手動式接床装置、レール：アルミ押出型材、天棧：塩ビ、パネルエッジ：塩ビ 参考：コマネー（株） DP-30簡易タイプ同等品以上							芯材：ペーパーコア 接床装置：手動式接床装置、レール：アルミ押出型材、天棧：塩ビ、パネルエッジ：塩ビ 参考：コマネー（株） DP-30簡易タイプ同等品以上										

ガラス 符号		S 透明普通板ガラス	
FL 透明フロートガラス		F 型板ガラス	
P 透明磨き板ガラス		PW C 網入り磨き板ガラス（クロスワイヤ）	
PWL 線入磨き板ガラス		P ベアガラス	
L 合せガラス		T 強化ガラス	
ST 学校用強化ガラス		M 鏡	
防 防火設備			
〔 例 〕 S 3 透明ガラス厚3mm FL6+A+FL10 （外側）透明フロートガラス厚6mm+空気層 （内側）透明フロートガラス厚10 ※ ガラス固定のシーリングはシリコン系とする			
サッシの性能			
特記なき限り、本工事に使用するサッシは以下の通りとする。			
耐風圧性	S-1	S-2	S-3
気密性	A-1	A-2	A-3
水密性	W-1	W-2	W-3

工 事 名		日野市立まんがんじ児童館改築建築工事			
図 番	A-2 2	図 名	建具表（2）	縮 尺	A1 1：50 A3 1：100
作 成		監理 日野市総務部建築営繕課			
年 月 日					
訂 正	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所				
年 月 日	事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝				

法チェック図					
項 目	室	事務SP、多目的ホール兼図書室、乳幼児コーナー	集会室	相談室	遊戯室
		床面積：97.73 m2	床面積：45.76 m2	床面積：4.15 m2	床面積：72.88 m2
排煙 (必要面積 1/50)	必要面積	：1.96 m2	必要面積	：0.09 m2	必要面積
		＜ 有効面積	＜ 有効面積	＜ 有効面積	＜ 有効面積
		：2.05 m2	：1.80 m2	：0.30 m2	：2.30 m2
AW-1	(0.90×0.50×2)×1ヶ所	＝0.90 m2	AW-1	(0.90×0.50×2)×1ヶ所	＝0.90 m2
	AW-5	(0.96×0.60×2)×1ヵ所	＝1.15 m2	AW-2	(0.60×0.50)×3ヵ所
		＝0.90 m2			＝0.90 m2
採光 (必要面積 1/7・10)	必要面積	：13.97 m2	必要面積	：0.42 m2	必要面積
		＜ 有効面積	＜ 有効面積	＜ 有効面積	＜ 有効面積
		：25.92 m2	：25.92 m2	：2.34 m2	：26.44 m2
AW-1	(3.6×2.4)×1ヵ所×3(補正係数)	＝25.92 m2	AW-1	(3.6×2.4)×1ヵ所×3(補正係数)	＝25.92 m2
	AW-7	(0.96×0.6×2)×2ヵ所×3(補正係数)	＝6.91 m2	AW-2	(0.6×1.3)×1ヵ所×3(補正係数)
	AW-9	(0.74×2.20)×4ヵ所×3(補正係数)	＝19.53 m2		
換気 (必要面積 1/20)	必要面積	：4.89 m2	必要面積	：0.21 m2	必要面積
		＜ 有効面積	＜ 有効面積	＜ 有効面積	＜ 有効面積
		：5.47 m2	：4.32 m2	：0.78 m2	：4.31 m2
AW-1	(3.60×2.40)×1/2×1ヶ所	＝4.32 m2	AW-1	(3.60×2.40)×1/2×1ヶ所	＝4.32 m2
	AW-5	(0.96×0.60×2)×1ヵ所	＝1.15 m2	AW-2	(0.60×1.30)×1ヶ所
					＝0.78 m2
AW-7	(0.96×0.6×2)×2ヶ所	＝2.30 m2	AW-7	(0.96×0.6×2)×2ヶ所	＝2.30 m2
	AW-8	(1.83×2.20)×1/2×1ヵ所	＝2.01 m2	AW-8	(1.83×2.20)×1/2×1ヵ所
					＝2.01 m2
項 目	室	防音室	調乳・授乳室	法チェック図	
		床面積：10.15 m2	床面積：3.32 m2		
排煙 (必要面積 1/50)	必要面積	：0.21 m2	必要面積	：0.07 m2	必要面積
		＜ 有効面積	＜ 有効面積	＜ 有効面積	＜ 有効面積
		：0.30 m2	：0.30 m2	：0.30 m2	：0.30 m2
AW-6	(0.60×0.50)×1ヶ所	＝0.30 m2	AW-3	(0.60×0.50)×1ヶ所	＝0.30 m2
採光 (必要面積 1/7・10)	必要面積	：1.45 m2	必要面積	：0.48 m2	必要面積
		＜ 有効面積	＜ 有効面積	＜ 有効面積	＜ 有効面積
		：2.34 m2	：0.90 m2	：0.90 m2	：0.90 m2
AW-6	(0.6×1.3)×1ヵ所×3(補正係数)	＝2.34 m2	AW-3	(0.6×0.5)×1ヵ所×3(補正係数)	＝0.90 m2
換気 (必要面積 1/20)	必要面積	：0.51 m2	必要面積	：0.17 m2	必要面積
		＜ 有効面積	＜ 有効面積	＜ 有効面積	＜ 有効面積
		：0.78 m2	：0.30 m2	：0.30 m2	：0.30 m2
AW-6	(0.60×1.30)×1ヶ所	＝0.78 m2	AW-3	(0.60×0.50)×1ヶ所	＝0.30 m2
平均天井高さ	室体積	①+②+③+④	＝194.2056	＝194.20 m3	
	平均天井高さ	194.20 ÷ 70.39	＝2.7589	＝2.76 m	

5,276

A

▽隣地境界線

1,854

1,200

2,400

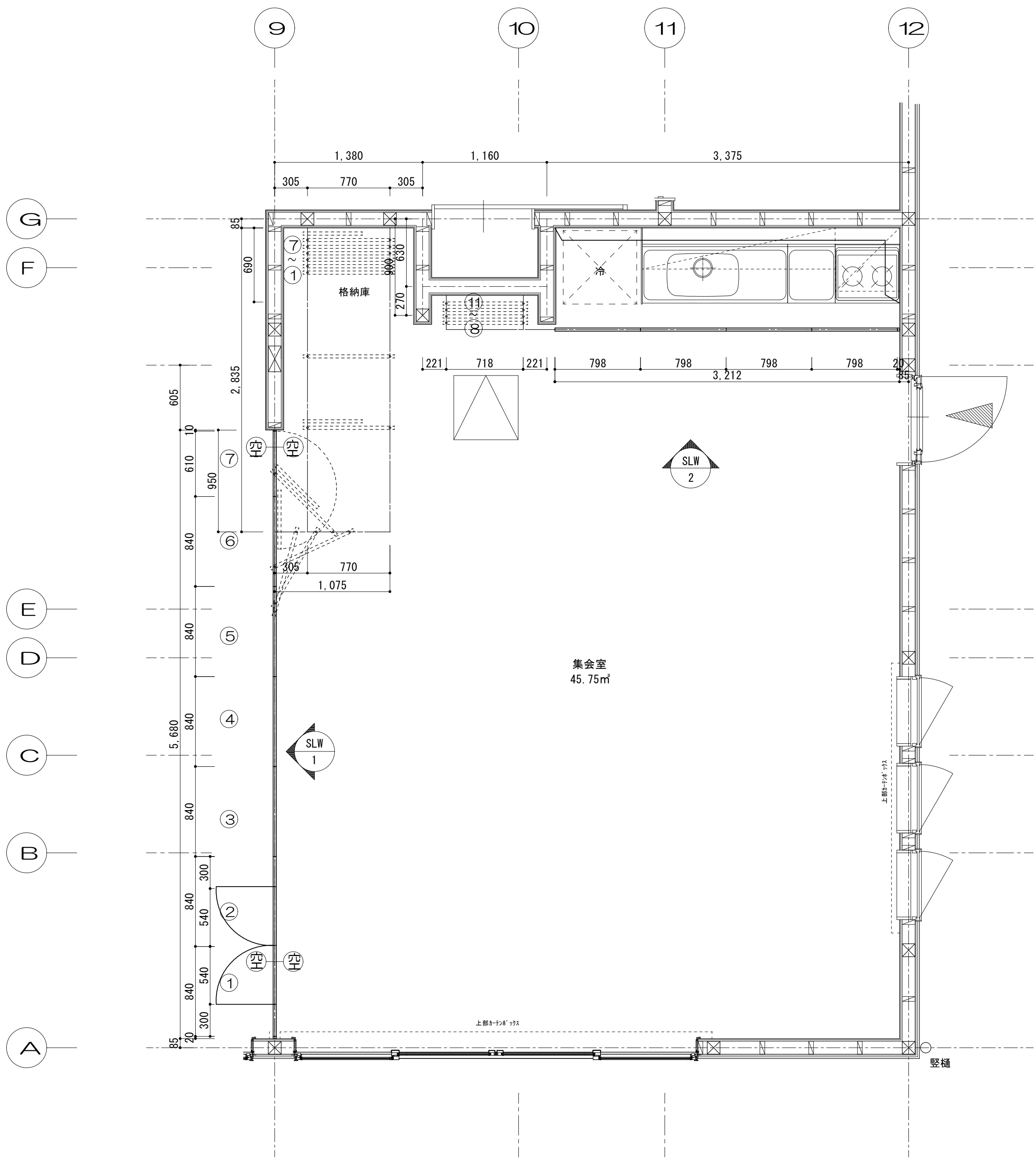
集会室

採光補正係数 算定式

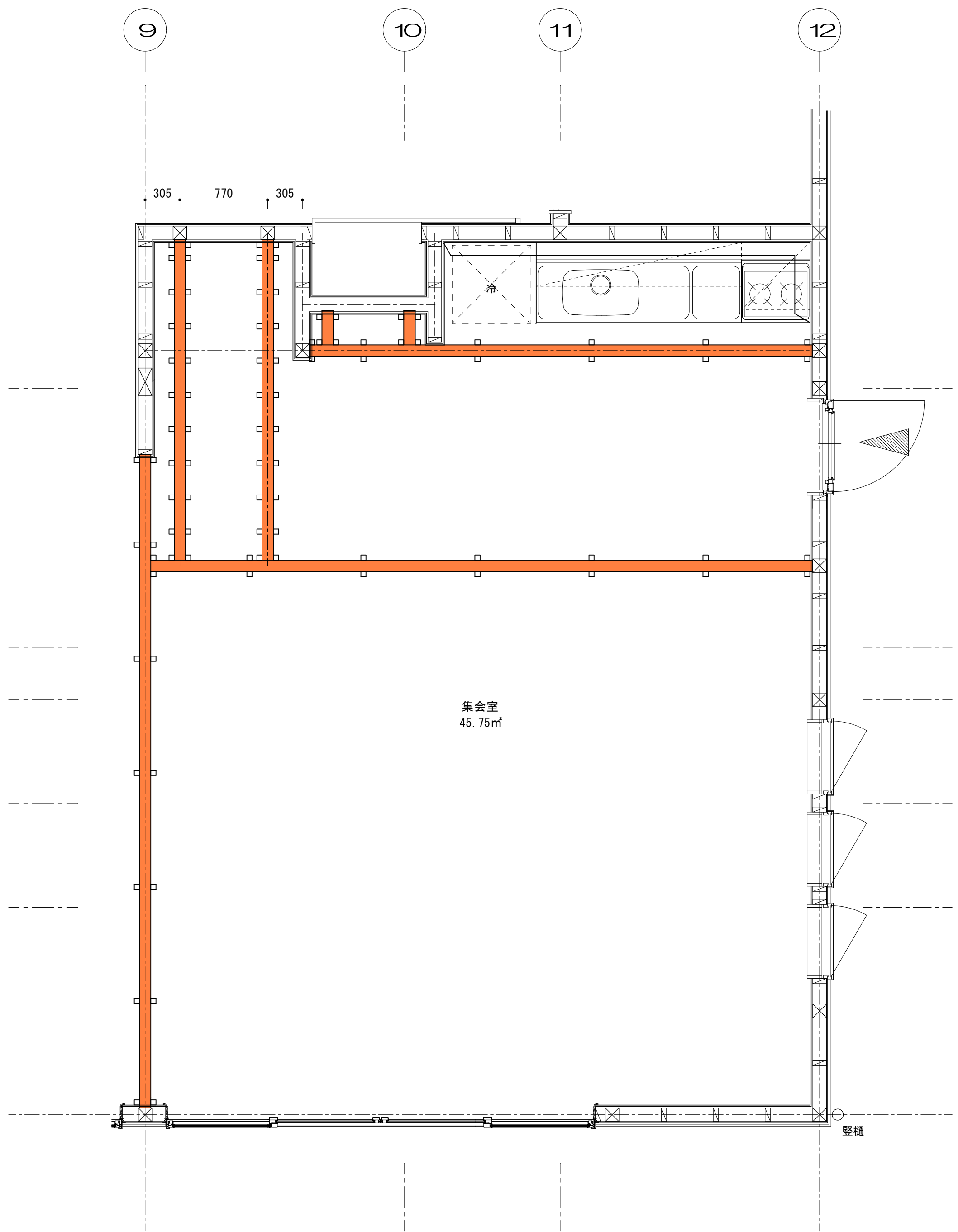
(5.276/1.854)×6-1.4＝15.67≒3.0

※補正係数は全て3とする。

工 事 名	日野市立まanganじ児童館改築建築工事			
図 番	A-2 3	図 名	建具表 (3)	縮 尺 A1 1:50 A3 1:100
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課			
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝			



ハンガーレール平面図 1/30

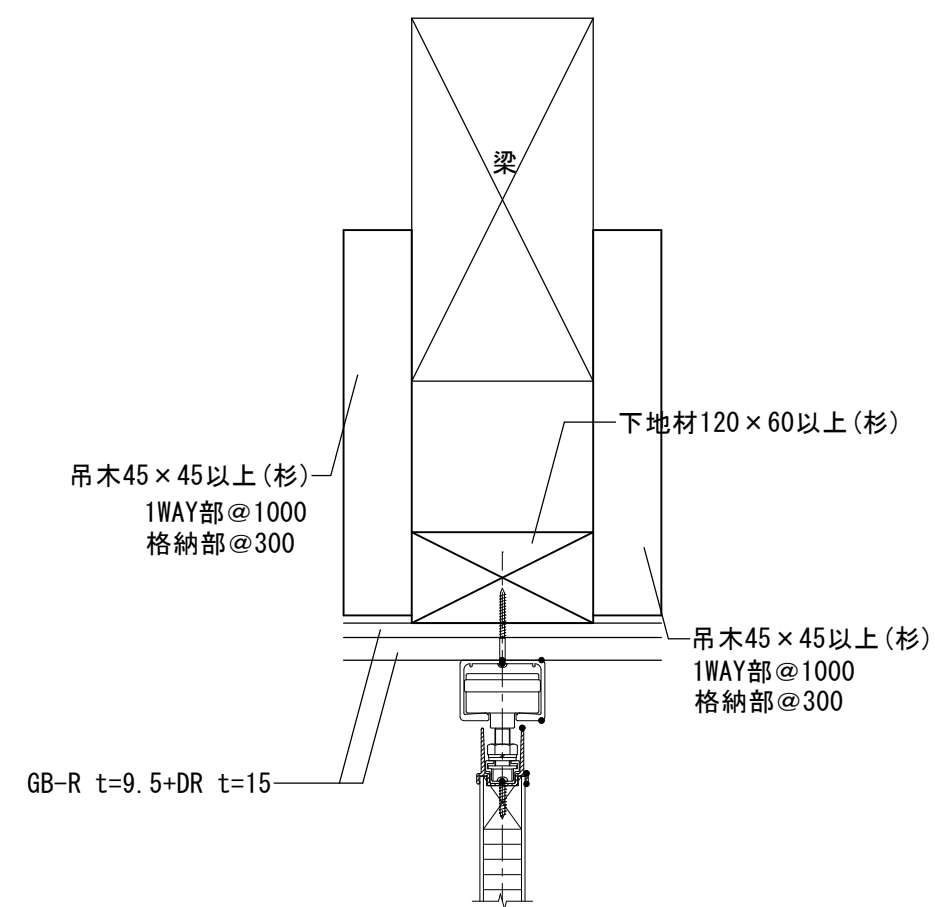
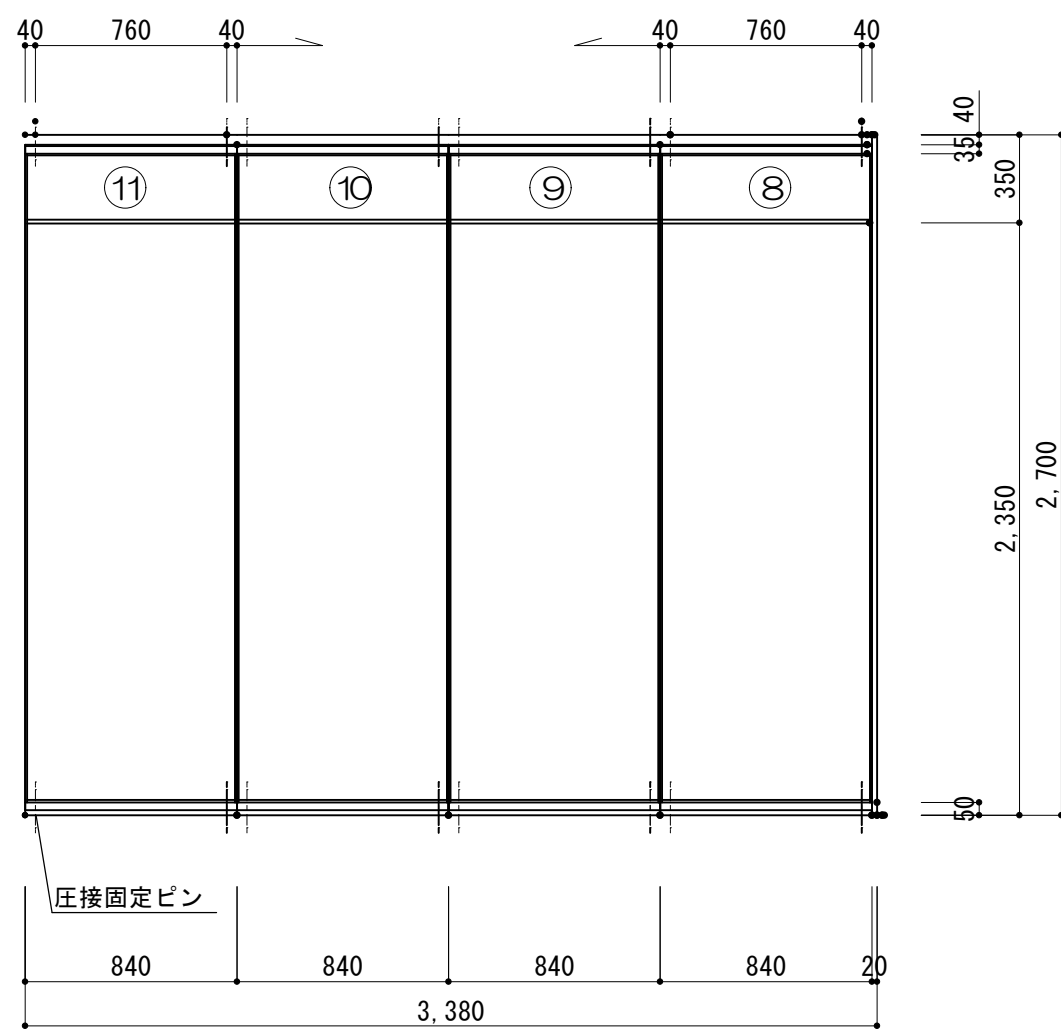
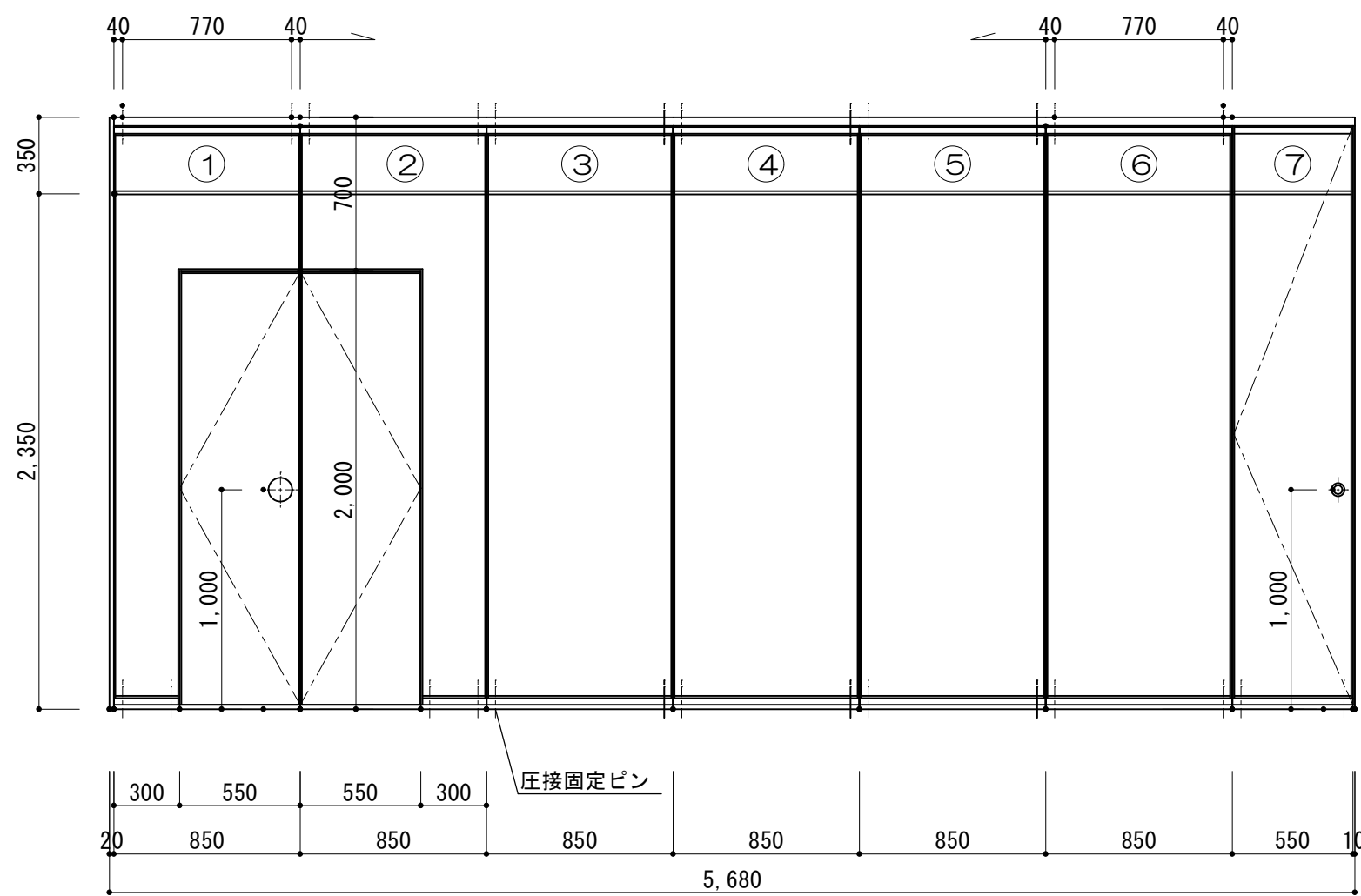


下地材伏図 1/30

普通パネル重量 18.4kg
丁番付きパネル重量 26.5kg
ドア付きパネル重量 22.5kg

アルミフラットバー
2×15 (現地取付)

アルミフラットバー
2×15 (現地取付)



天井部納まり図 1/3

*1 ハンガーレール取付け下地の強度基準
取付け全重量の5倍の荷重に対して、耐力及び変形量が使用上支障のないように補強する。
*2 ハンガーレールのタワミ量
静荷重時の仕切部、格納部の吊り子間のレール及び下地のタワミ量は1mm以下とする。

工 事 名	日野市立まanganじ児童館改築建築工事			
図 番	A-24	図 名	スライディングウォール詳細図	縮 尺 A1 1:30 A3 1:60
作 成	年 月 日	監理	日野市総務部建築営繕課	
訂 正	年 月 日	設計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝	

サイン計画図

ピクトグラムリスト ※文字及びピクト・取り付け位置は監督員と協議の上、決定すること。

A	本棚
---	----

1

調乳・授乳室

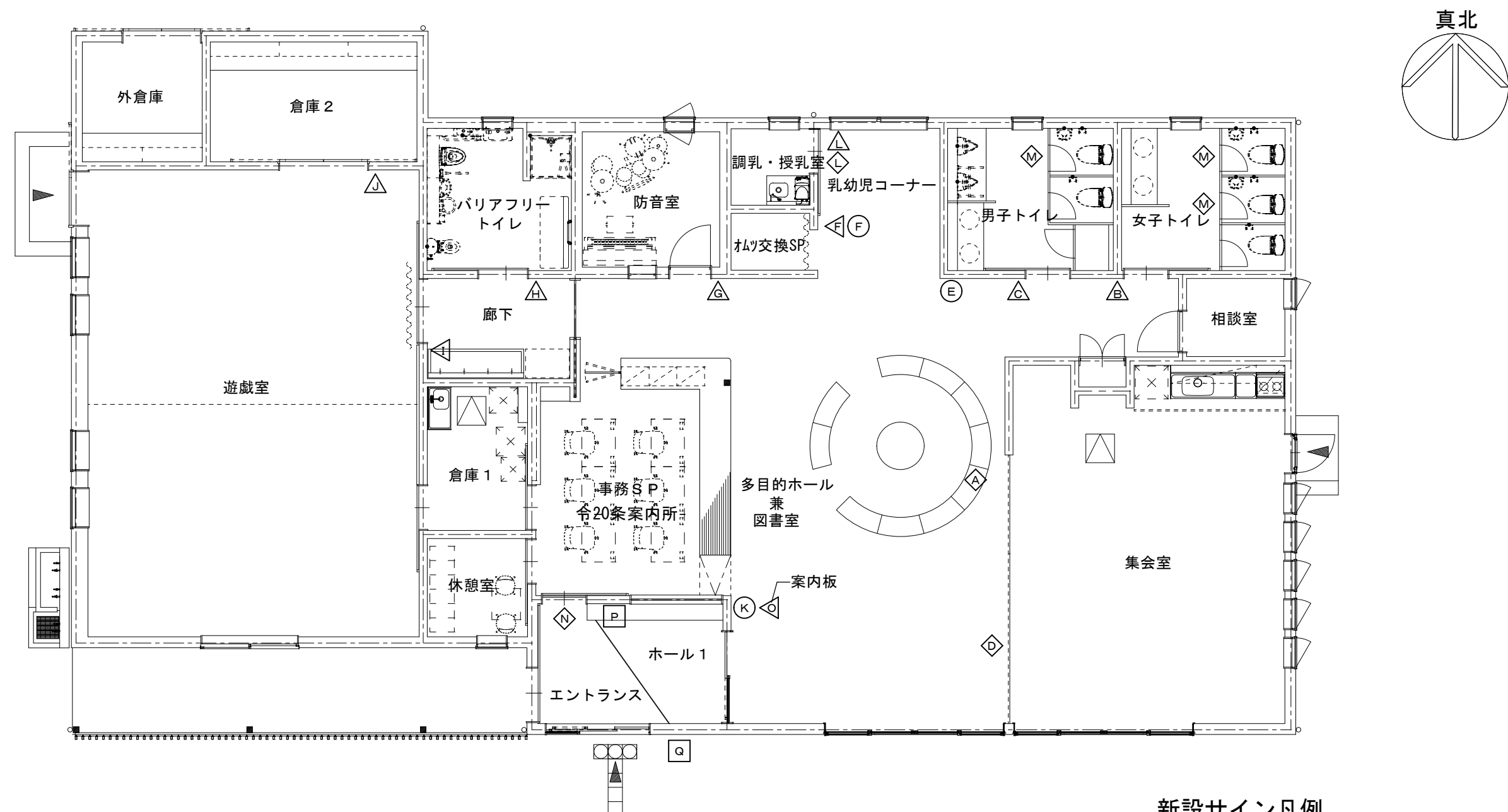
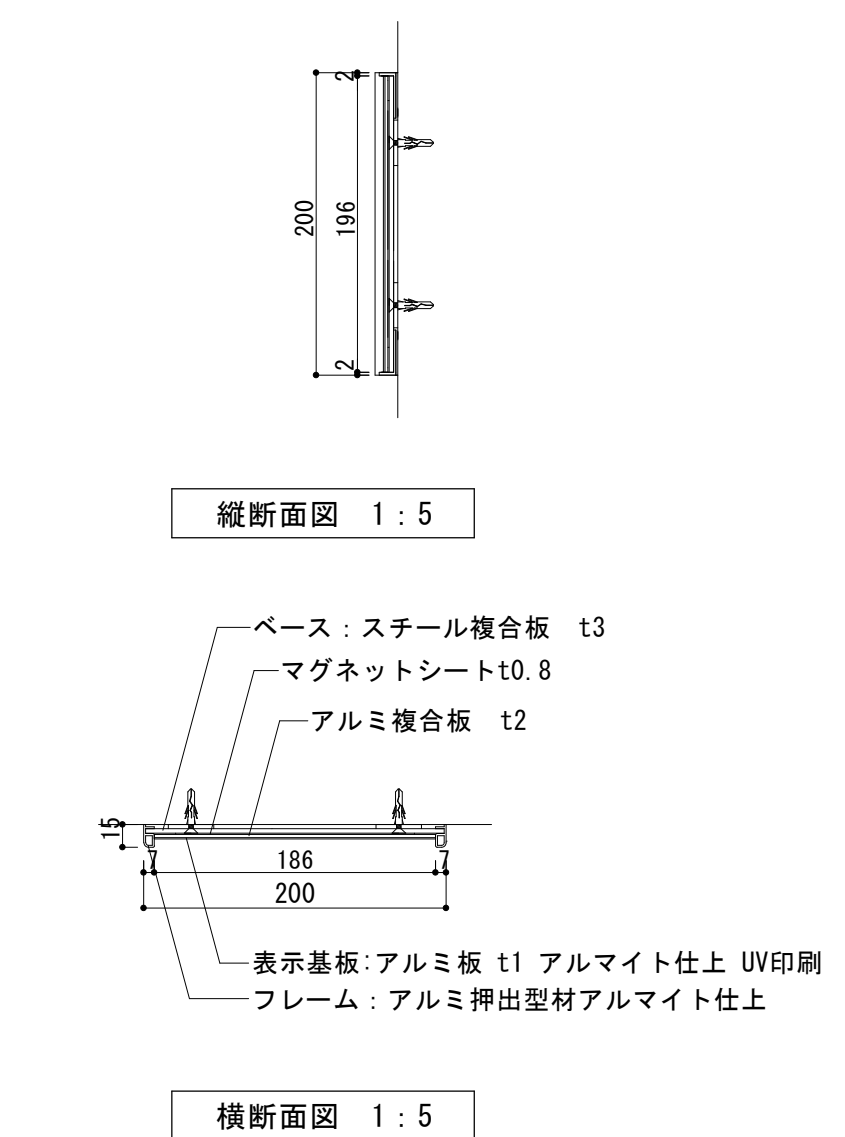
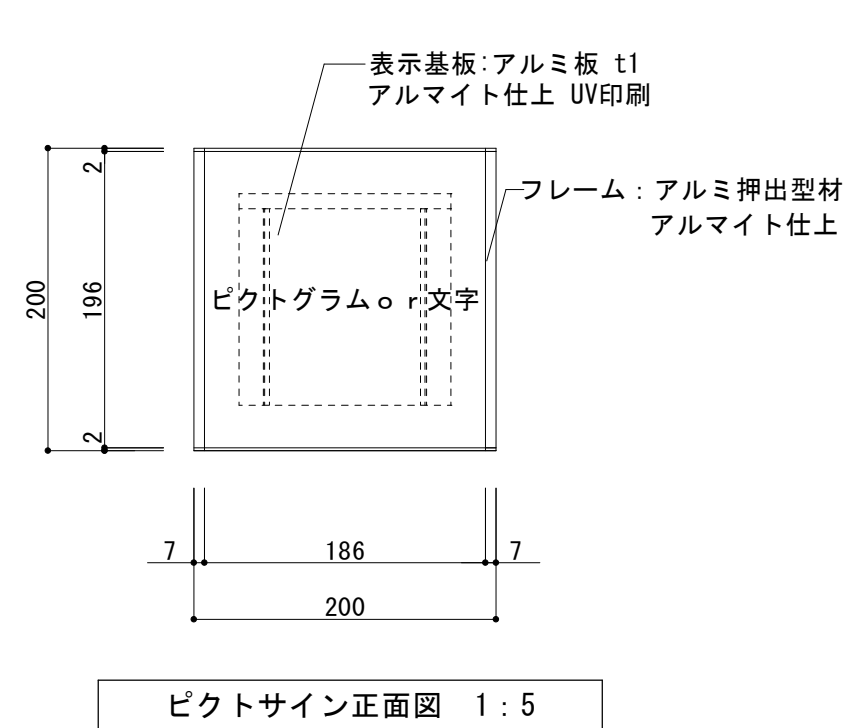
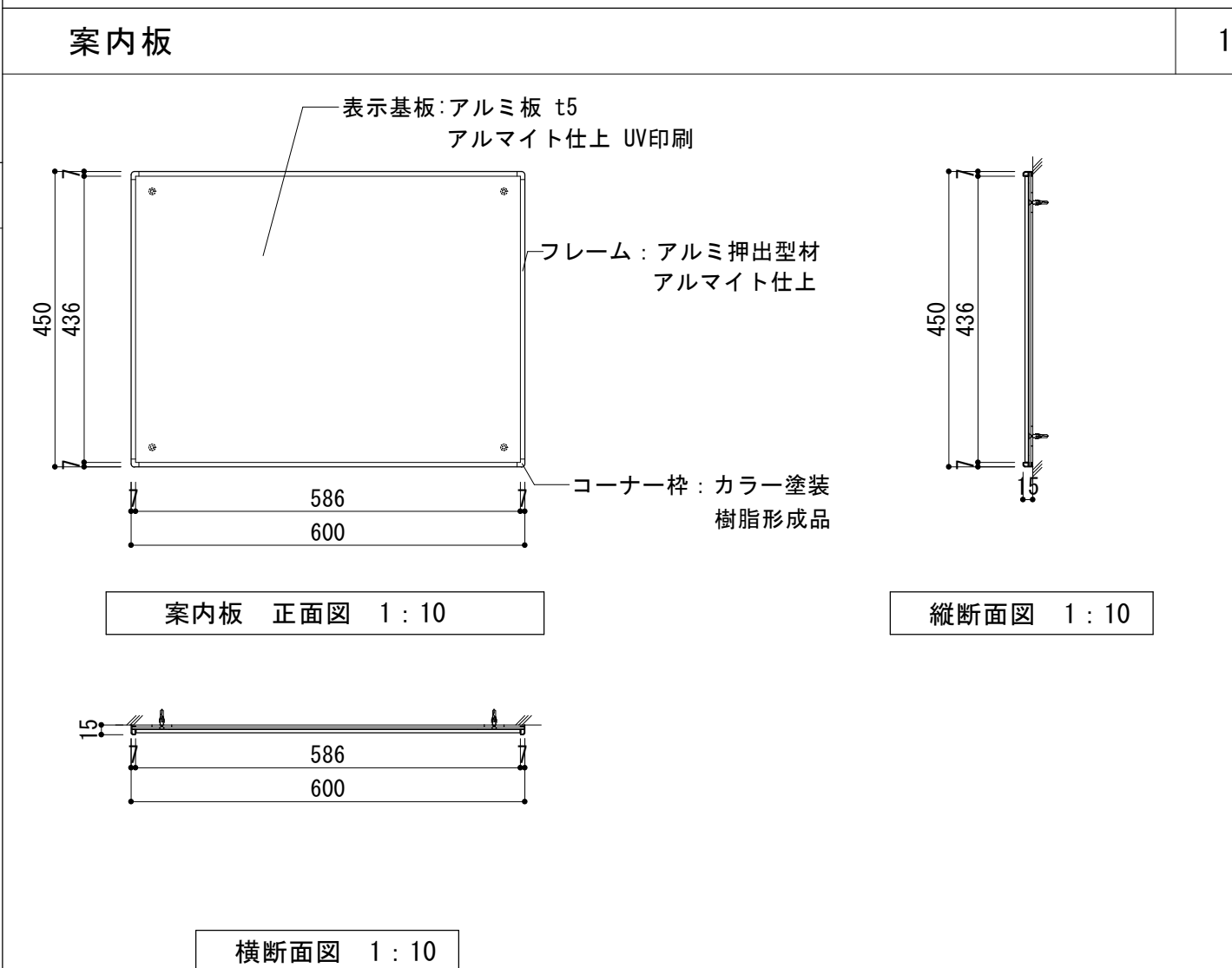
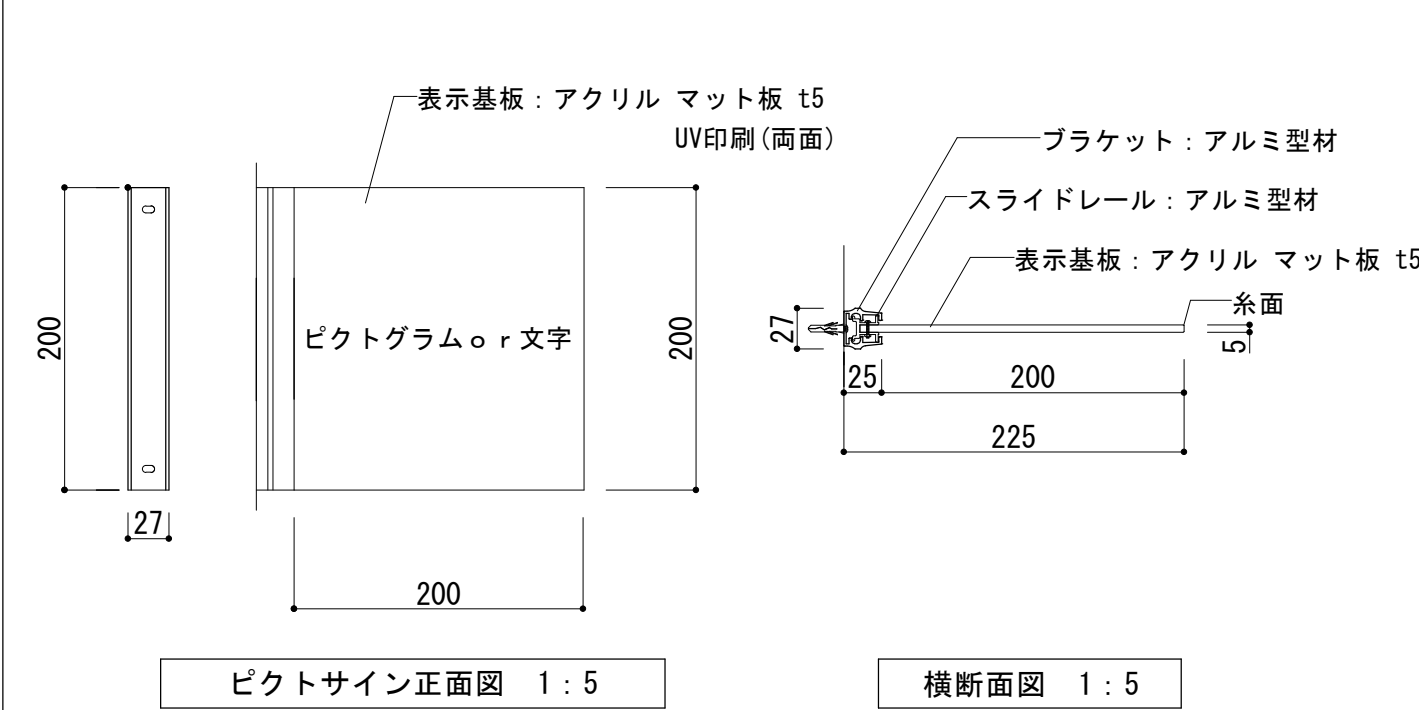
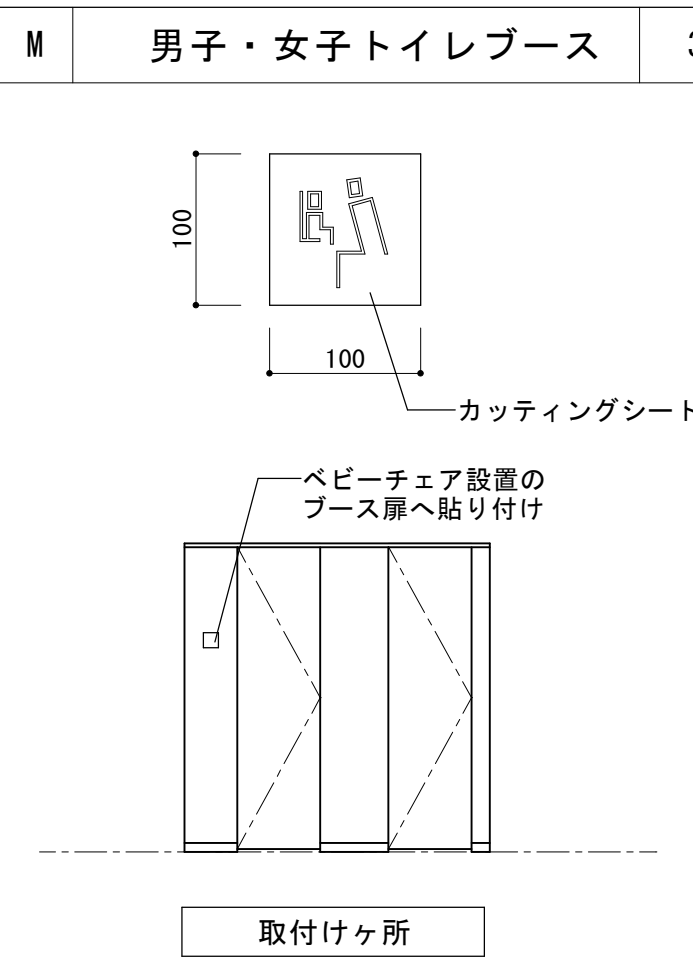
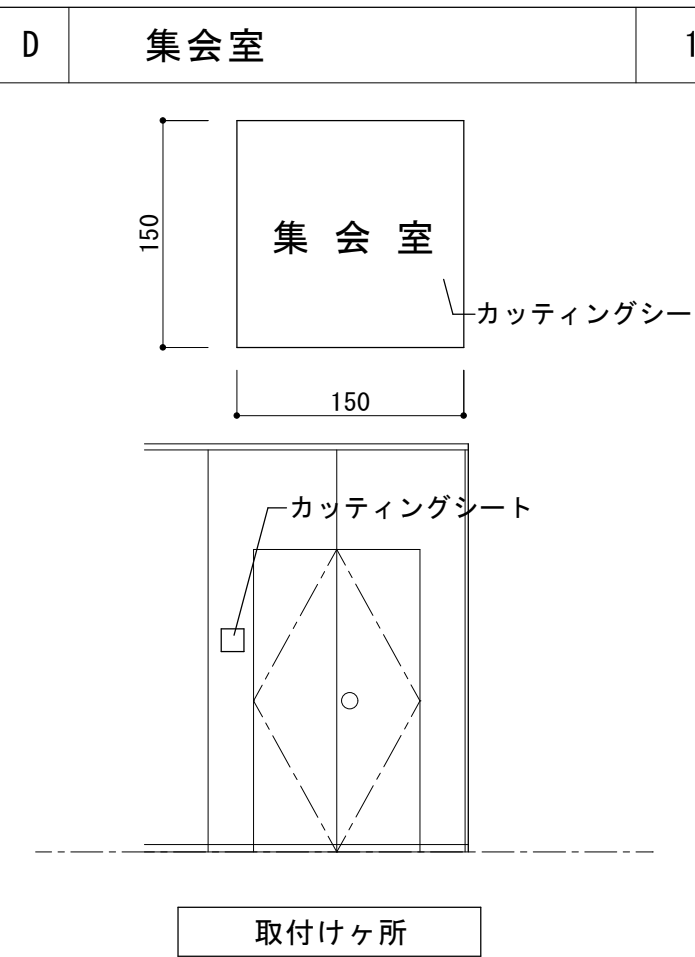
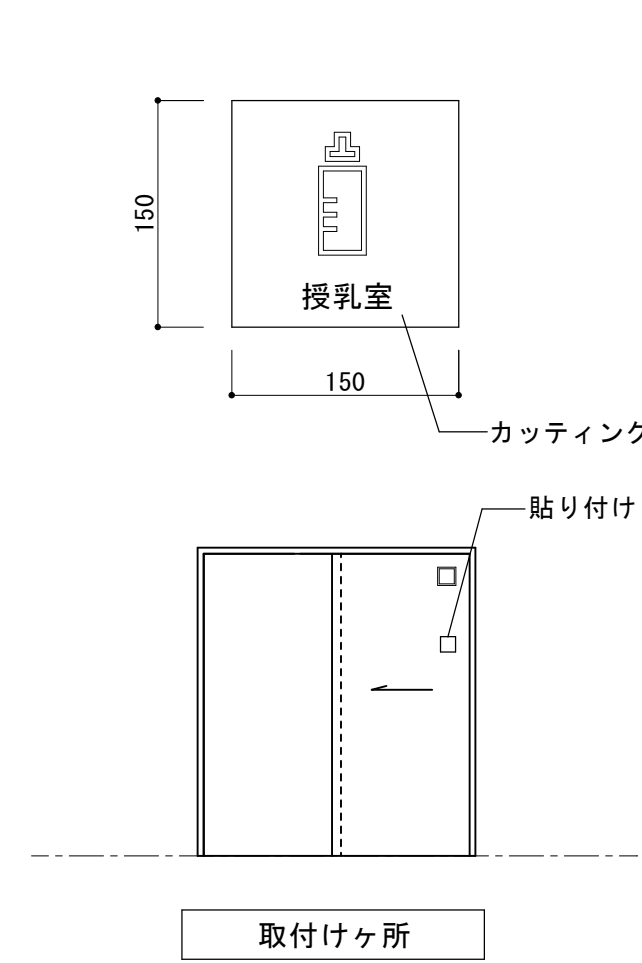
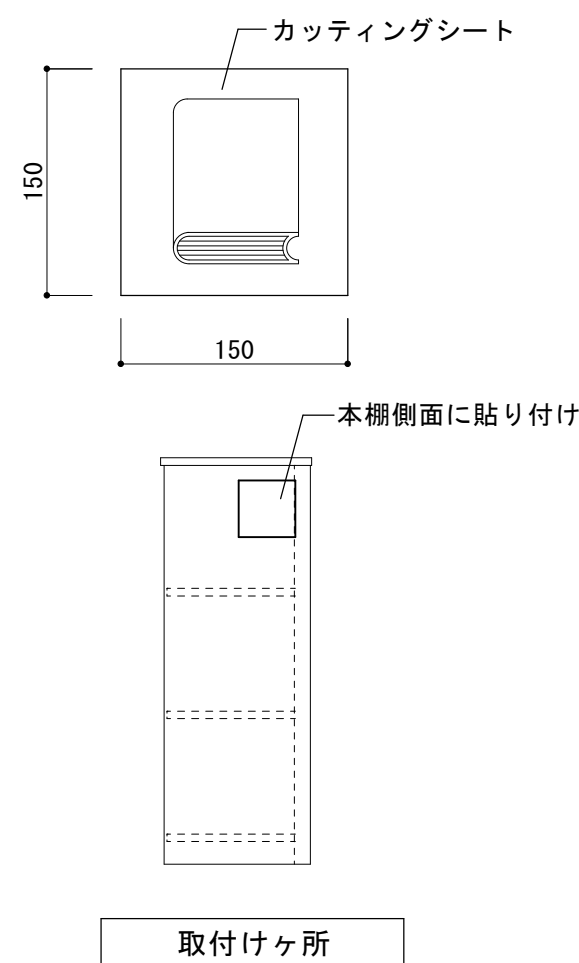
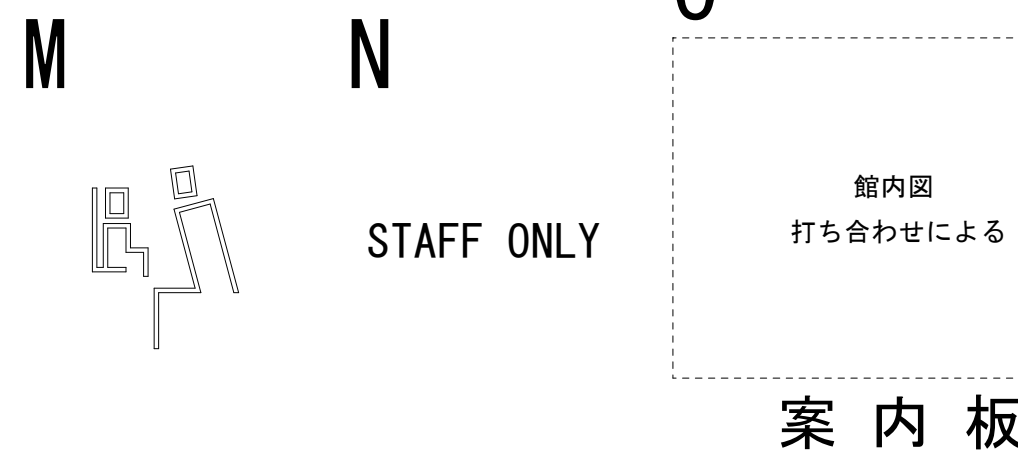
1	室内サイン(突出し型)
---	-------------

室内サイン（平付型）

8



- A 本棚
- B 女子トイレ
- C 男子トイレ
- D 集会室
- E 乳幼児コーナー
- F オムツ交換SP
- G 防音室
- H バリアフリートイレ
- I 遊戯室
- J 倉庫2
- K 事務室
- L 調乳・授乳室
- M 男子・女子トイレブース
- N 事務SP
- O 案内板



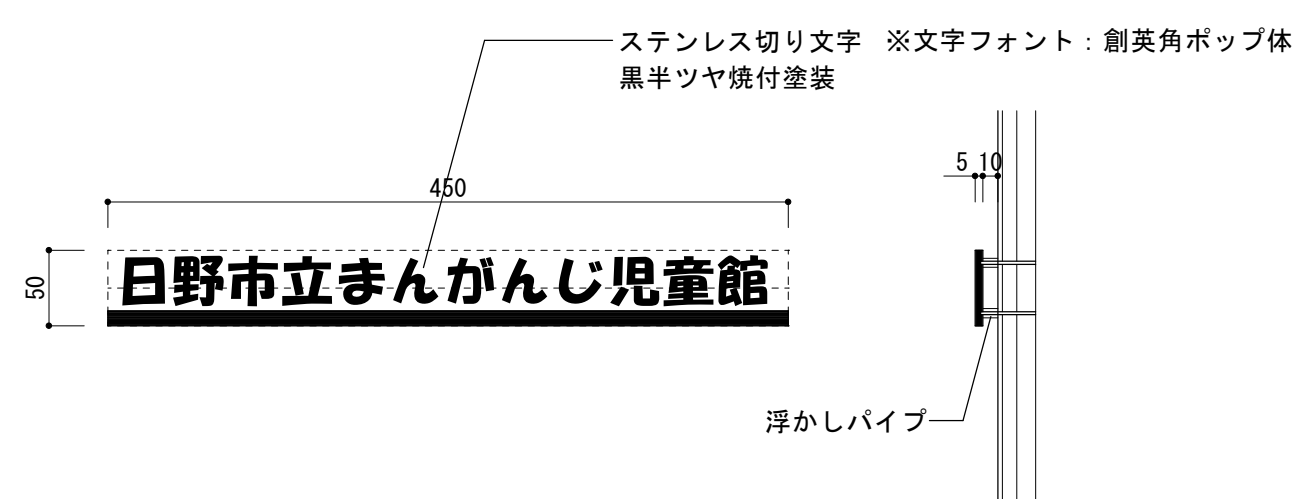
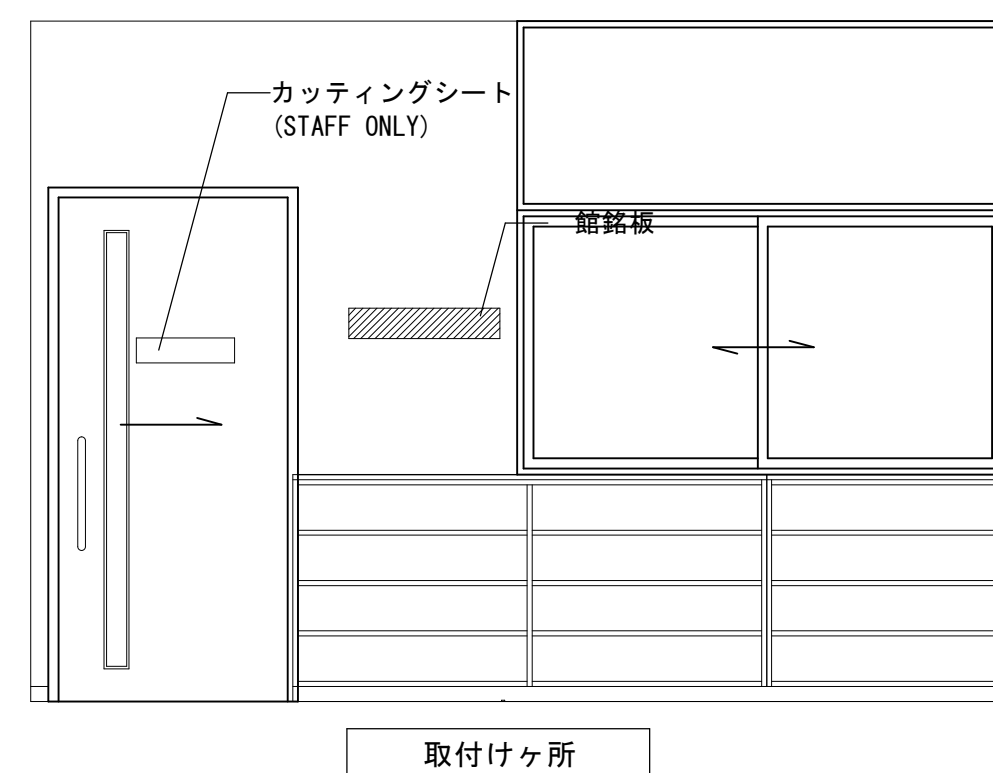
新設サイン凡例

	平付型 8カ所 + 案内板 1カ所
	突出し型 3カ所
	カッティングシート 7カ所
	館銘板 2カ所

館銘板 ※取り付け位置は監督員と協議の上、決定すること。

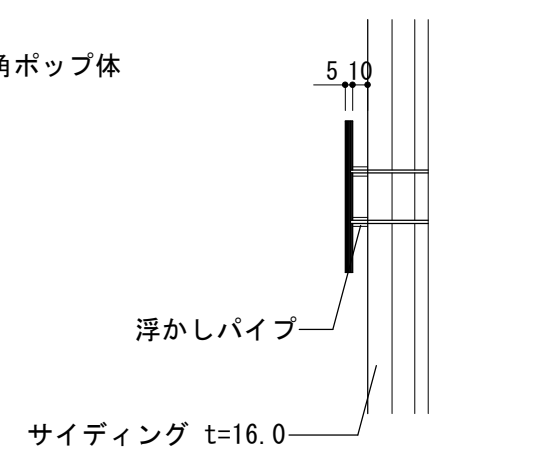
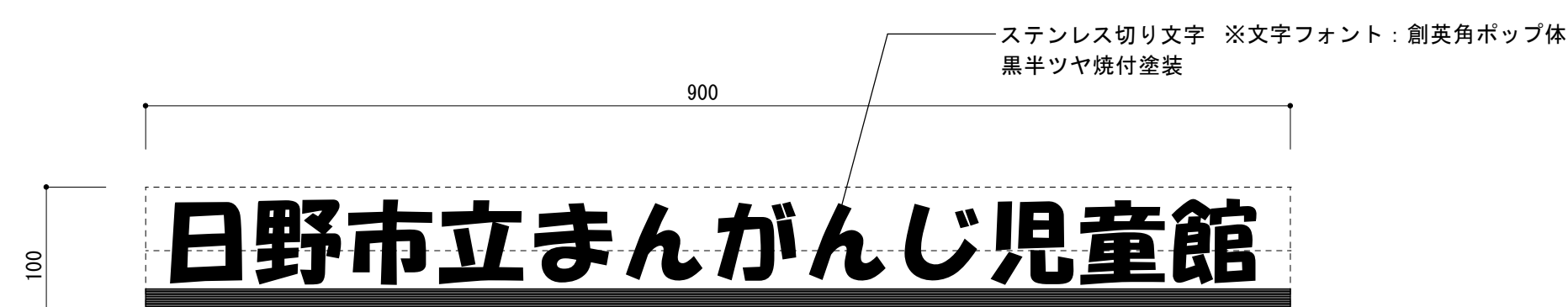
P	館銘板 (1)
---	-----------

1

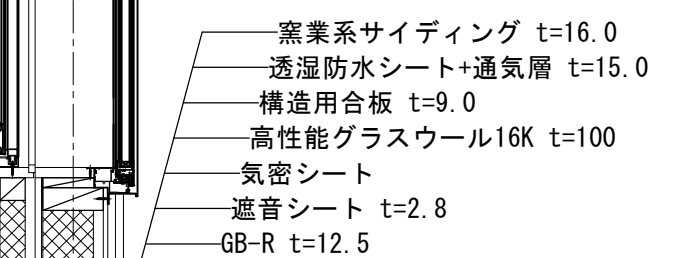
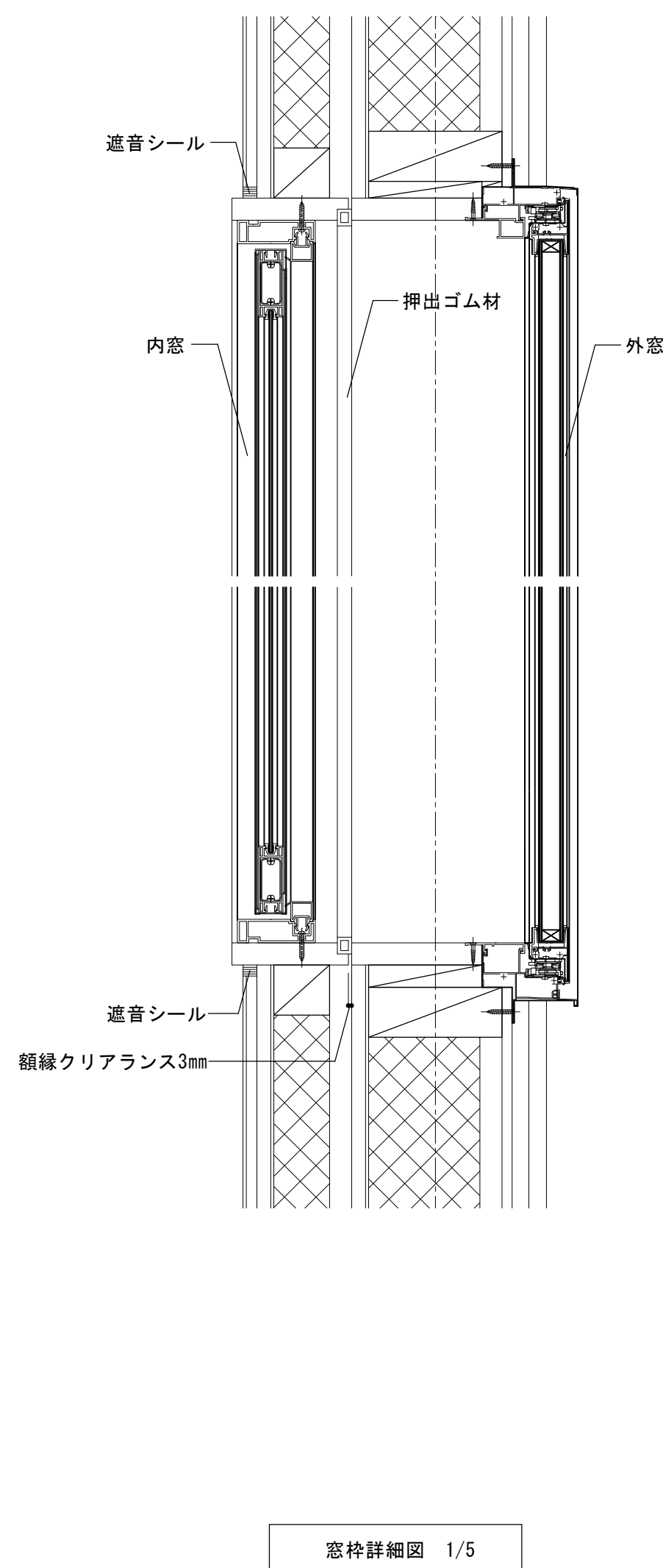
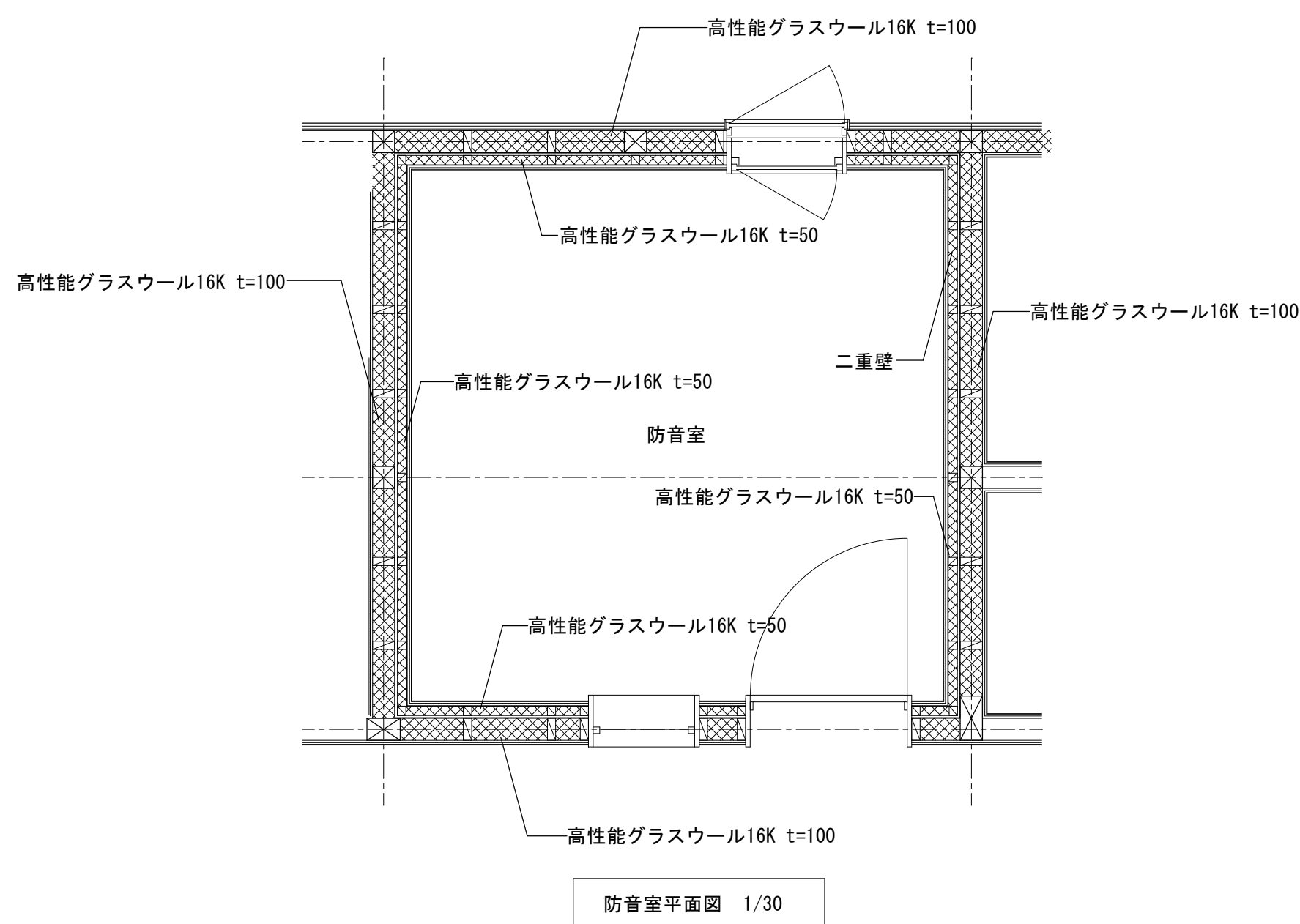


Q	館銘板 (2)
---	---------

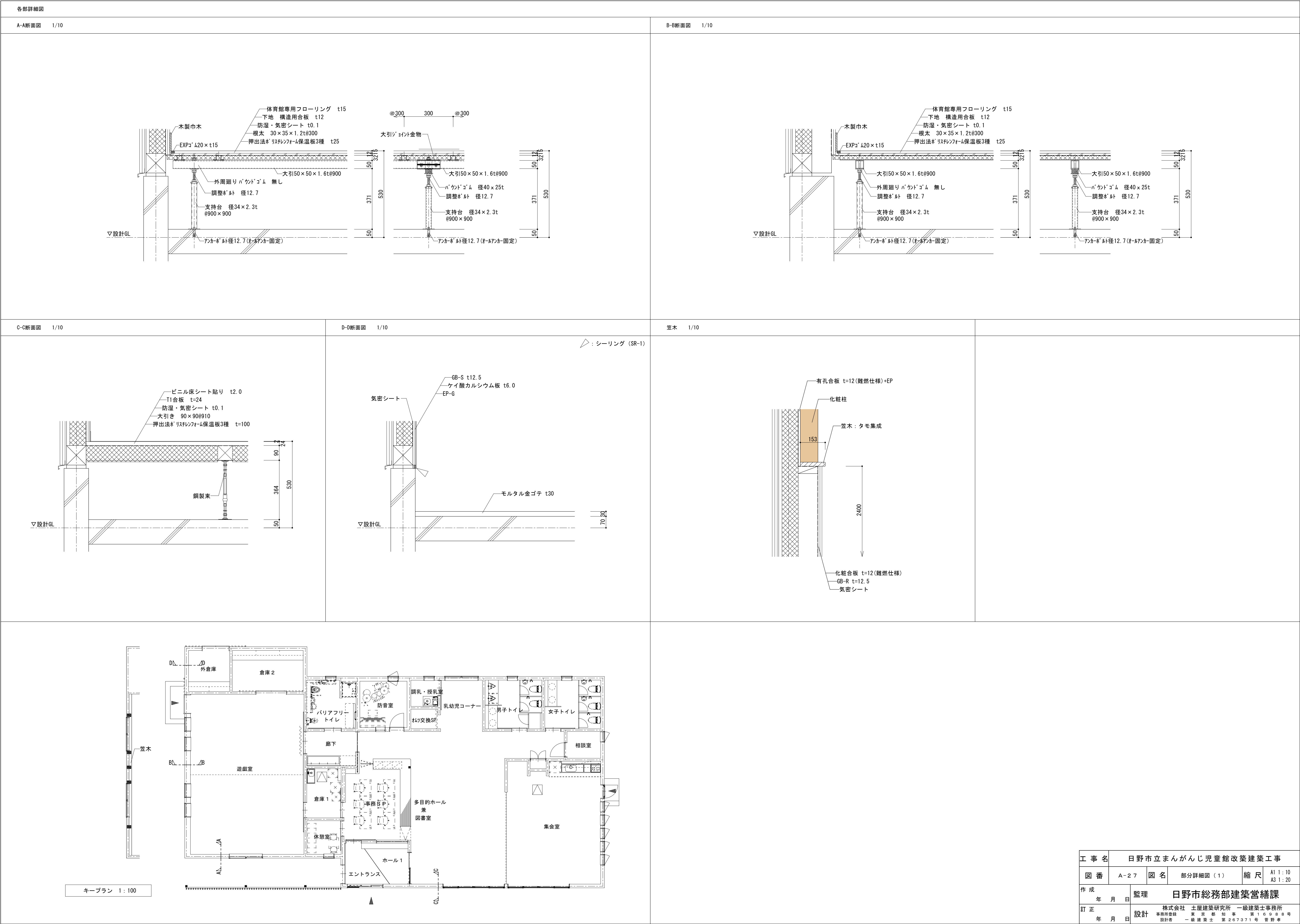
1



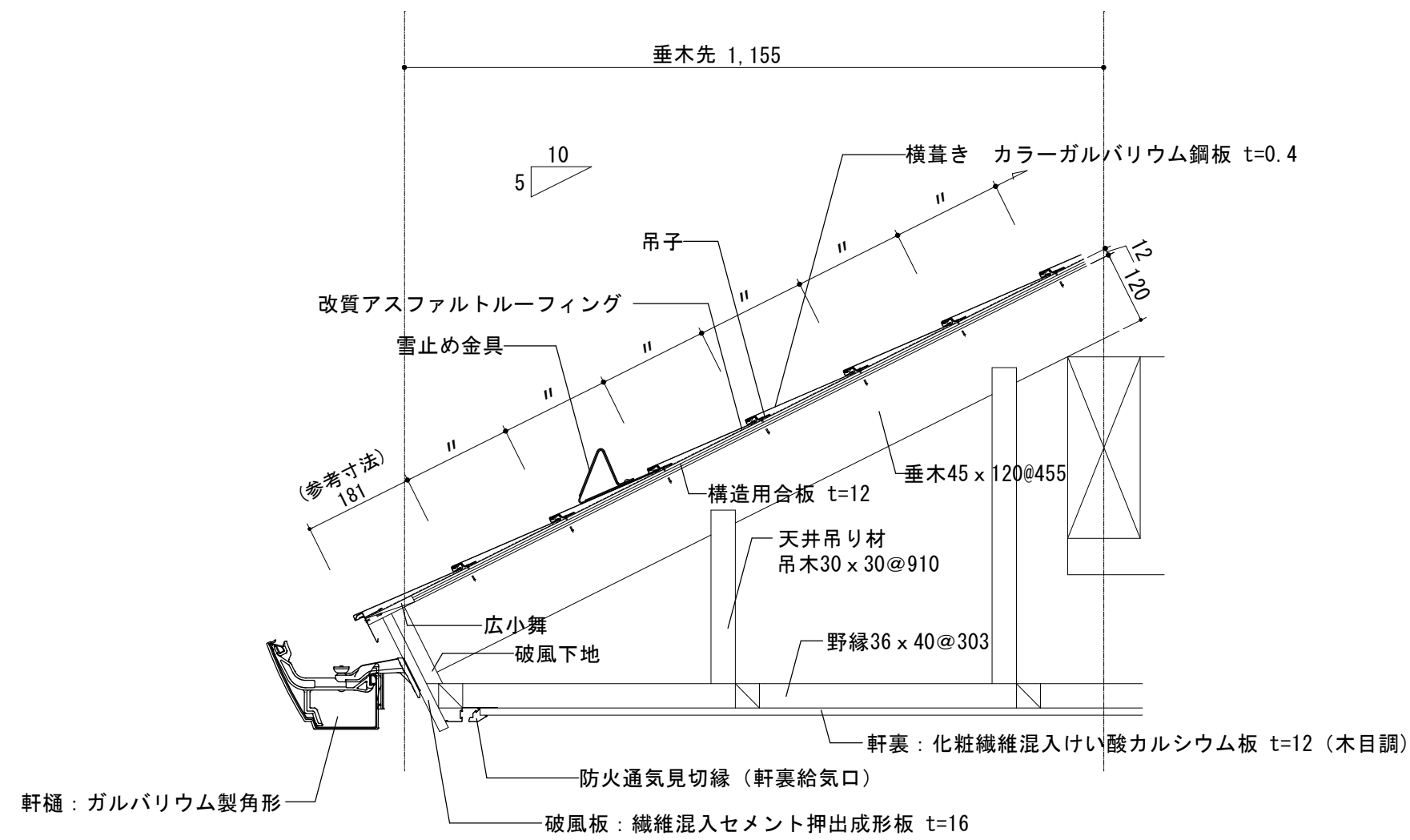
工 事 名	日野市立まんがんじ児童館改築建築工事				
図 番	A-2	図 名	サイン計画図		縮 尺
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士 吉野 秀 事務所兼係 日野市 総務 部 第 1 6 9 8 号 設計者 一級建築士 第 2 6 7 3 7 1 号 吉野 秀				



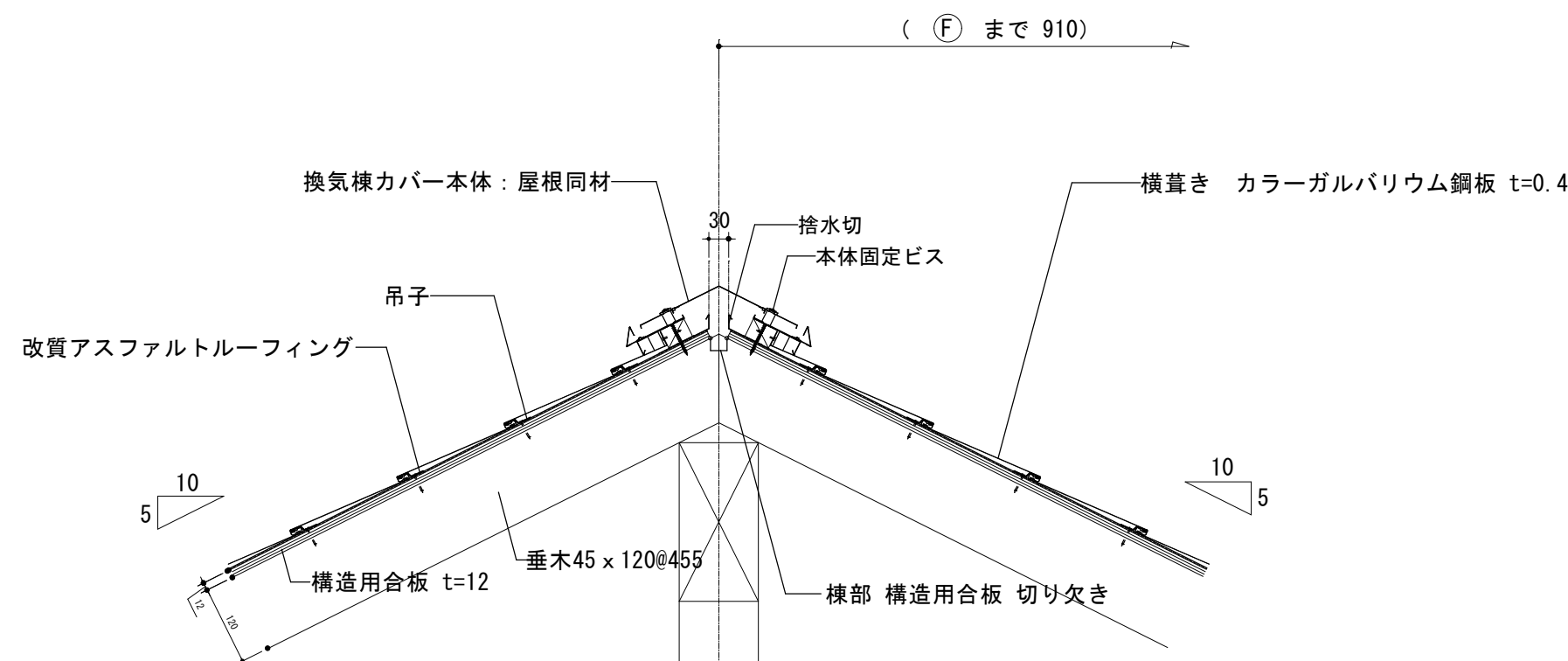
工 事 名		日野市立まんがんに児童館改築建築工事			
図 番		A-26	図 名	防音室 詳細図	縮 尺 A1:1.5 A3:1:10
作 成		監理 日野市総務部建築営繕課			
年 月 日					
訂 正		株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所所在地 東京都 杉 区 都 事 務 所 第 1 号 9 号 設計者 一級建築士 第 267371 号 宮野 孝			
年 月 日		設 計			



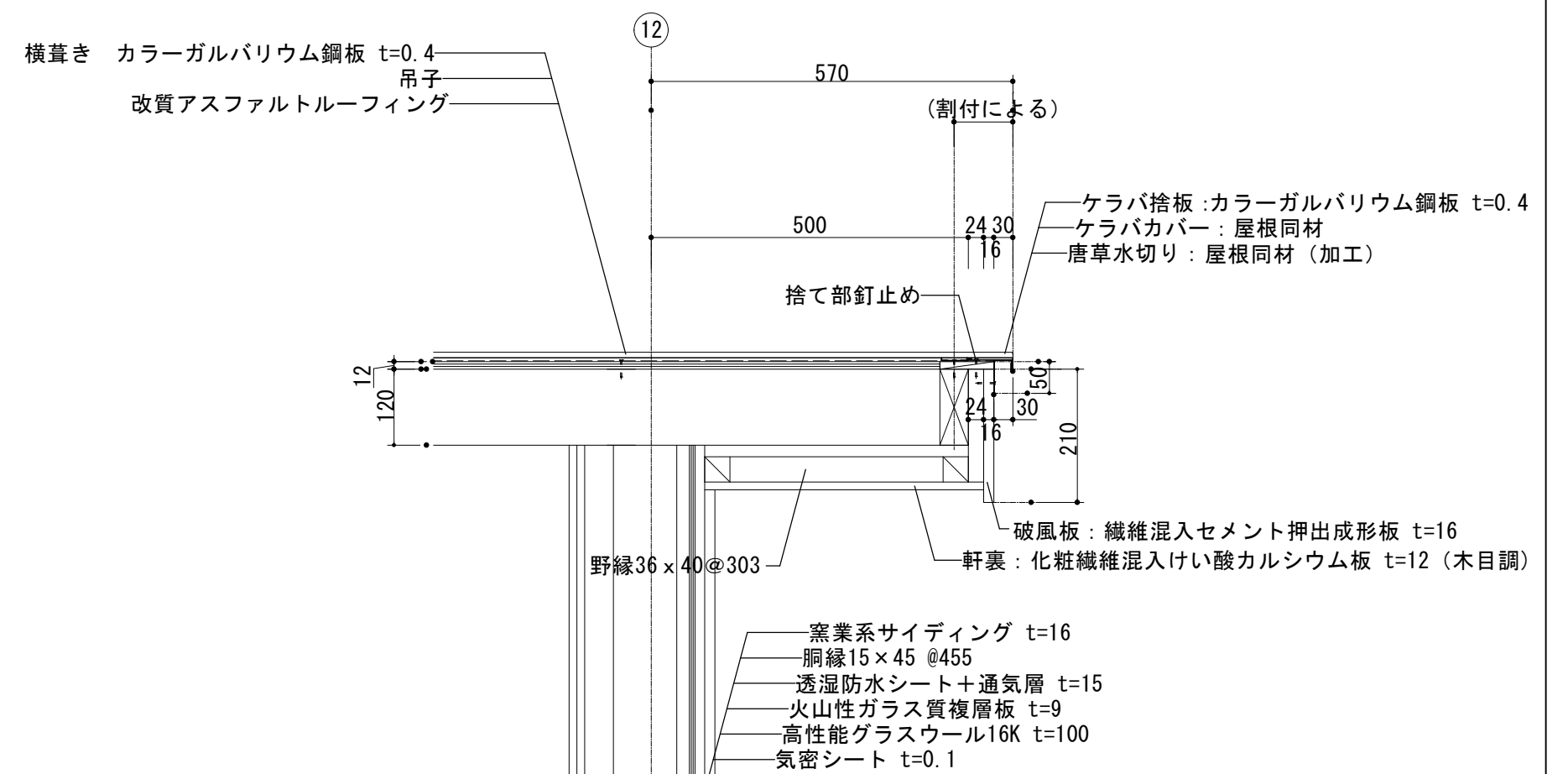
A: 軒先詳細図 1/10



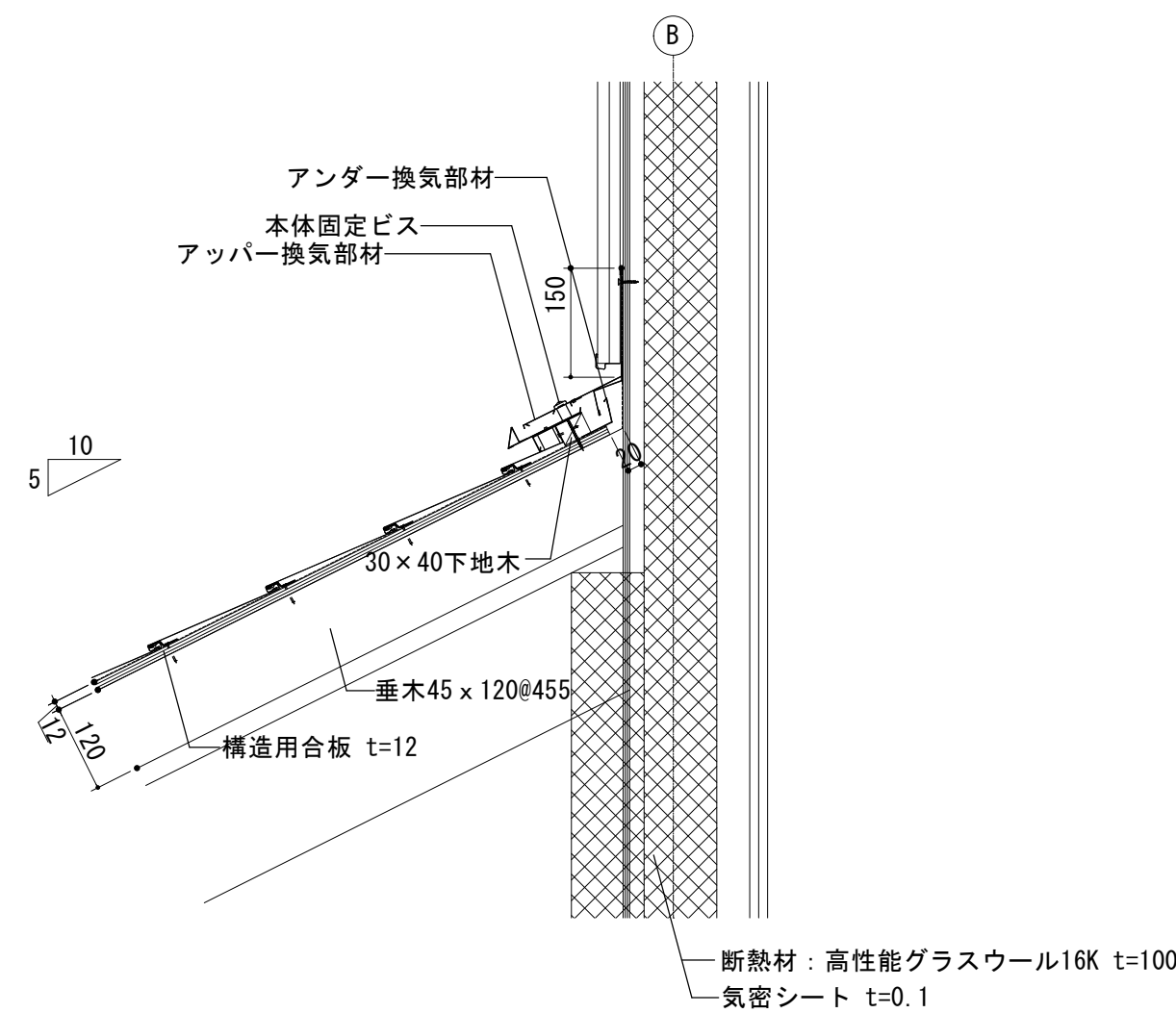
B:棟詳細図 1/10



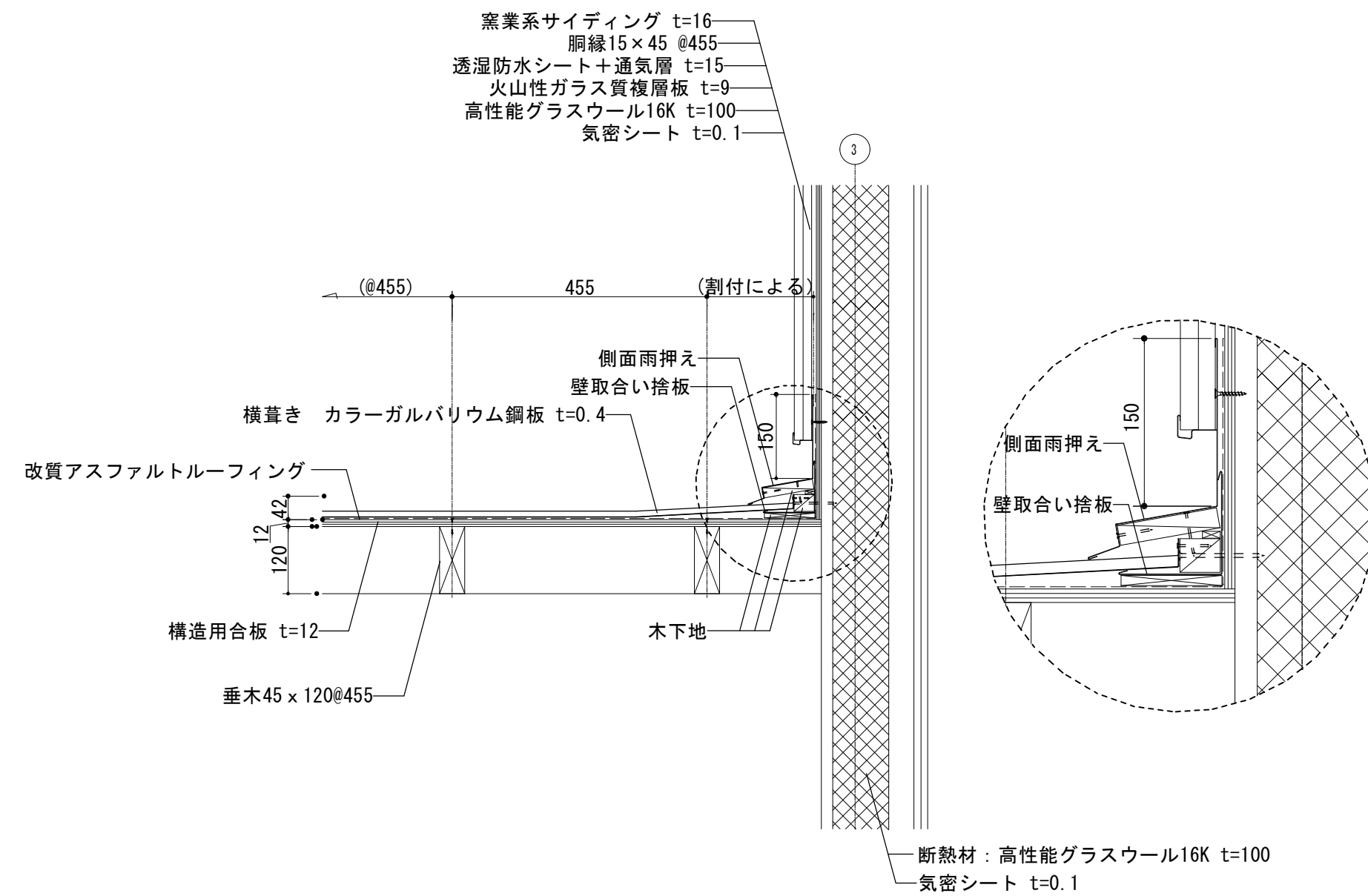
C:ケラバ詳細図 1/10



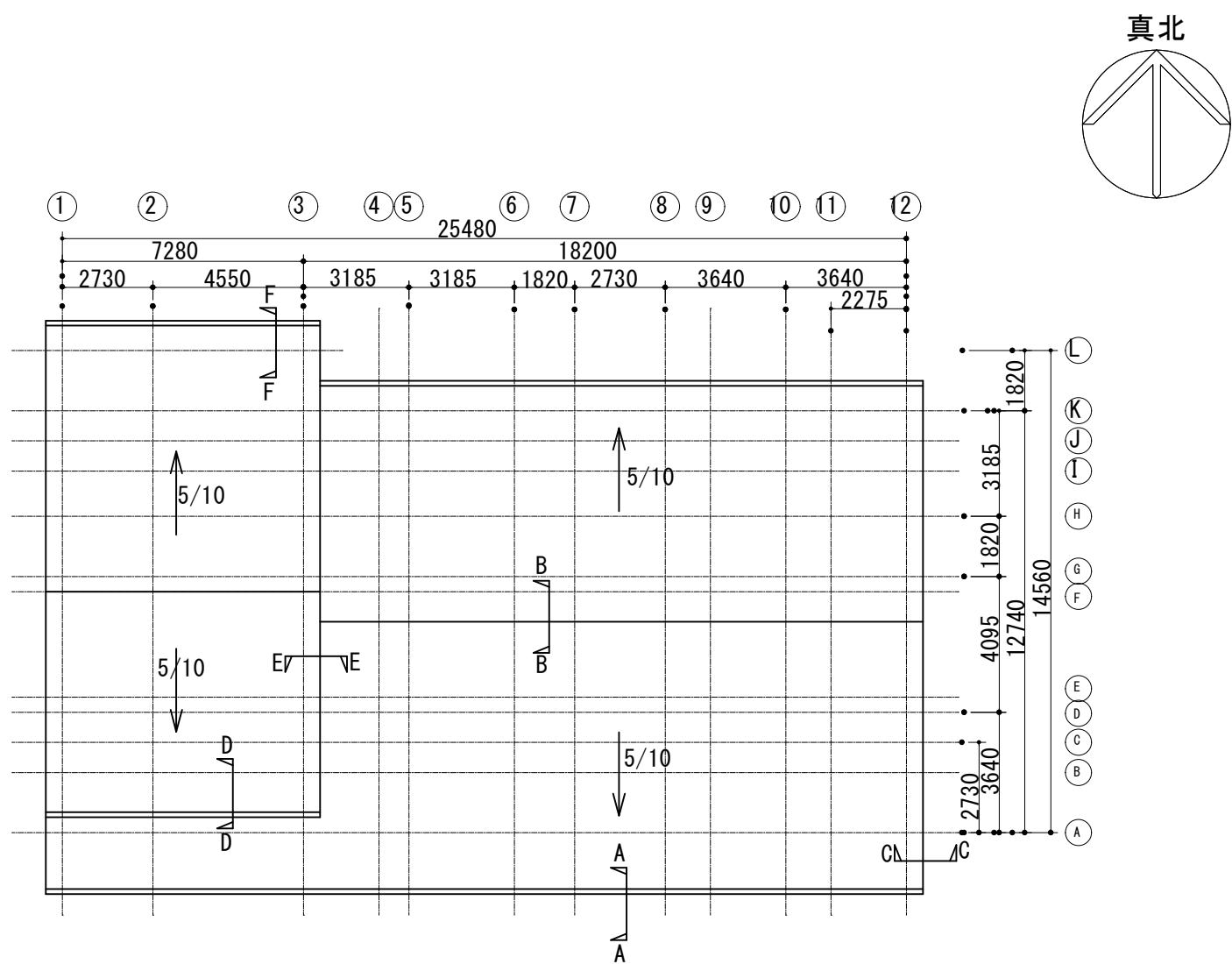
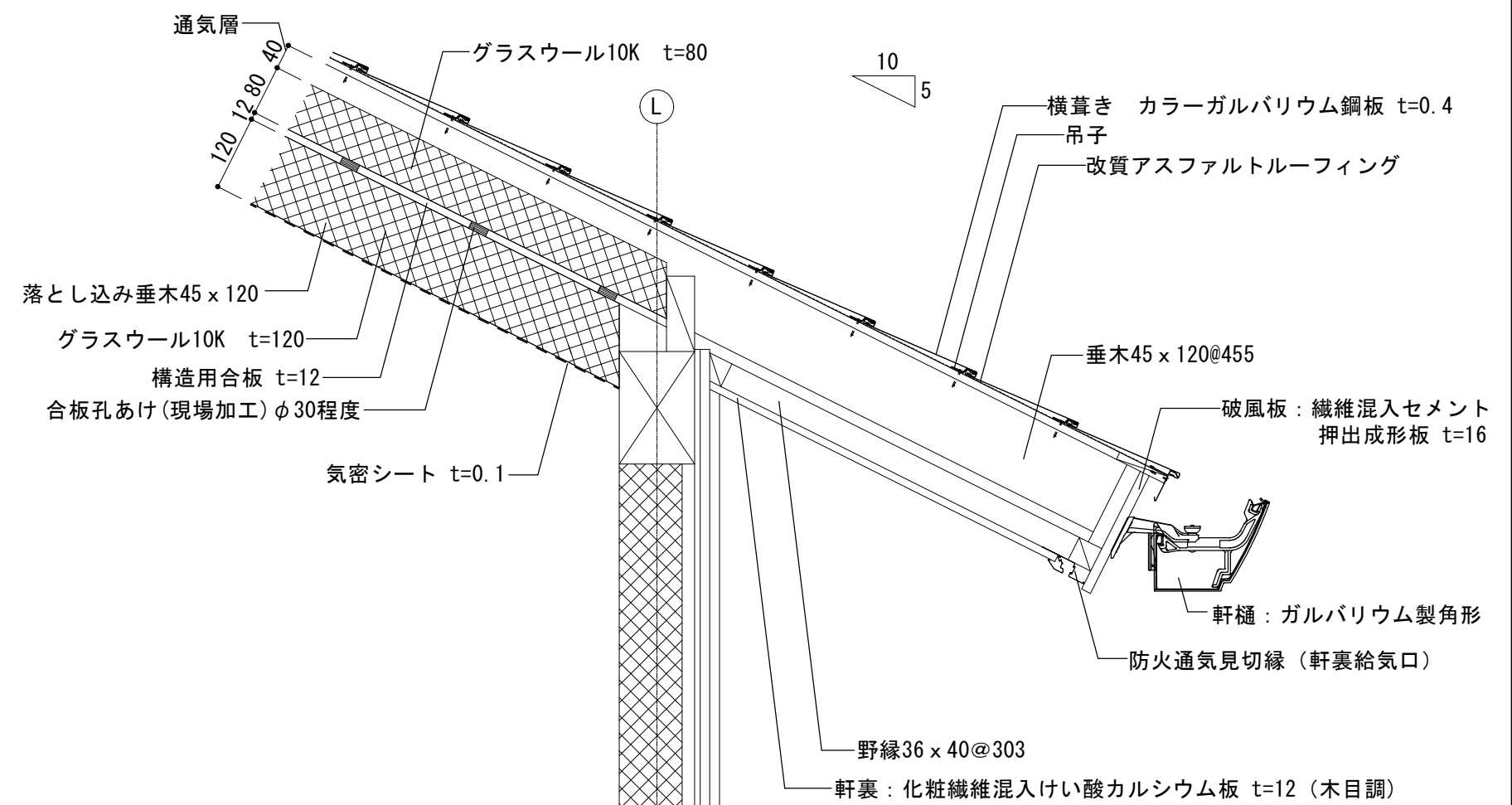
D: 壁立上り詳細図 1/10



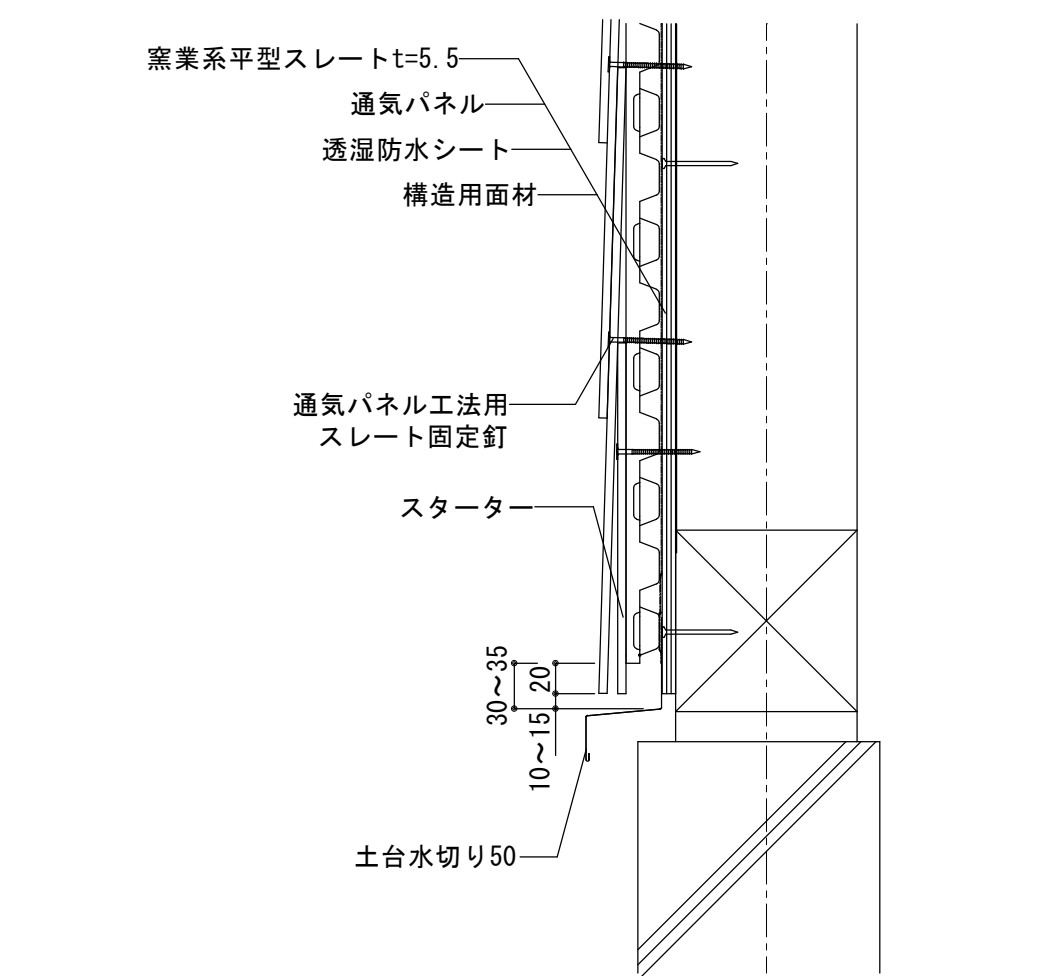
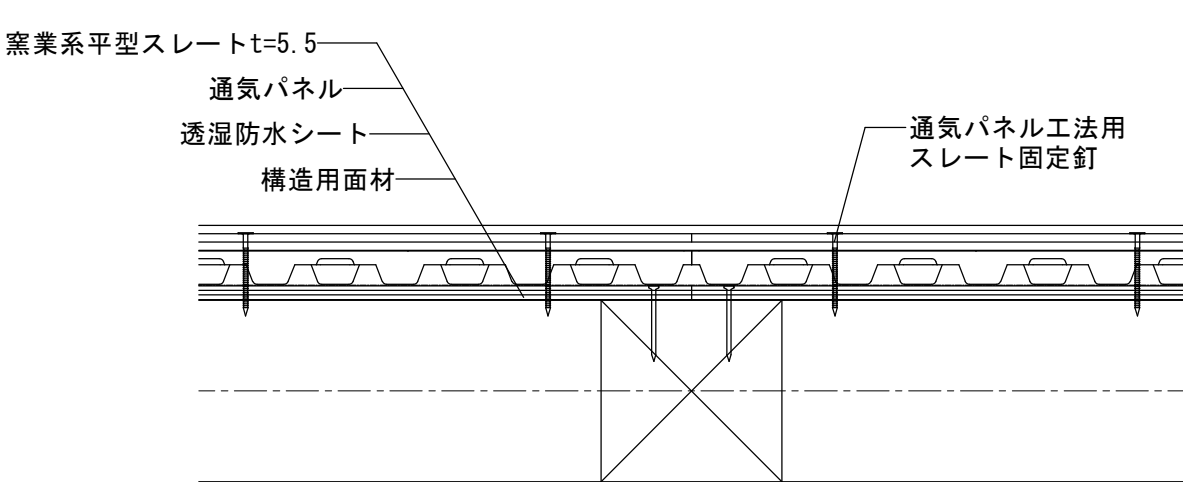
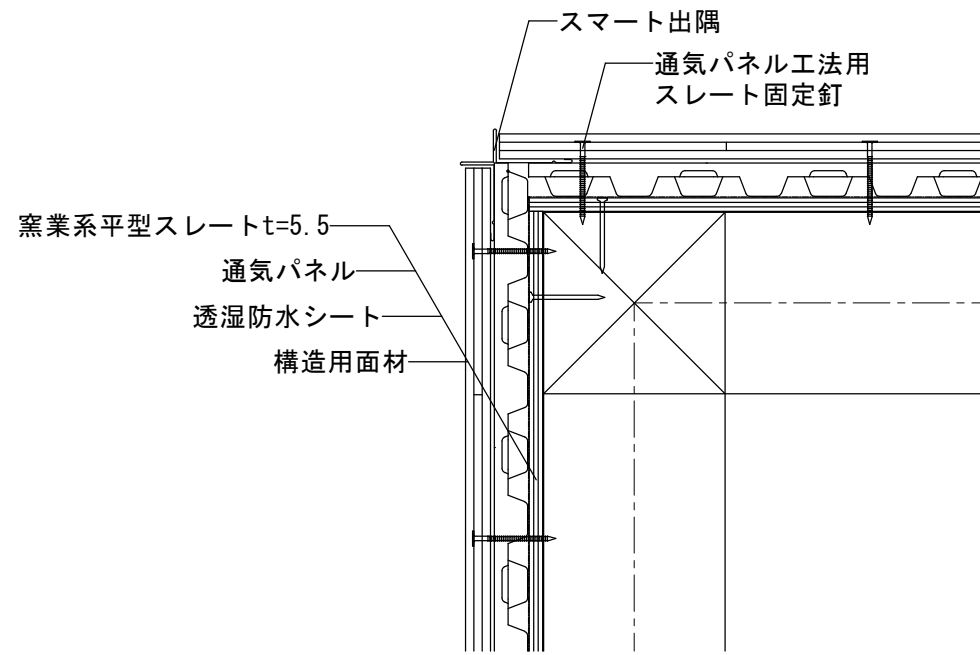
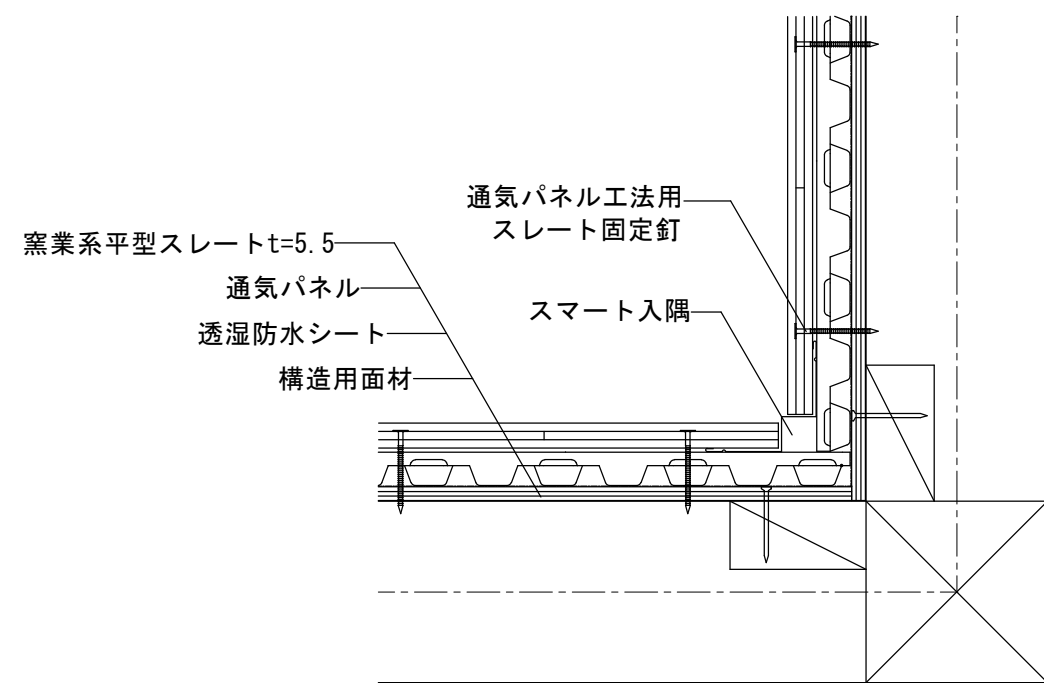
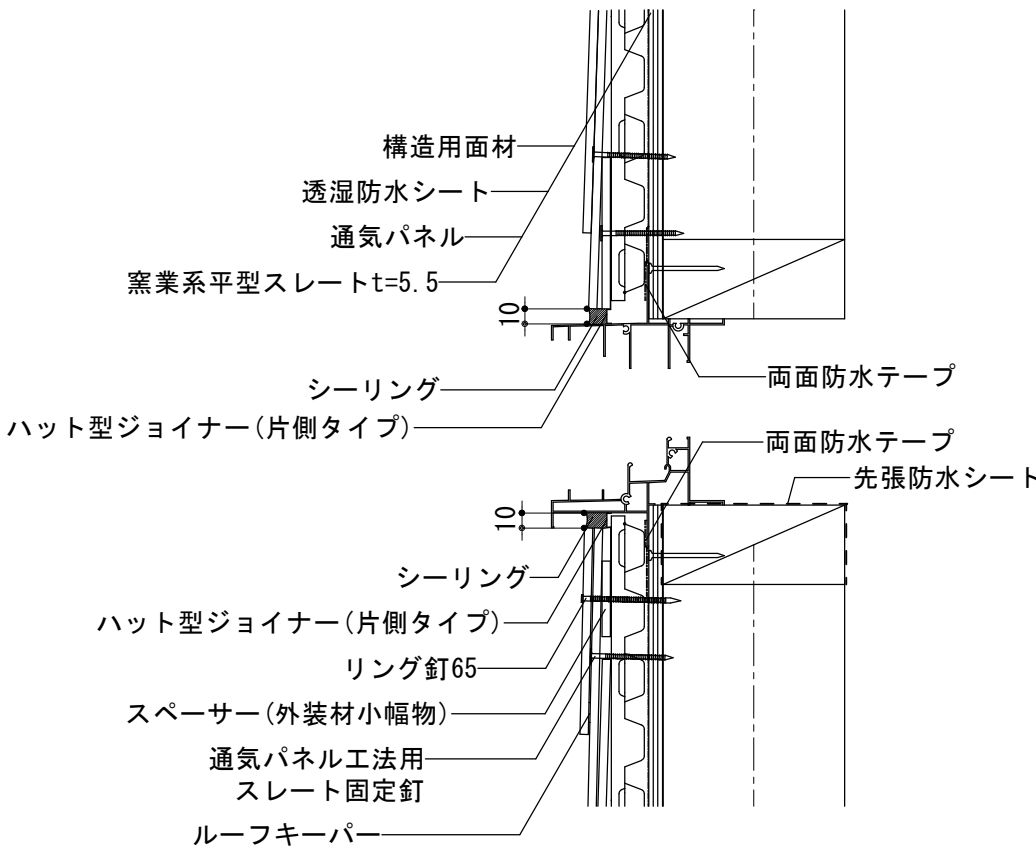
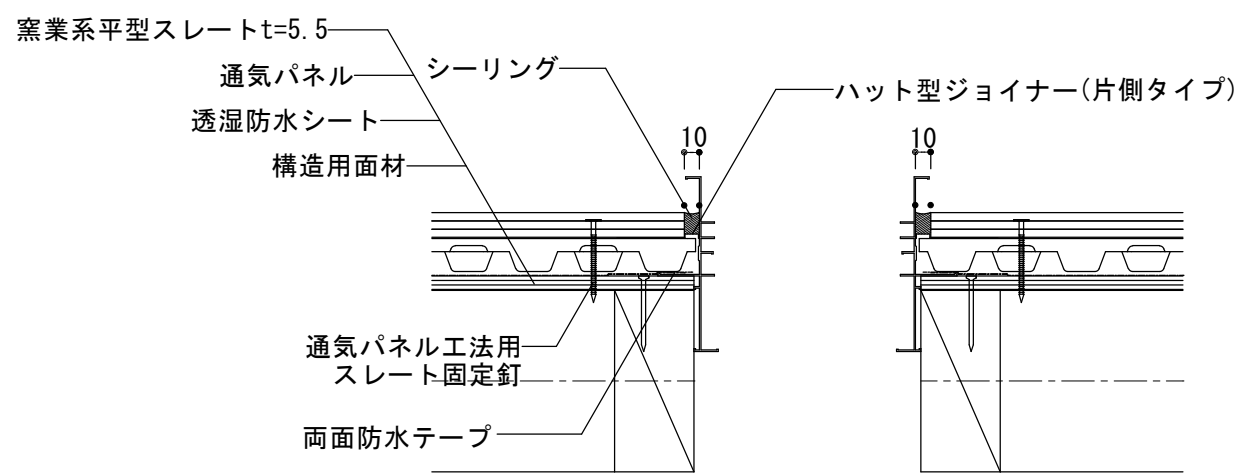
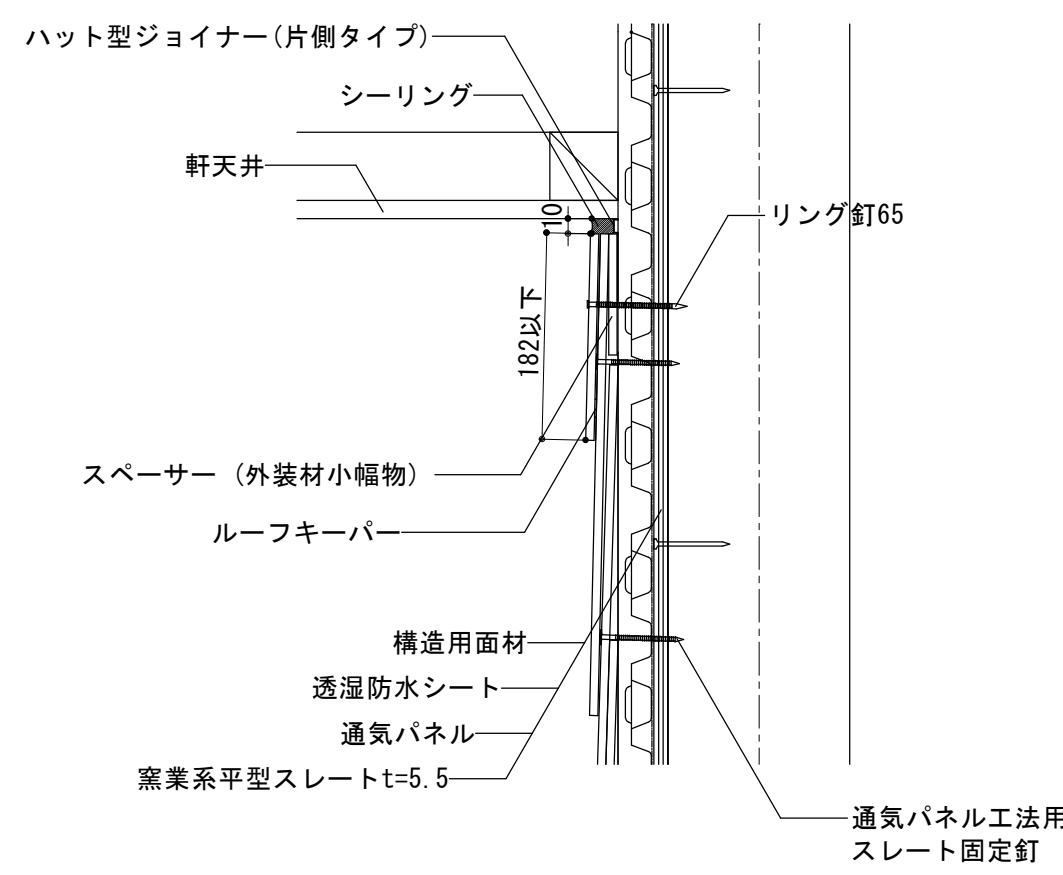
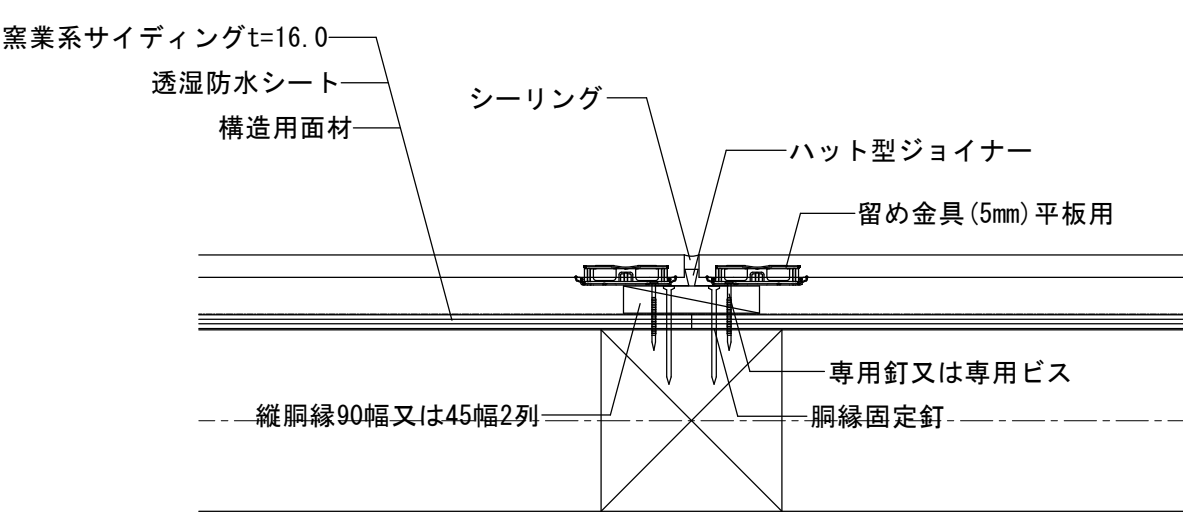
E: 壁捨て谷詳細図 1/10

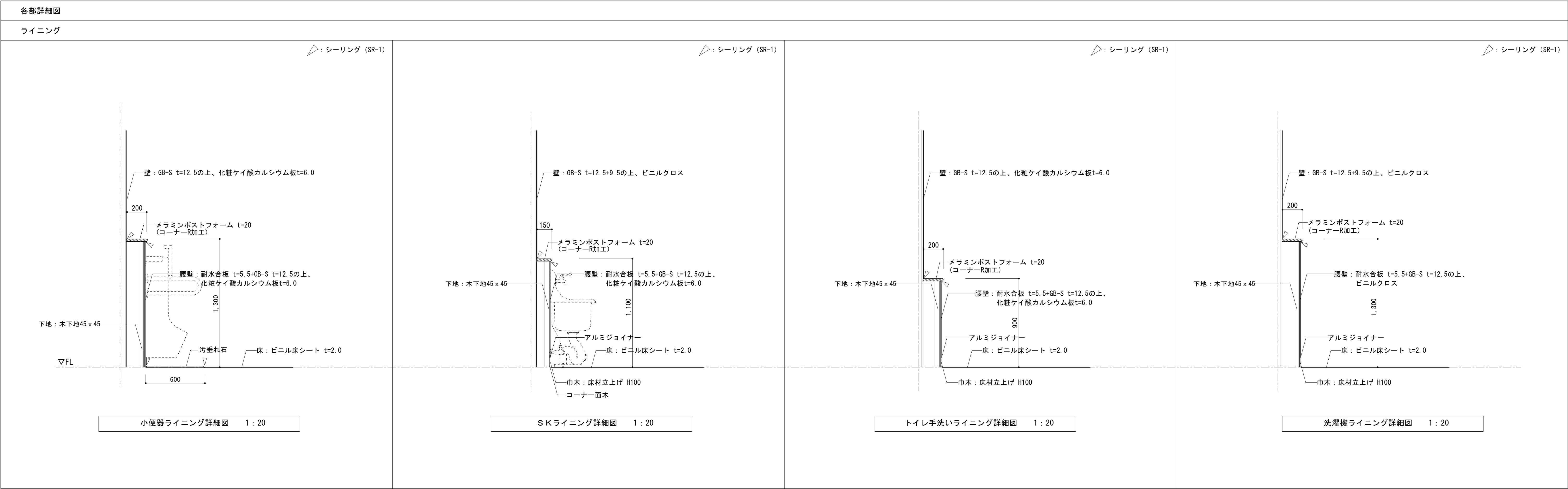


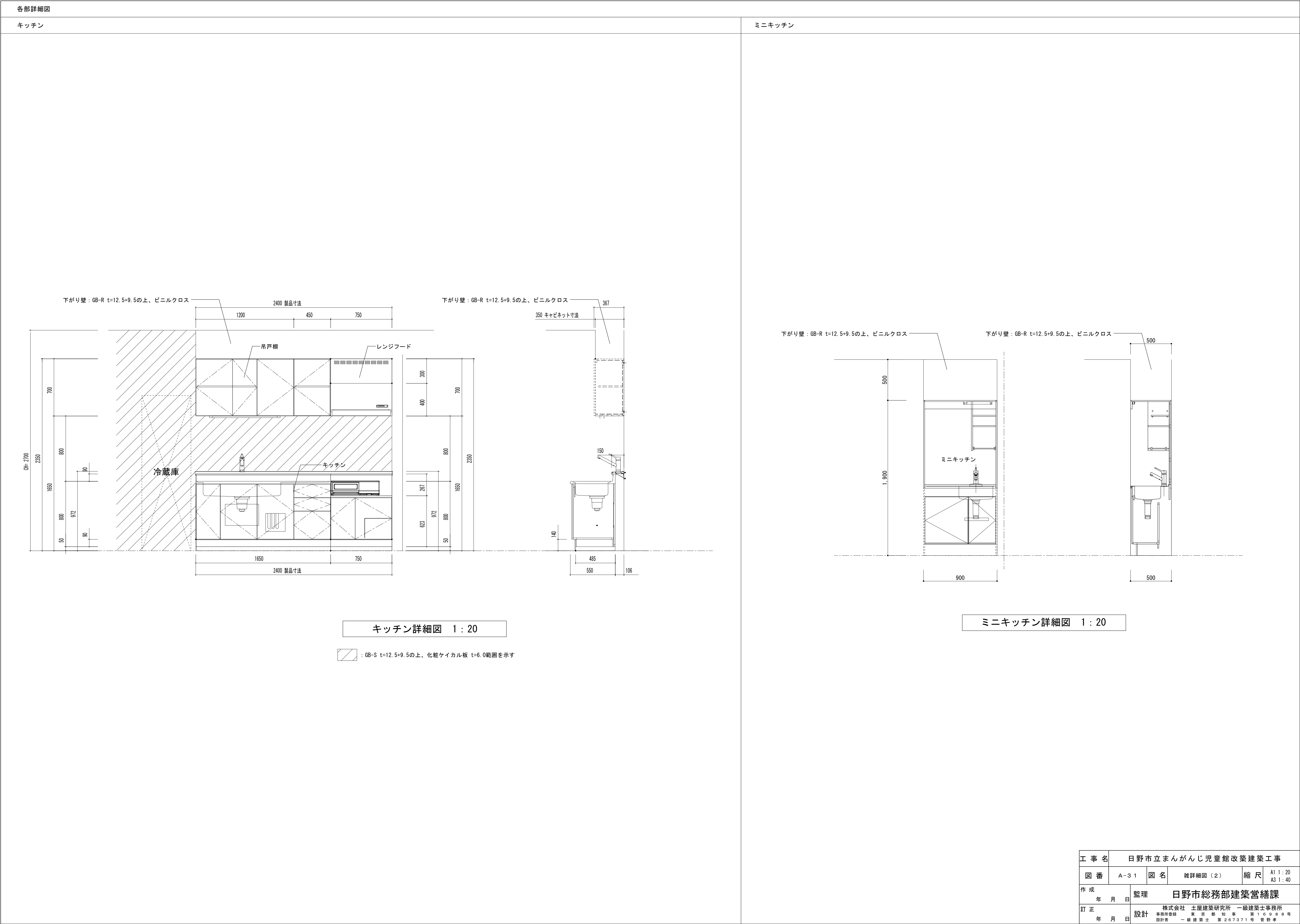
F: 屋根断熱詳細図 1/10



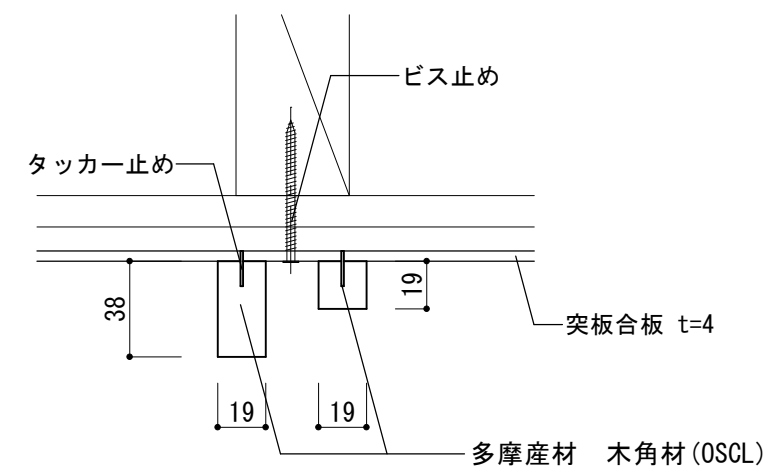
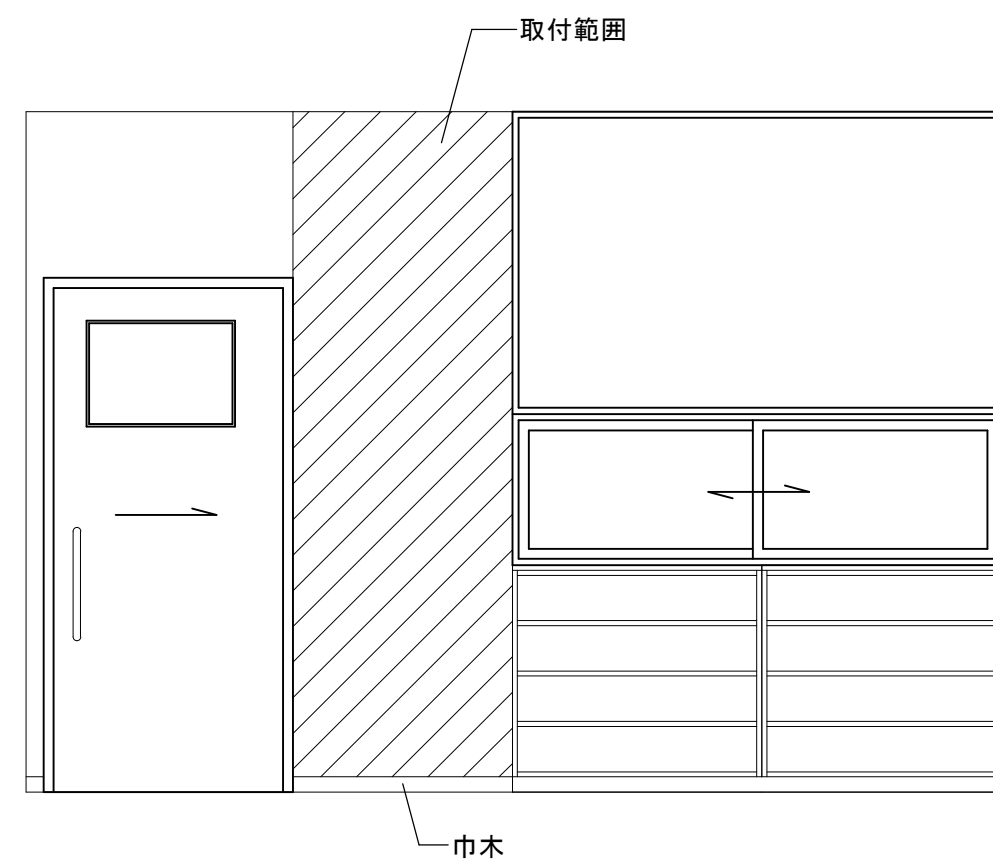
工 事 名		日野市立まanganじ児童館改築建築工事				
図 番		A-28	図 名	部分詳細図(2)	縮 尺	A1:1/10 A3:1/20
作 成 年 月 日		監理 日野市総務所建築営繕課				
訂 正 年 月 日		株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 設計者 東京 野村 第 1 号 8 号 事務所登録 一級建築士 第 267371 号 野村 孝				

部分詳細図（3） 外壁納まり図			平型スレート(通気パネル工法) 一般部(横断面)詳細図 1/5			平型スレート(通気パネル工法) 出隅部詳細図 1/5																																						
																																												
平型スレート(通気パネル工法) 入隅部詳細図 1/5			平型スレート(通気パネル工法) 開口部(縦断面)詳細図 1/5			平型スレート(通気パネル工法) 開口部(横断面)詳細図 1/5																																						
																																												
平型スレート(通気パネル工法) 軒天部詳細図 1/5			窯業系サイディング 標準納まり図 1/5																																									
																																												
<table><tr><td>工 事 名</td><td colspan="8">日野市立まanganじ児童館改築建築工事</td></tr><tr><td>図 番</td><td>A-29</td><td>図 名</td><td>部分詳細図（3）</td><td>縮 尺</td><td>A1 1：5 A3 1：10</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>作 成 年 月 日</td><td colspan="8">監理 日野市総務部建築営繕課</td></tr><tr><td>訂 正 年 月 日</td><td colspan="8">設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝</td></tr></table>									工 事 名	日野市立まanganじ児童館改築建築工事								図 番	A-29	図 名	部分詳細図（3）	縮 尺	A1 1：5 A3 1：10				作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課								訂 正 年 月 日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝							
工 事 名	日野市立まanganじ児童館改築建築工事																																											
図 番	A-29	図 名	部分詳細図（3）	縮 尺	A1 1：5 A3 1：10																																							
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課																																											
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝																																											

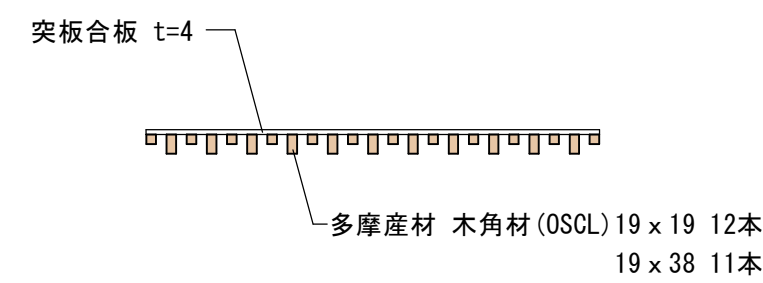




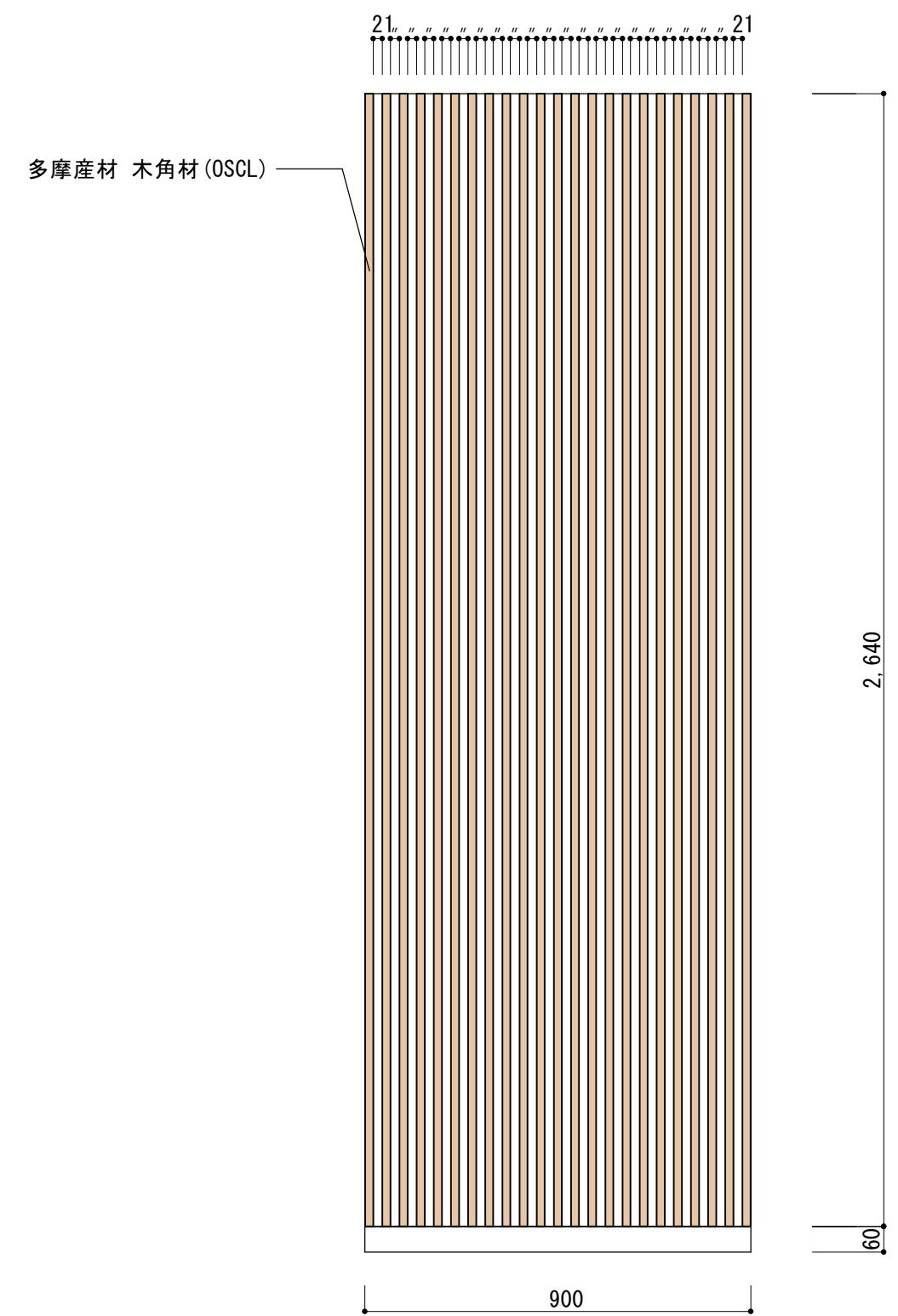
工 事 名	日野市立まanganじ児童館改築建築工事			
図 番	A-3 1	図 名	雑詳細図 (2)	縮 尺 A1 1 : 20 A3 1 : 40
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課			
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 1 6 9 8 8 号 設計者 一級建築士 第 2 6 7 3 7 1 号 菅野孝			



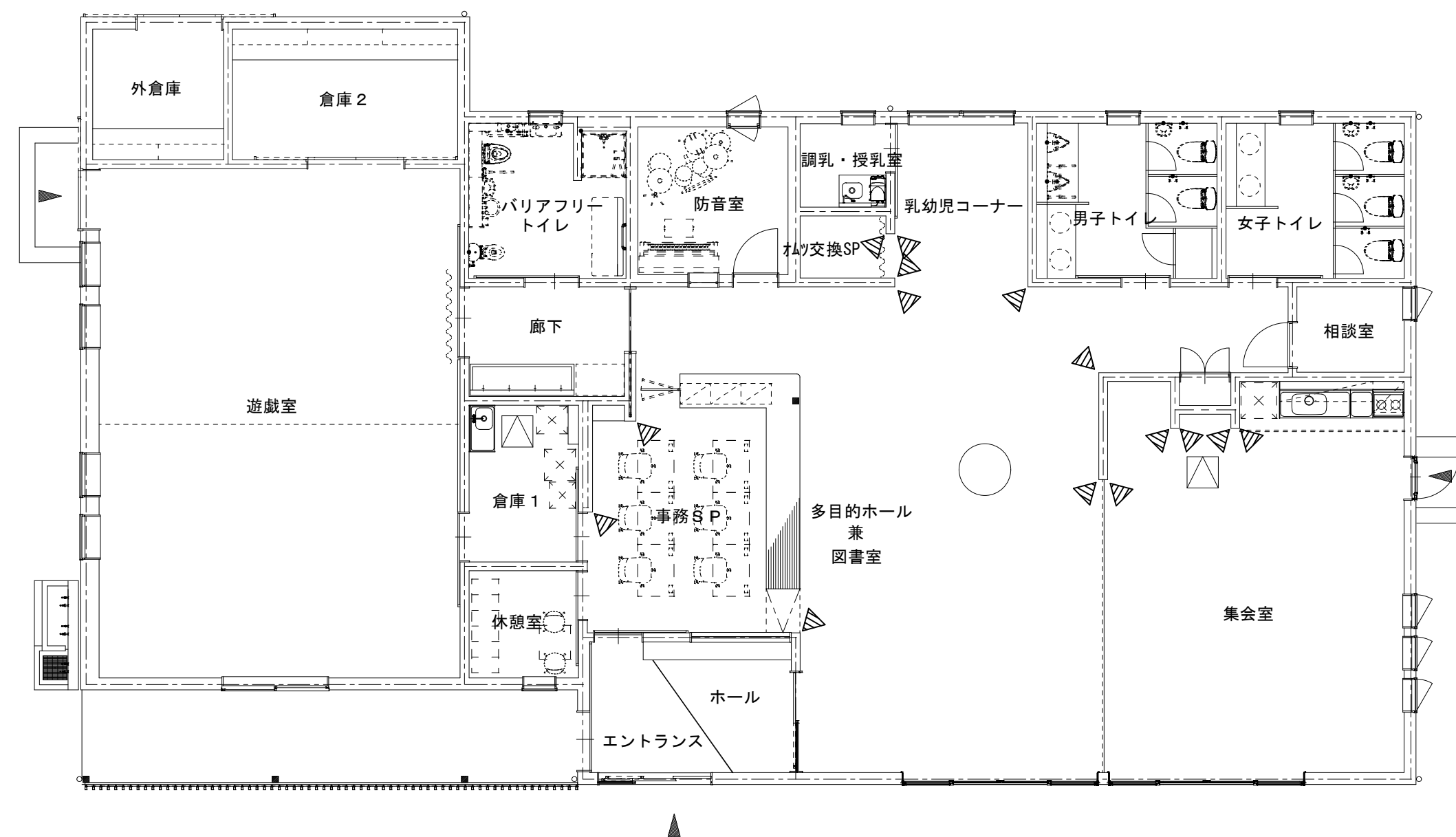
角材断面図 1/3



ルーバー平面図 1/15

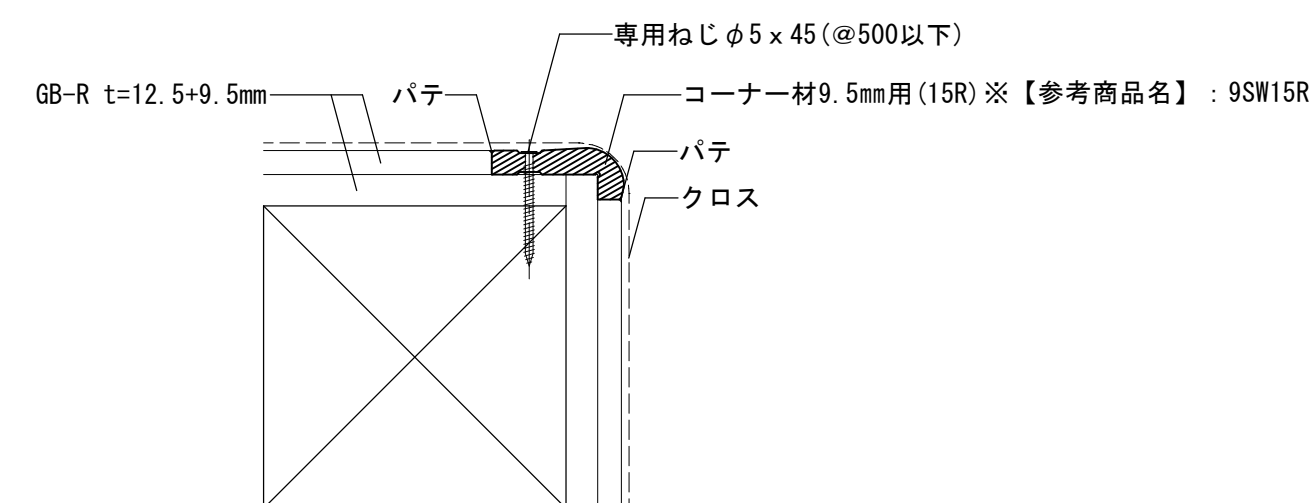


ルーバー姿図 1/15



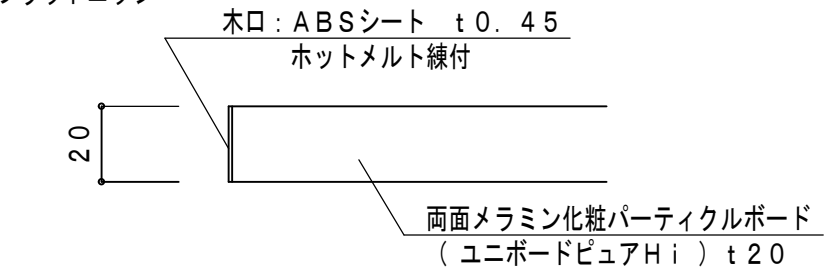
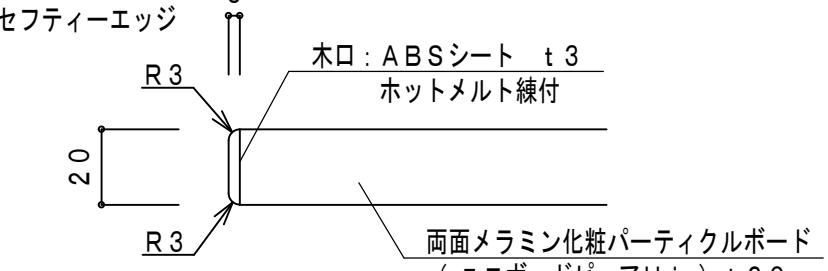
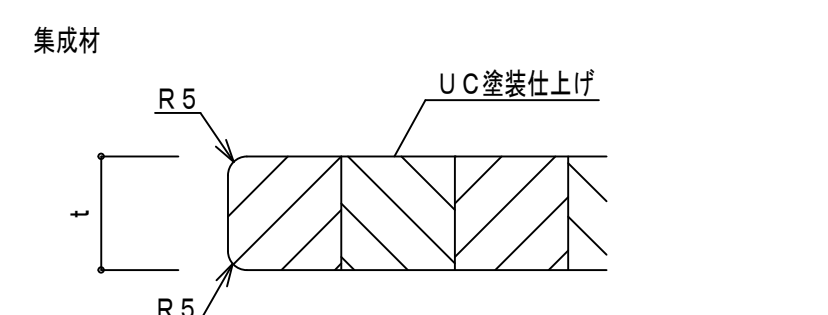
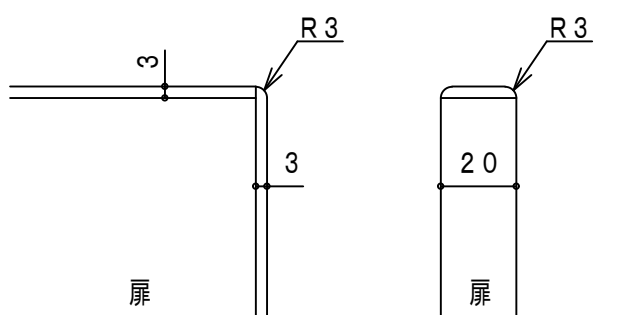
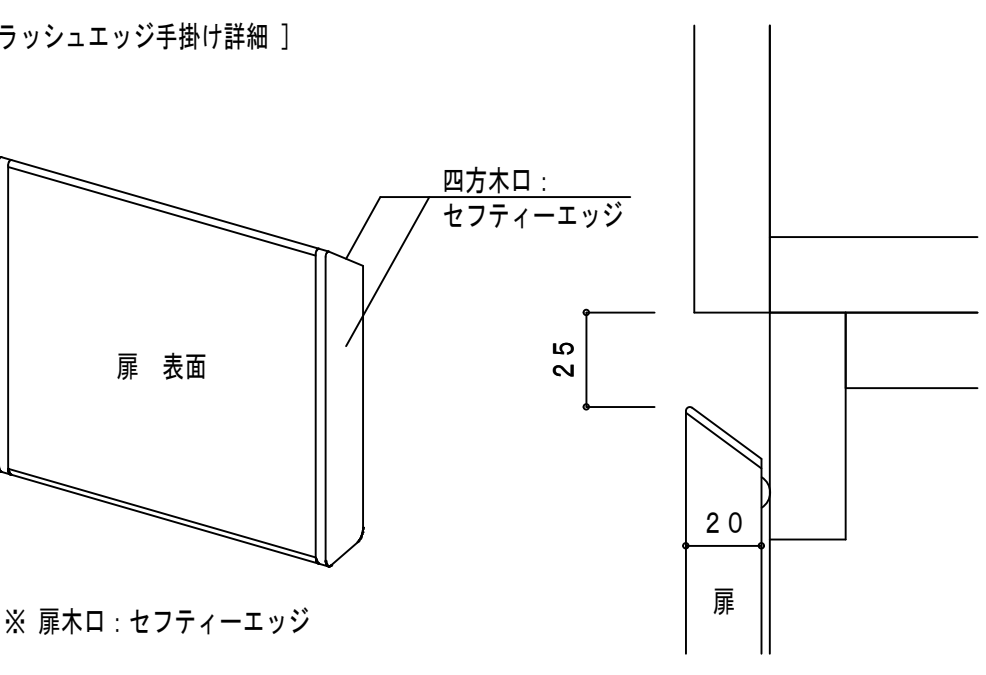
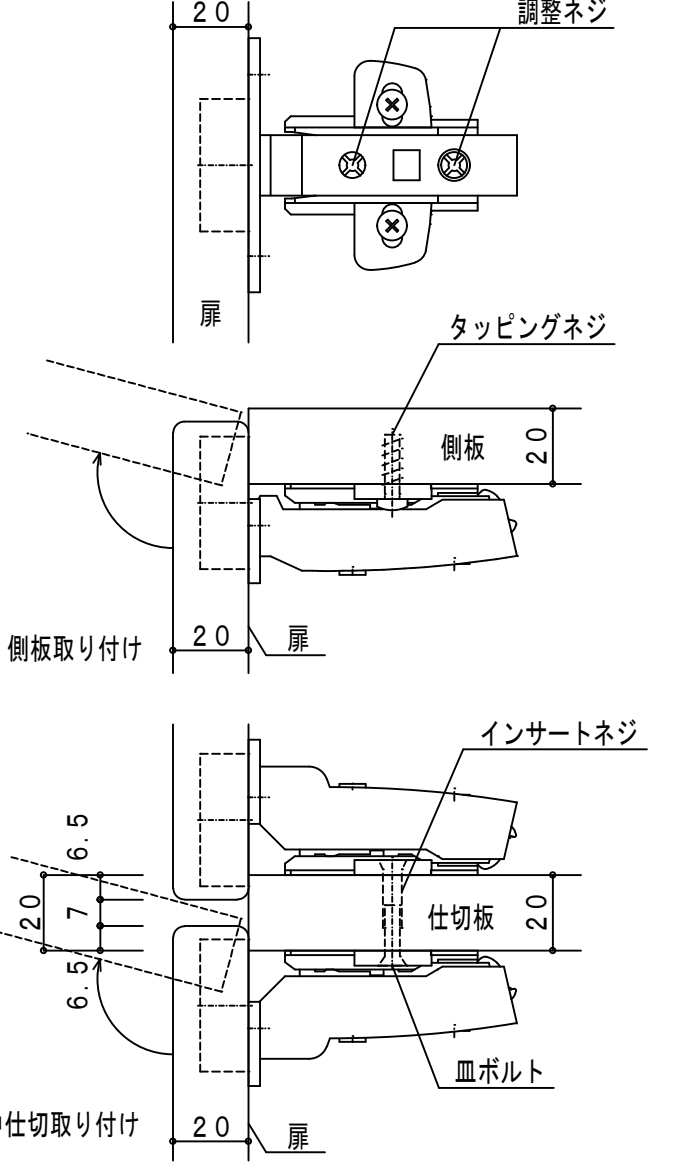
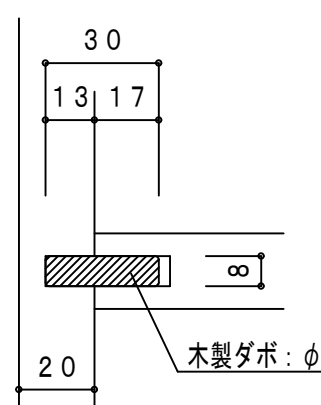
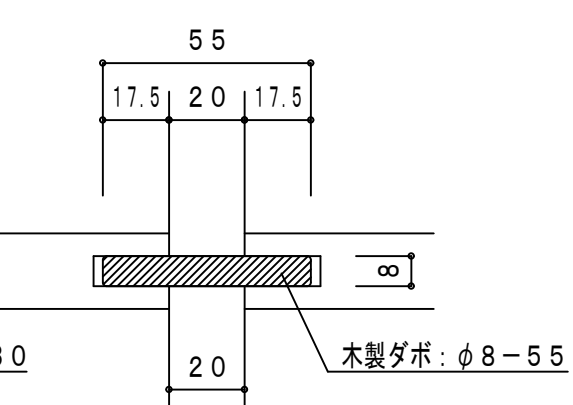
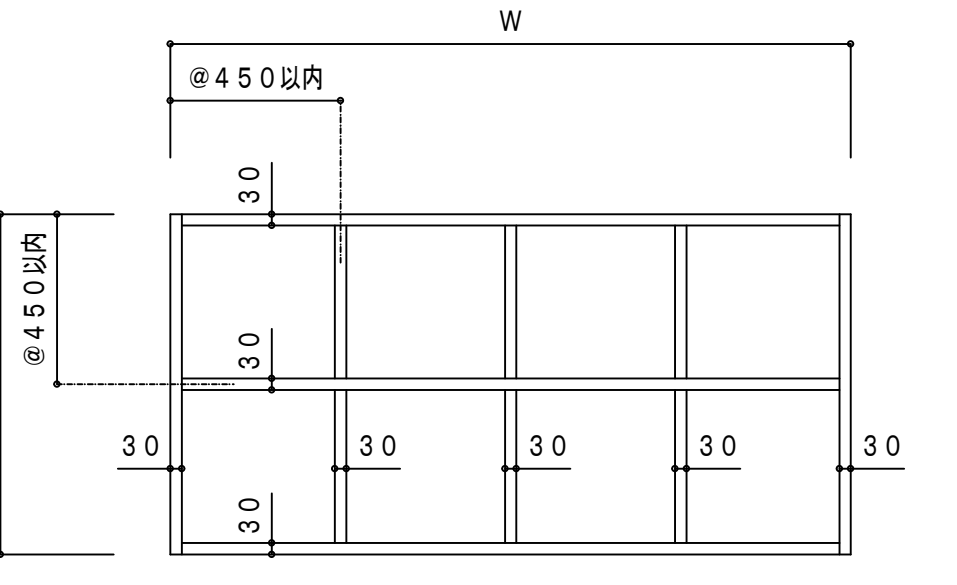
キープラン 1 : 100

△ : コーナ下地材 計15カ所



コーナー材納まり図 1/3

工 事 名		日 野 市 立 ま ん が ん じ 児 童 館 改 築 建 築 工 事			
図 番		A-3-2	図 名	雑詳細図 (3)	縮 尺 A1 : 1 : 3 A3 : 1 : 6
作 成 年 月 日		監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課			
訂 正 年 月 日		設 計 株式会社 事務所登録 設計者 土屋建築研究所 事務所登録 一級建築士 267371号 一級建築士 事務所登録 第 1616号 第 8号			

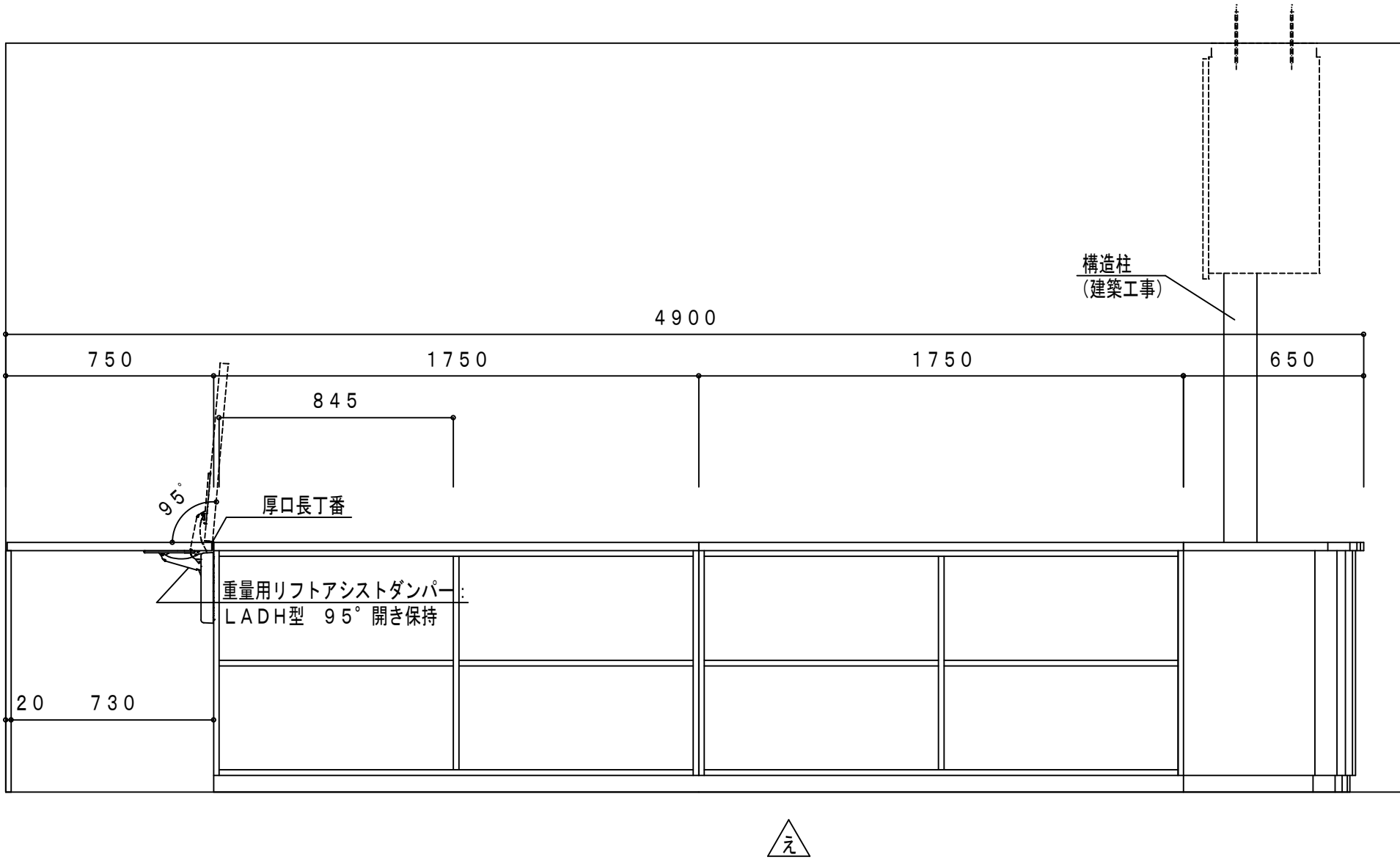
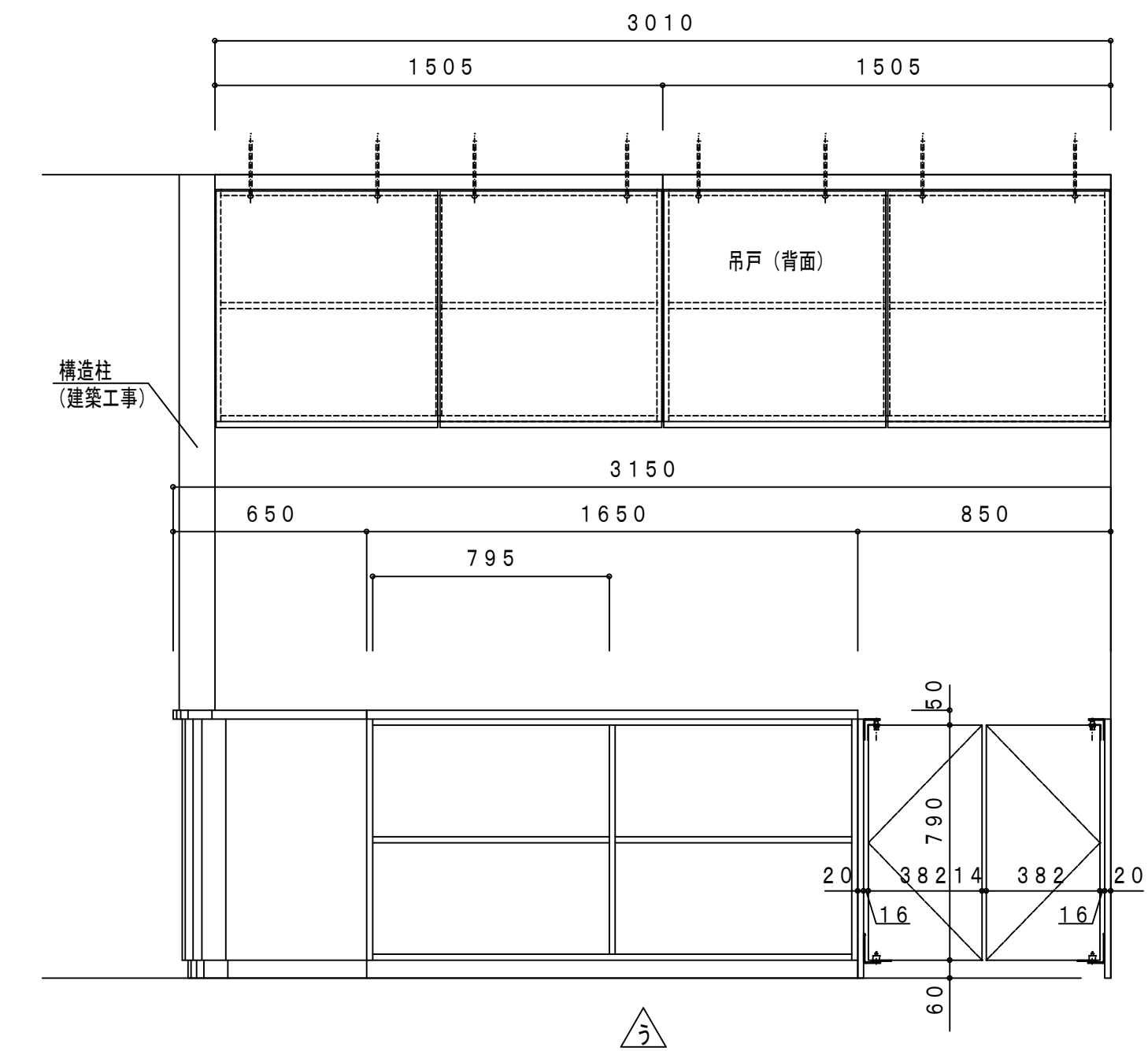
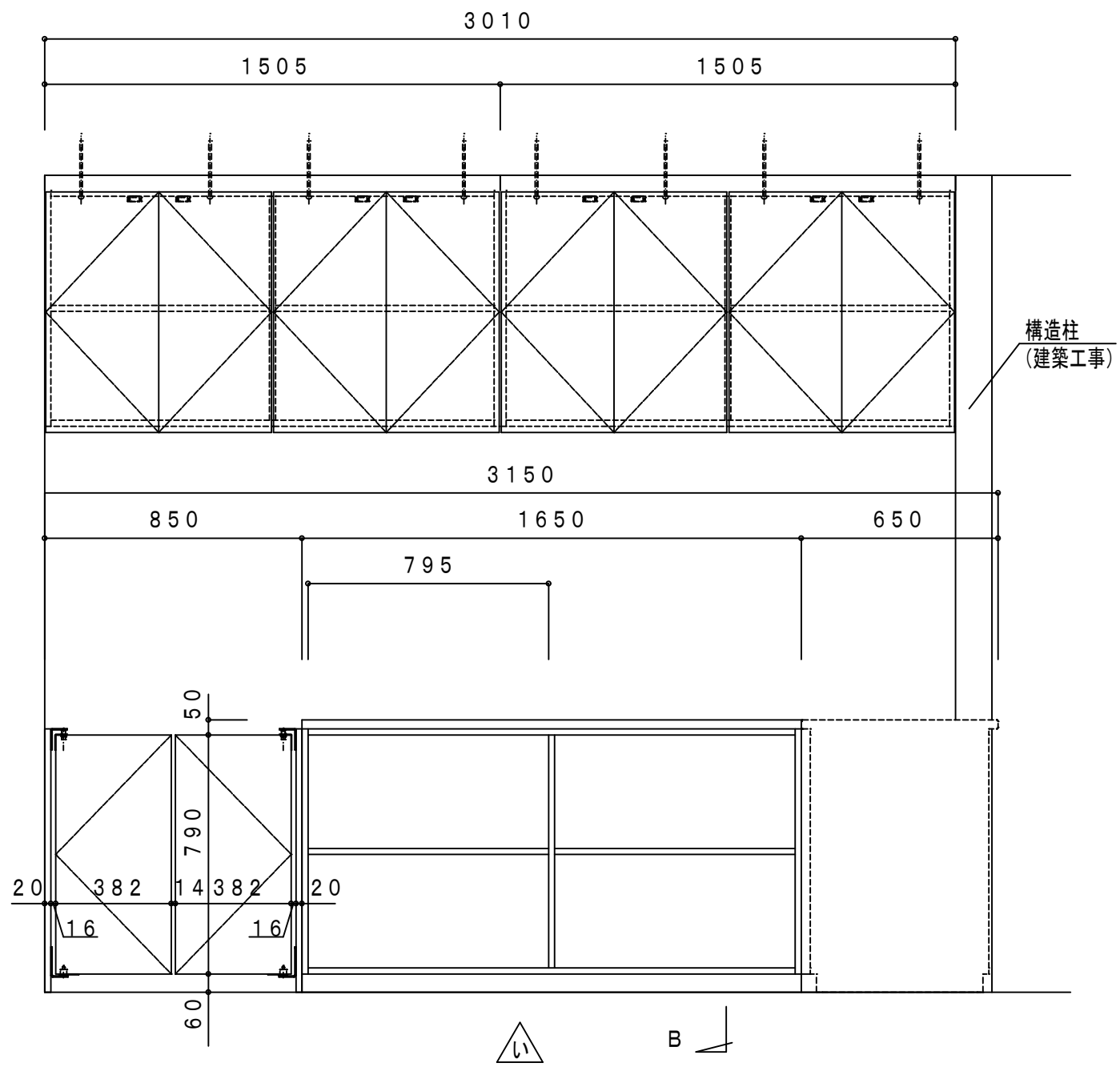
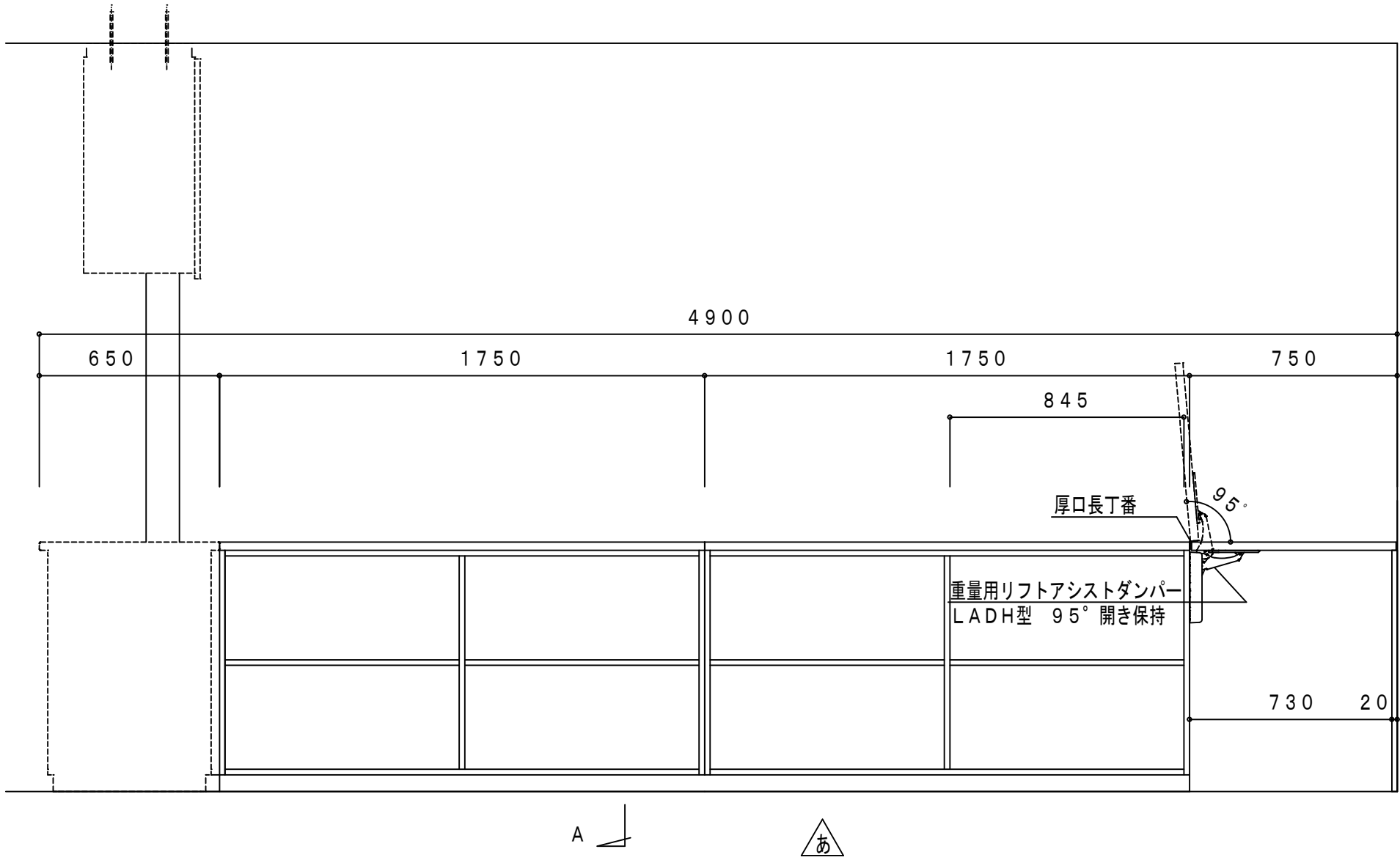
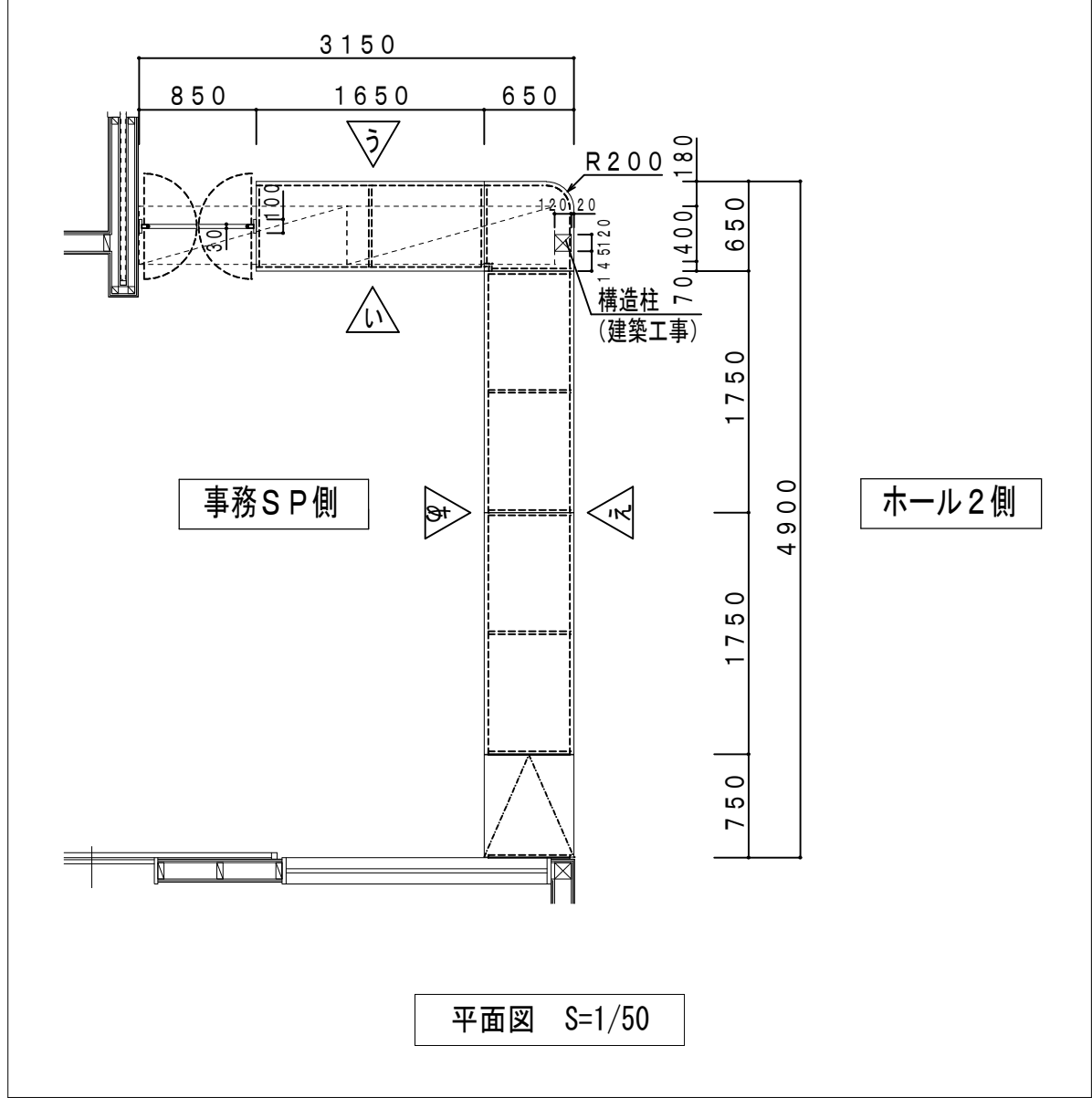
家具共通仕様「 図面中に特記なき所は下記の仕様とする。」						
1 本体・棚板	室内VOC（ホルムアルデヒド等）の低減効果と抗菌機能を持った可視光増感型触媒を工業的に配合した 両面メラミン化紙パーティクルボード（ユニボードビュアHi）厚さ20mm、F☆☆☆☆を使用する。 上記材料は、JIS-A5908適合、18タイプ（曲げ強さ18N/平方ミリメートル以上）とし、 JISマーク認定の国内工場での生産品、且つグリーン購入法適合品とする。	〔 木口詳細 〕 フラットエッジ  セフティーエッジ  集成材 	〔 開き扉詳細 〕 扉木口 詳細図  ※ 扉木口：セフティーエッジ 〔 スラッシュエッジ手掛け詳細 〕  ※ 扉木口：セフティーエッジ	キャッチ機構付ゼンシスヒンジ110°開き用蝶番（ソフトクローズ機構付） 	〔 接合部詳細 〕 木製ダボ（端部）  木製ダボ（中間部）  〔 裏板枠詳細 〕 	
2 木口処理	躯体からの水分浸入を防ぐために、本体は背面も含めてフラットエッジ（ABS樹脂をホットメルト継付）加工とする。 開き扉・抽斗前板はセフティーエッジ（ABS製 厚さ3mm ホットメルト継付）加工とする。					
3 表面処理	本体・棚板・建具等は使用時の擦り傷の発生を抑制するために鉛筆硬度 9H 以上の表面材を使用する。 本体色については色見本帳（45色以上）を提出の上決定する。					
4 裏板	ポリエステル化樹脂板 F☆☆☆☆ 厚さ4mmを使用し、 片面フラッシュ（450mm ピッチ以内に格子状枠組構造）とする。					
5 本体組立て	組立ては、製作工場での木製ダボ組接合とし、接合部のノックダウン金物は使用不可とする。					
6 巾木・台輪	ポリエステル化樹脂板仕上げ F☆☆☆☆（塗装不要）とする。					
7 建具	板戸は、くるといやホゾ抜け防止のため、かまち組み等は不可とし1枚物とする。					
8 蝶番	蝶番は、メンテナンスが容易なキャッチ機構付110°開きゼンシスヒンジ（ソフトクローズ機構付）を使用する。					
9 棚板受け	安全で外れにくいネジ込み式で、錆びにくいステンレス製ダボ φ8-M6を使用する。 棚板は外れ止めシャクリ加工を施す。					
10 特記事項	環境配慮及び品質確保のため、取り扱いはISO 14001、製作はISO 9001 取得企業とする。 製作にあたり、事前に製品の品質証明書及び材料と接着剤の安全データシートを提出し、素材・金物の承認を受ける。					
11 施工	家具取付は、安全のため壁や床に耐震固定を施す。					

F-1 カウンター（下部：靴箱） 1階 事務SP / 1ヶ所

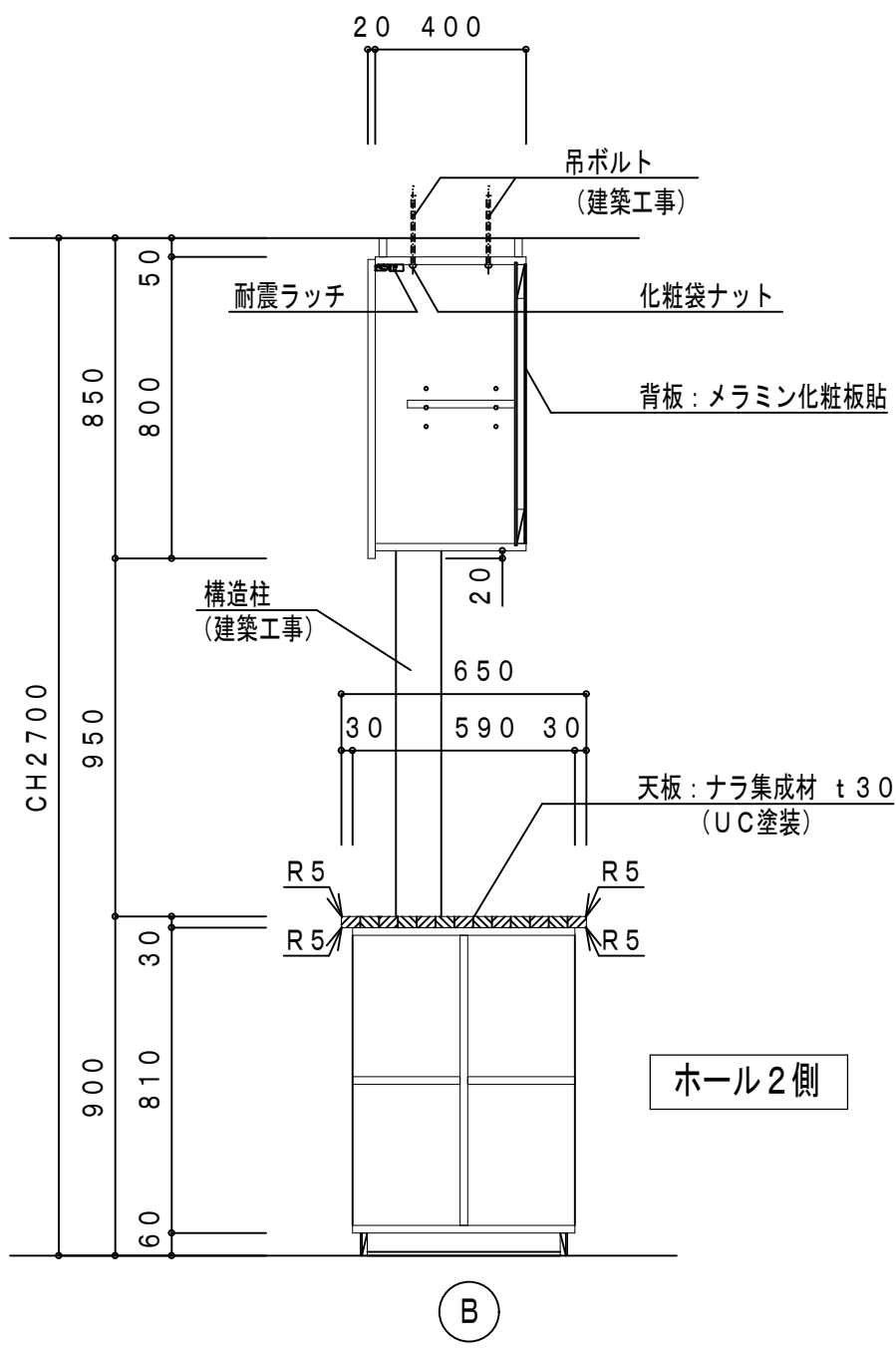
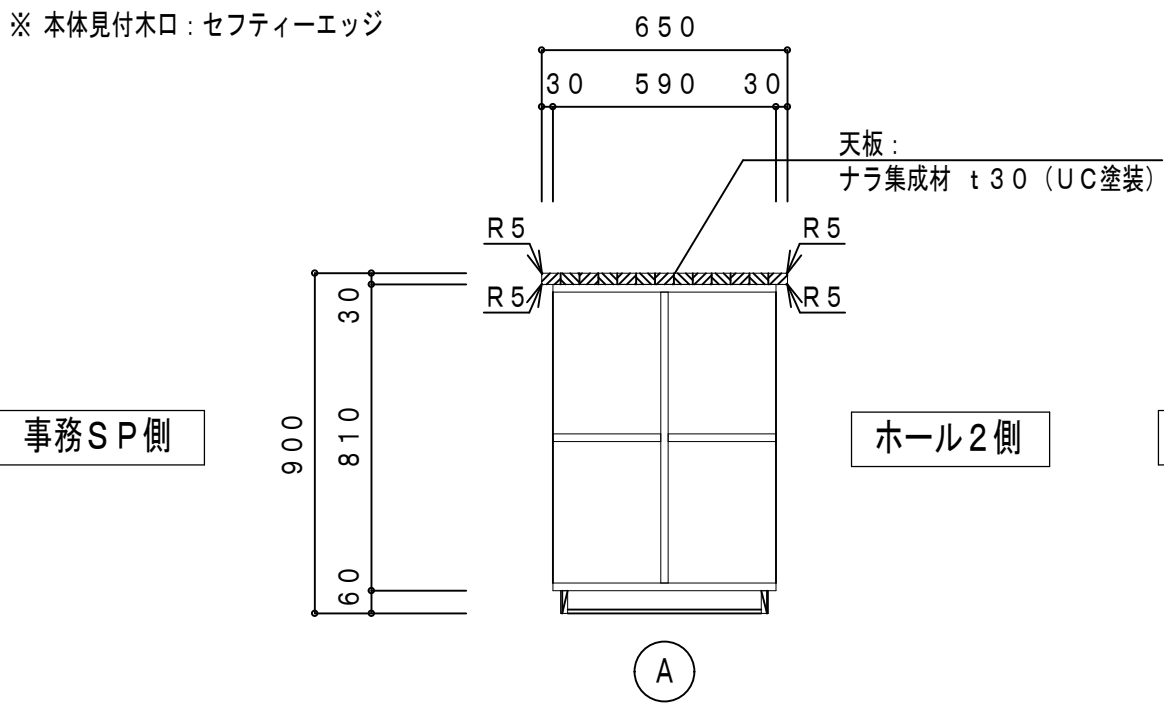
カーテンボックス

【設置ヶ所リスト】		
	設置ヶ所	W 数量
C1	多目的ホール兼図書室	3,900 1
C2	集会室	3,900 1
C3		2,520 1
C5	遊戯室	2,130 1
C6		2,300 1
C7		3,590 1

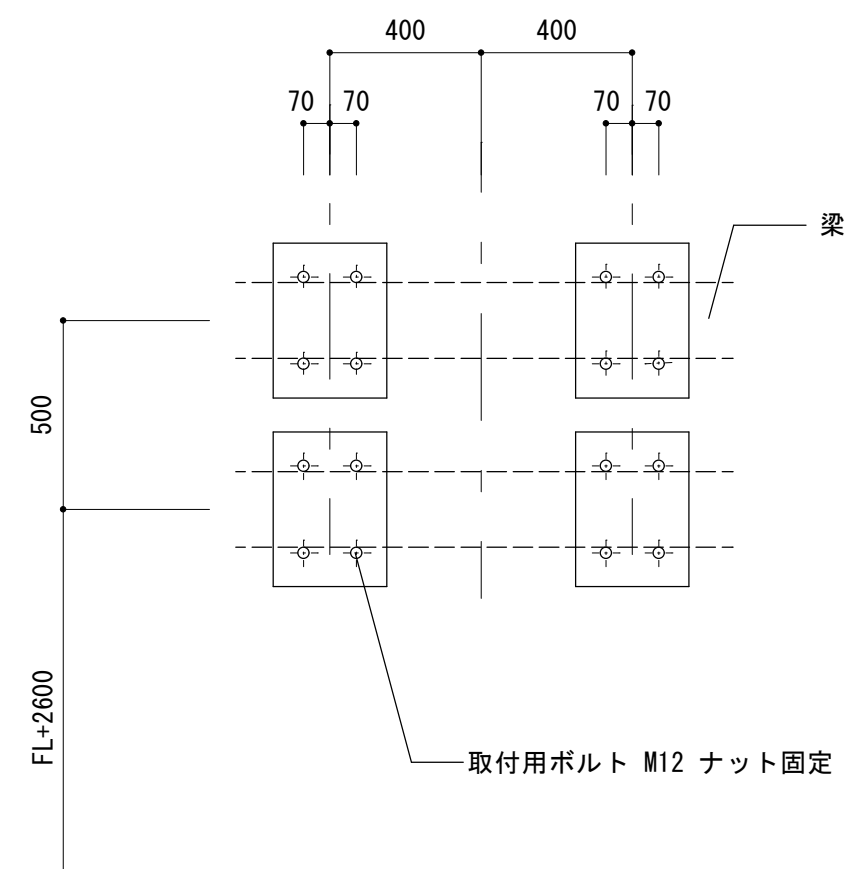
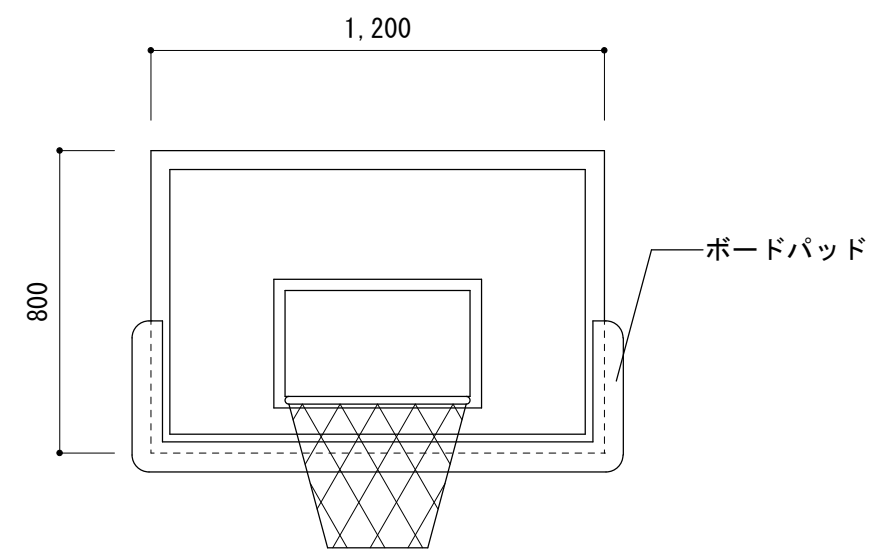
工 事 名	日 野 市 立 ま ん が ん じ 児 童 館 改 築 建 築 工 事		
図 番	A-33	図 名	雑詳細図（4）
作 成	年 月 日	監 理	日 野 市 総 務 部 建 築 営 繕 課
訂 正	年 月 日	設 計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東 京 都 知 事 第 1 6 9 8 8 号 設計者 一 級 建 築 士 第 2 6 7 3 7 1 号 菅 野 孝



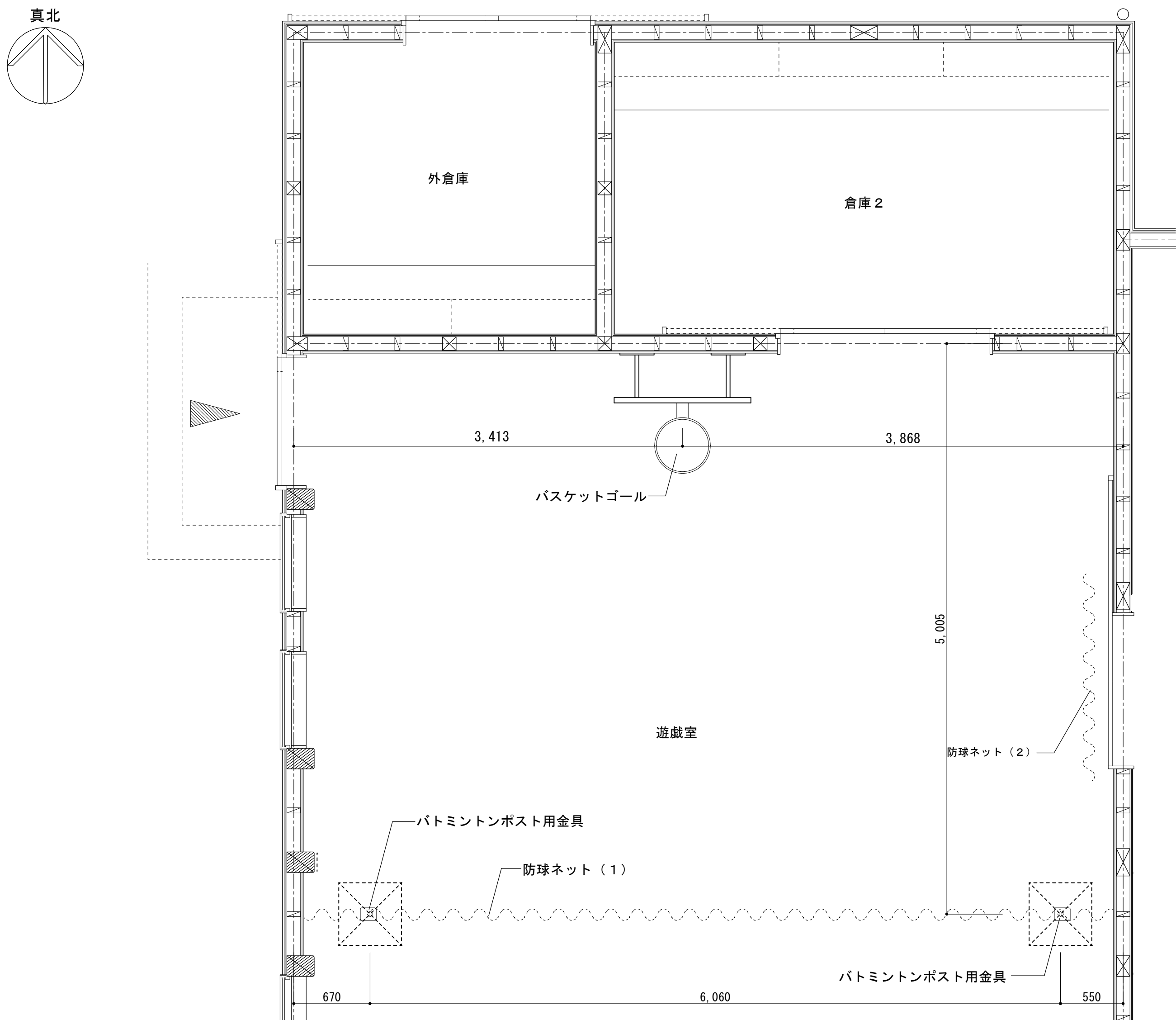
※ 厚木口：セフティーエッジ
※ 本体見付木口：セフティーエッジ



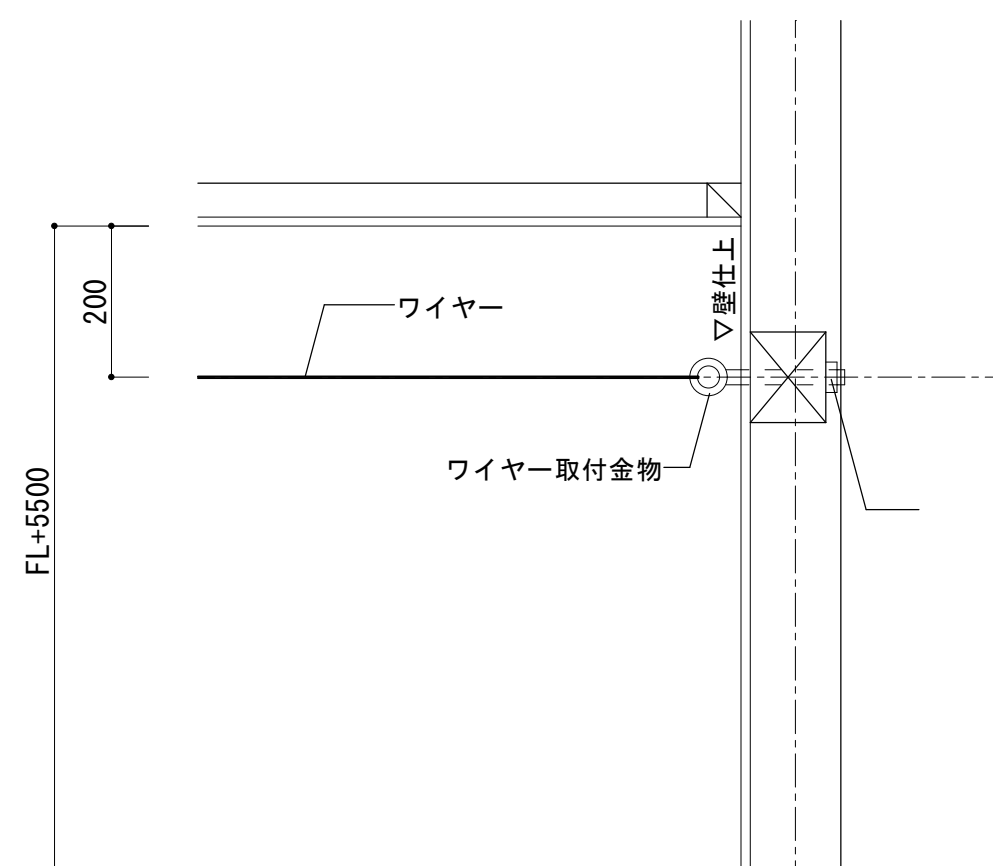
工 事 名	日野市立まんがんじ児童館改築建築工事			
図 番	A-34	図 名	雑詳細図 (5)	縮 尺 A1 1:20 A3 1:40
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課			
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第169988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝			



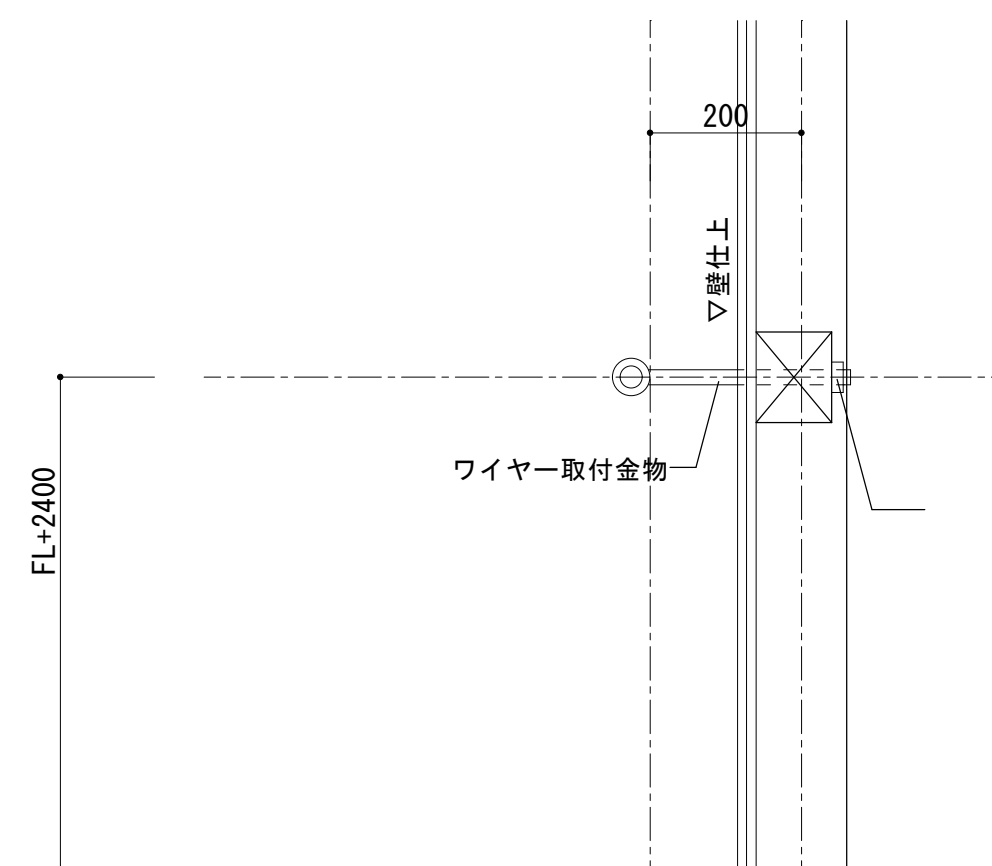
固定式ミニバスケット取付詳細図 1/20



※防球ネット：ポリエチレンネット 25mm目

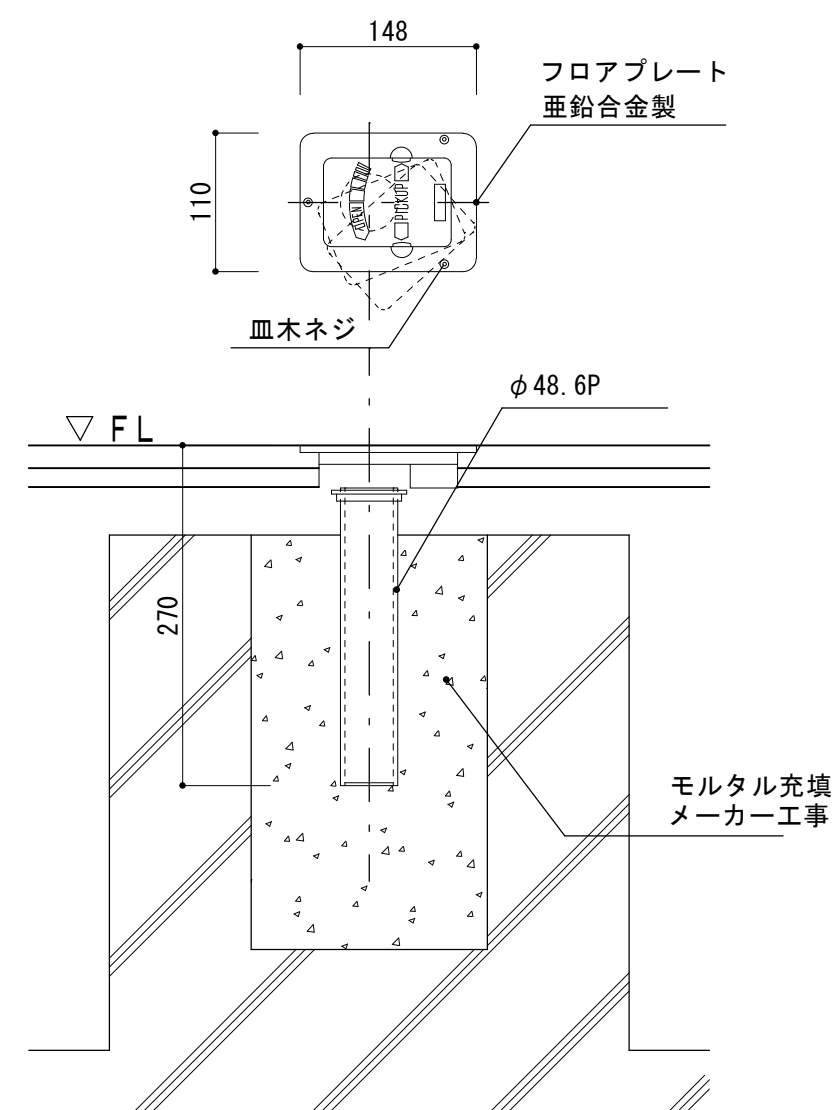


防球ネット（１）取付詳細図 1/10

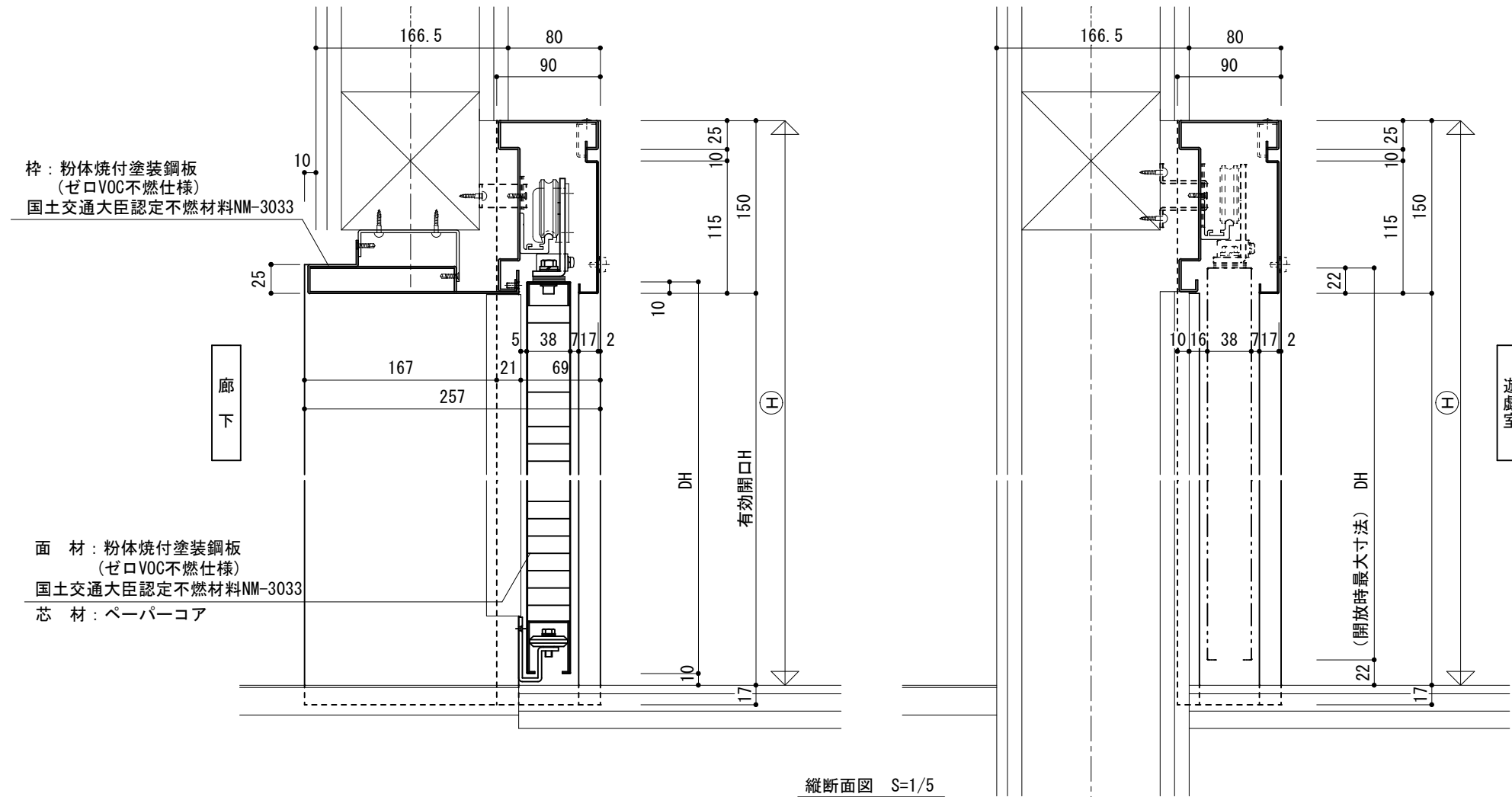
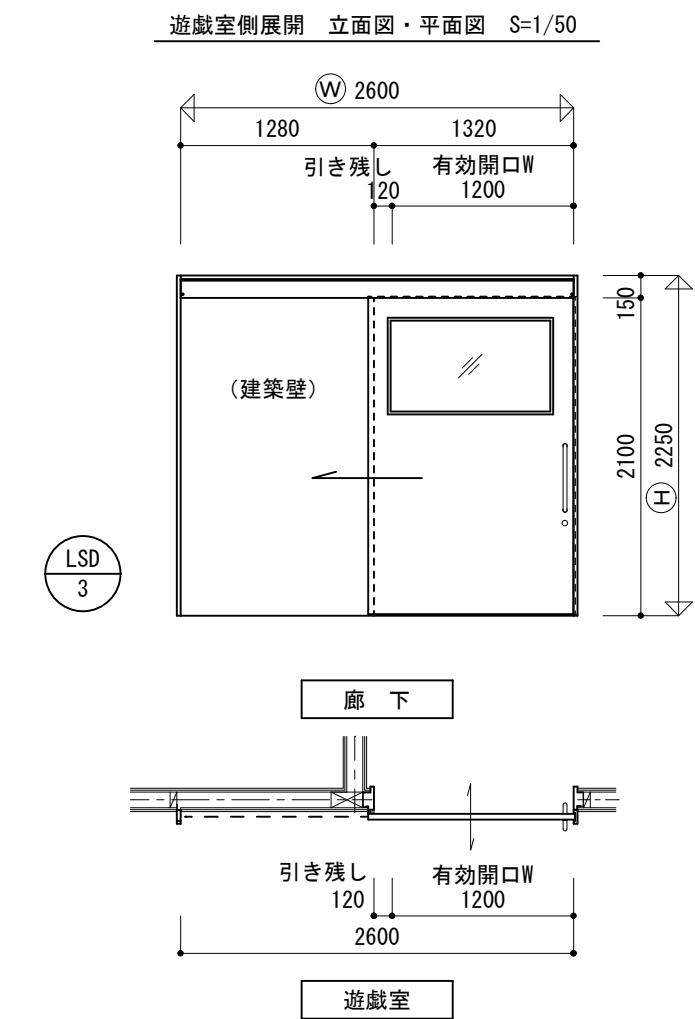


防球ネット（２）取付詳細図 1/10

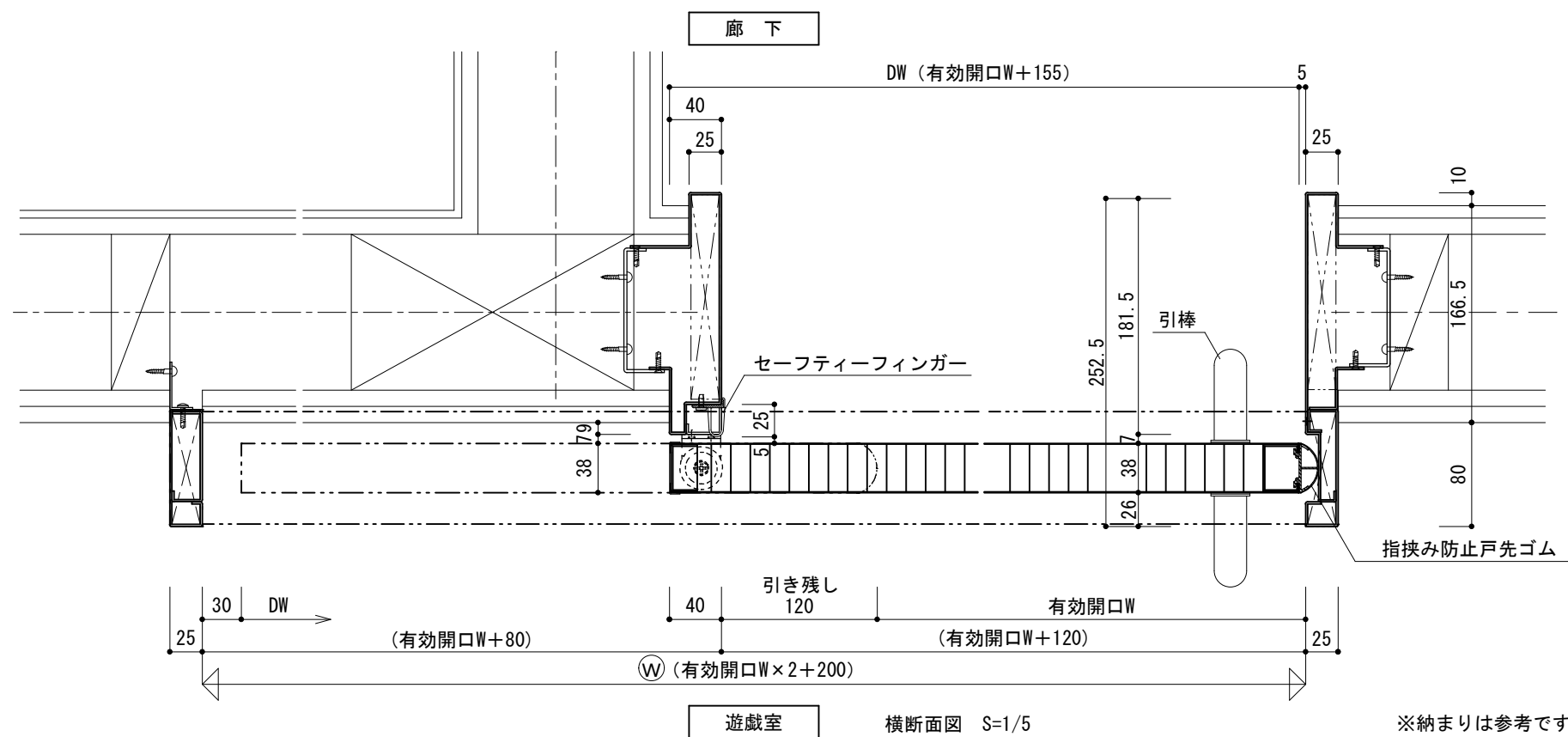
バトミントンポスト用金具取付詳細図 1/6



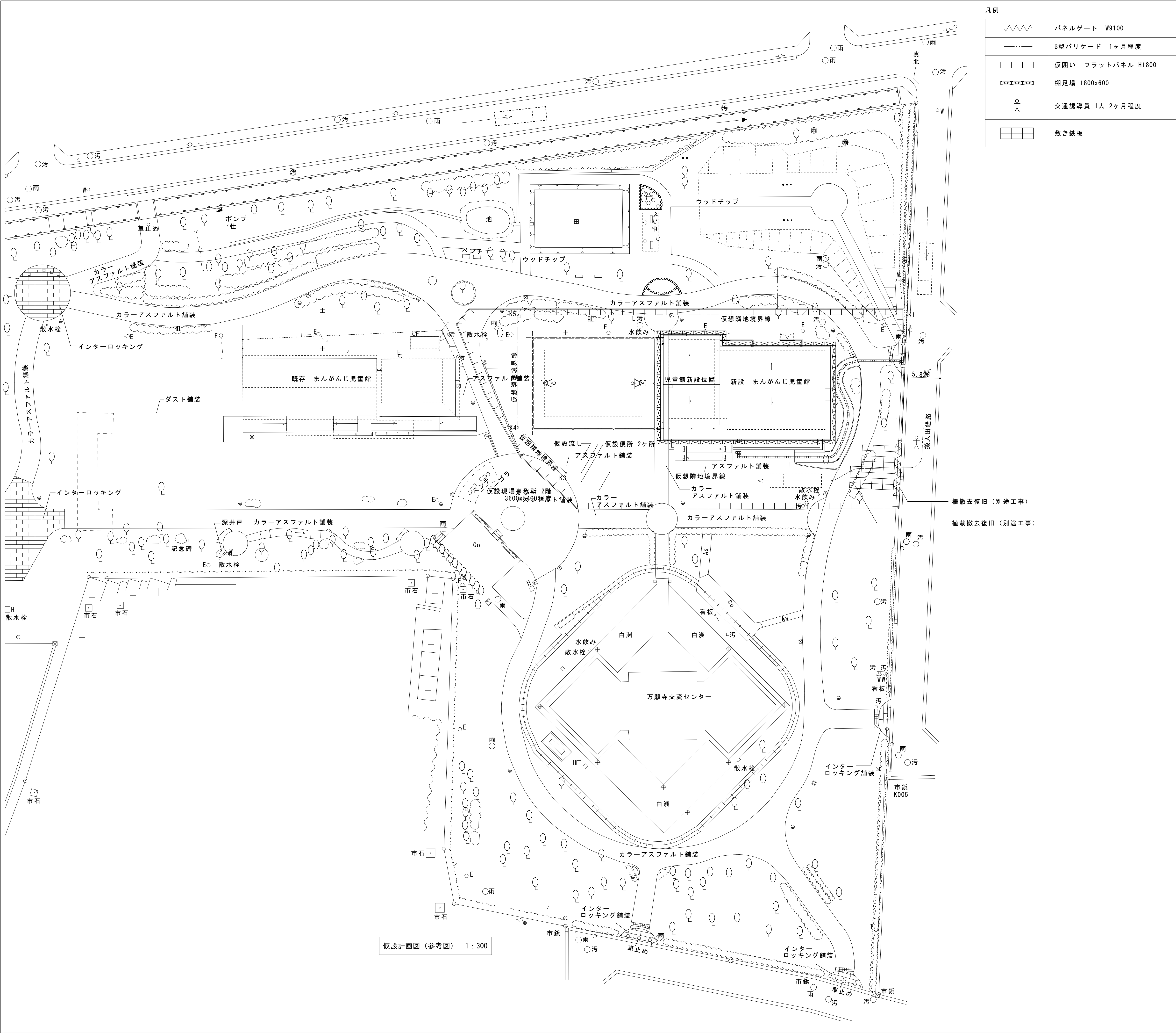
工 事 名		日 野 市 立 ま ん が ん じ 児 童 館 改 築 建 築 工 事			
図 番		A-3 5	図 名	屋 内 体 育 器 具 詳 細 図	縮 尺 A1 : 20 A3 : 1:40
作 成 年 月 日		監 理 日 野 市 総 務 部 建 築 倉 庫 課			
訂 正 年 月 日		設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所所在地 東京都 杉 区 山 手 1-15-8 設計者 一級建築士 第 267371 号 宮野 浩			



*軽量鋼製建具 仕様表(壁付シャトルドア匠R)			
	部材名	材質・規格	板厚
枠	縦枠・無目・三方枠	粉体焼付塗装鋼板(ゼロVOC不燃仕様)	1.6mm
	点検口カバー	粉体焼付塗装鋼板(ゼロVOC不燃仕様)	1.2mm
	ハンガーレール	アルミ押出型材	
引戸	面材	粉体焼付塗装鋼板(ゼロVOC不燃仕様)	0.6mm
	芯材	ペーパーコア	
	指挟み防止戸先ゴム	硬質・軟質 塩化ビニル	
金物	エッジレスフラット明り窓	アルミ押出型材(アルマイト シルバー)	
	上吊車、引棒、錠前、振れ止め車、全開時ストッパー、エアダンパー、脱輪防止装置		
	セーフティーフィンガー		
備考	鋼板：国土交通大臣認定材料 NM-3033		
	耐久性能：開閉繰り返し試験(JISA5545) 300万回合格		
	耐衝撃性：耐衝撃性試験(JISA1518) 35等級合格		
	非溶接工法		



工 事 名	日野市立まながんじ児童館改築建築工事			
図 番	A-3 6	図 名	参考詳細図(LSD建具)	縮 尺 A1 1:5 A3 1:10
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課			
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝			



凡例	
	パネルゲート W9100
	B型バリケード 1ヶ月程度
	仮囲い フラットパネル H1800
	柵足場 1800x600
	交通誘導員 1人 2ヶ月程度
	敷き鉄板

工 事 名	日野市立まんがんじ児童館改築建築工事		
図 番	A-37	図 名	仮設計画参考図
作 成 年 月 日		監 理	日野市総務部建築営繕課
訂 正 年 月 日		設 計	株式会社 土屋建築研究所 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第16988号 設計者 一級建築士 第267371号 菅野孝